

平成27年2月21日第7回会議資料：小野市子ども・子育て支援事業計画（総括審議案）

第7回会議 資料（平成27年2月21日）

子ども・子育て支援事業計画（総括審議案）

小野市子ども・子育て支援事業計画（案）

新ひまわりプラン

（会議後修正版）

平成27年3月

小 野 市

はじめに

全国的に少子高齢化が進行するなか、本市では、…

平成27年3月

小野市長 蓬 萊 務

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
5. 子ども・子育て支援新制度のポイント	7
6. 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像	8
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	9
1. 小野市の沿革・地勢等の概要	9
2. 統計からみる現状	11
3. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現状	18
4. アンケート調査結果からみる現状	29
5. 次世代育成支援対策後期行動計画の評価と課題	39
6. 次世代育成支援対策後期行動計画から子ども・子育て支援事業計画へ	41
第3章 計画の基本理念と5つの基本目標・体系	42
1. 計画の基本理念	42
2. 計画の5つの基本目標	43
3. 計画の体系	45
第4章 計画の内容	46
基本目標1 人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり ～「幼児教育・保育、学童期教育・保育」～	46
基本目標2 保護者が主体的に子育てが行える環境づくり	51
基本目標3 健やかに子どもを生き育てる環境づくり	56
基本目標4 すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり	61
基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり	66

第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保計画	71
1. 計画期間における児童数の見込み（児童数の推計）	71
2. 教育・保育提供区域の設定	72
3. 幼児教育・保育の提供	73
4. 地域子ども・子育て支援事業の提供	74
第6章 すこやか親子おの21・Ⅱ計画	84
1. すこやか親子おの21・Ⅱ計画策定の趣旨	85
2. 推進期間	85
3. 「すこやか親子おの21・Ⅱ」計画の構成	85
4. 取り組みの内容	88
第7章 計画の推進	98
1. 推進体制の整備と進行管理	98
2. 市民及び関係団体等との連携	99
資料編	
1. 小野市子ども・子育て会議条例	101
2. 小野市子ども・子育て会議委員名簿	102
◎ 小野市公園遊々マップ	巻末

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、小野市の未来を創る貴重な存在です。地域社会の希望を託す子どもたちが健やかに成長でき、子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境を整えることは、地域社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。小野市においても平成12年3月策定の「小野市児童育成計画／子育て支援ひまわりプラン」から、平成17年3月に「小野市次世代育成支援対策行動計画／子育て支援ひまわりプランⅠ」を策定し、平成22年3月には「小野市次世代育成支援対策後期行動計画／子育て支援ひまわりプランⅡ」により、子どもの視点、親の視点、地域の視点を踏まえた子どもたちの健やかな成長、すべての子育て家庭を地域社会全体で支えるまちづくりをめざして取り組んできました。

しかしながら、少子化や核家族化は依然として進行し、市街地への人口集中と地域コミュニティ力の低下、晩婚化と出産の高年齢化、就労環境の厳しさや多様化等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、ひとり親家庭や経済的な問題を抱える家庭をはじめ、子育ての不安感や孤立感を抱いている家庭が地域とのつながりの希薄化等によって増加し、子育てを地域社会全体で支えていく新たな仕組みの構築が必要となりました。

そこで国では、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から新たな子育ての仕組みとなる「子ども・子育て支援新制度」を進めていくこととしました。

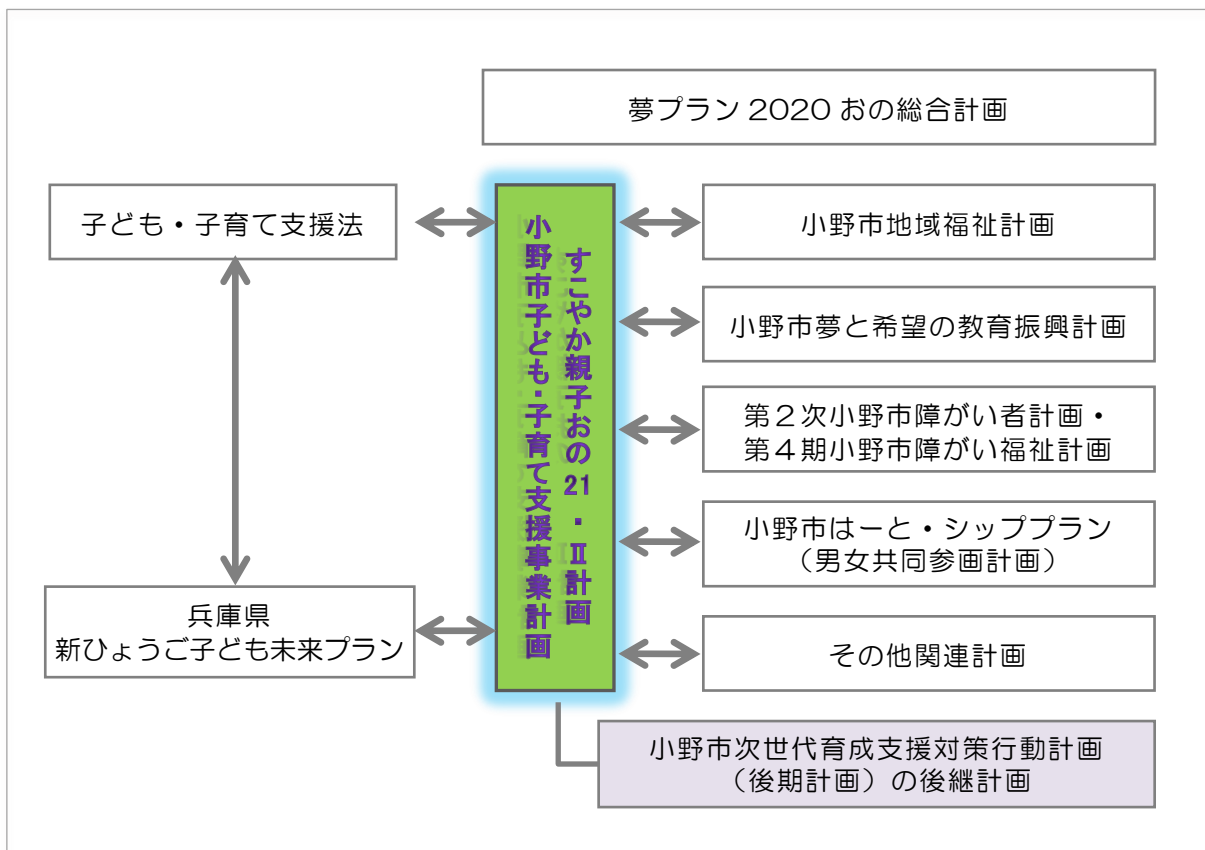
小野市においても、すべての子どもが心豊かに成長するために、親（保護者）が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、身近な地域において適切な子育て環境が等しく保障されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保し、地域の人材を生かした安全で安心な子どもたちの活動拠点や良質な学びの場の提供を総合的に推進するため、「小野市次世代育成支援対策後期行動計画／ひまわりプランⅡ」の取り組みを引き継ぎ、小野市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、国の基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画として定めるものです。また、次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布され、法律の有効期間が10年間（平成37年3月31日まで）延長されたことから、これまで展開してきた「小野市次世代育成支援対策後期行動計画／ひまわりプランⅡ」における取り組みを継承する計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、「夢プラン2020おの総合計画」が掲げる理念や将来像をもとに、「小野市地域福祉計画」「小野市夢と希望の教育振興計画」「第2次小野市障がい者計画・第4期小野市障がい福祉計画」「小野市はーと・シッププラン（男女共同参画計画）」などの各種関連計画と整合性を保ち、特に本計画の事業計画施策体系上、関連性が顕著な「すこやか親子おの21・Ⅱ計画」を本計画書中に包括することにより連携の強化を図ります。

【計画の位置付けイメージ（他計画との関係図）】



3. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画の期間とします。

なお、子ども・子育て支援法第19条第1項の規定による認定の状況を踏まえ（同規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合）、計画期間の中間の年度（平成29年度）を目安として、必要な見直しを行うことがあるものとします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、就学前児童・小学生児童を養育するすべての保護者を対象として、子ども・子育てに関する支援制度の利用状況や利用希望（ニーズ）、日常の子育ての実態や小野市の子育て環境に対するご意見等について、平成25年12月に「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

種類	調査対象（平成25年11月11日現在）
就学前児童	小野市在住の就学前児童の保護者（全数調査）2,218人 ※就学前児童が複数いる場合は、年齢が一番小さい児童のみを対象とした
小学生児童	小野市在住の小学生児童の保護者（全数調査）2,295人 ※小学生児童が複数いる場合は、学年が一番小さい児童のみを対象とした

② 調査期間

種類	調査期間
就学前児童	平成25年12月2日（月）～平成25年12月16日（月）
小学生児童	

③ 調査方法

種類	調査方法	
就学前児童	① 幼稚園・保育所（園）に通う児童の保護者	在籍園（所） 配付・回収
	② ①以外の就学前児童の保護者	郵送配付・回収
小学生児童	① 市内の小学校・特別支援学校に通う児童の保護者	在籍学校 配付・回収
	② 市外の小学校等に通う児童の保護者	郵送配付・回収

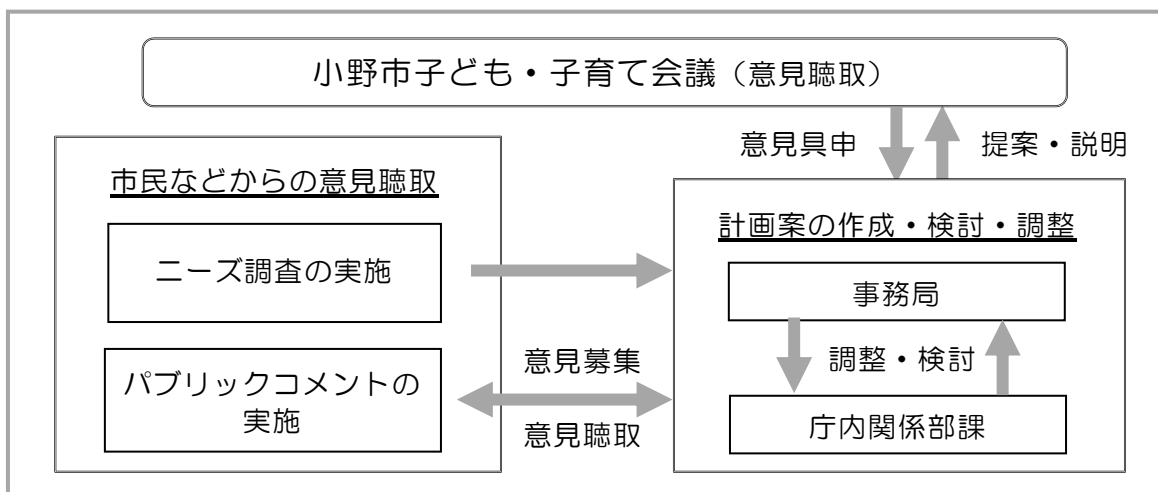
④ 回収結果

種類	全児童数	配布数(A)	回収数		有効 回収数(B)	有効回収率 (B) / (A)
				うち 無効票		
就学前児童	3,093 人	2,218 件	1,722 件	4 件	1,718 件	77.5%
小学生児童	3,108 人	2,295 件	2,009 件	5 件	2,004 件	87.3%

(2) 小野市子ども・子育て会議における審議

子ども・子育て支援法が施行され、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査するための合議制の機関として、専門的な知識や多角的な見識を有する委員 15 名で構成する「小野市子ども・子育て会議」を設置し、次のとおり審議を行って本計画を策定しました。

(小野市子ども・子育て会議条例…平成 25 年 9 月 30 日公布／条例第 13 号)



【小野市子ども・子育て会議の開催状況（概要）】

回次	開催年月日	主要議事・審議内容
第1回	平成25年11月13日（水） 午前10時00分～12時00分	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱式 子ども・子育て支援新制度の概要説明 アンケート調査の実施、設問項目・内容の審議
第2回	平成26年2月22日（土） 午後1時30分～3時30分	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画の作成・圏域設定の審議 アンケート調査単純集計結果の報告
第3回	平成26年5月8日（木） 午後3時00分～5時00分	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果報告書製本化の審議（承認） 子ども・子育て支援事業計画の計画期間における児童数推計値、幼児教育・保育等量の見込み値の審議 すこやか親子おの21計画取組み結果の報告
第4回	平成26年6月14日（土） 午後1時30分～3時30分	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画（骨格体系）の審議 幼児教育・保育等量の見込み値修正の審議 次世代育成支援対策後期行動計画成果指標の達成状況の報告 すこやか親子おの21・Ⅱ計画（素案）の審議（承認）
第5回	平成26年8月4日（月） 午後1時30分～3時30分	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画書（骨子案）の審議 幼児教育・保育等量の見込み修正値と確保計画の審議 保育の必要性に関する認定基準等4条例案の制定の審議（9月議会での議案提出承認）
第6回	平成26年10月16日（木） 午後3時30分～6時00分	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画書（素案）の審議 幼児教育・保育等量の見込み値と確保計画県協議暫定値の審議（承認） 次世代育成支援対策後期行動計画の事業評価審議 保育認定選考基準表の審議（承認）
第7回	平成27年2月21日（土） 午前9時30分～11時40分	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画書（最終案）の総括審議 すこやか親子おの21・Ⅱ計画（案）の包括審議 次年度からの本事業計画に係る進行管理

（3）事業計画書（案）に対するパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、平成27年1月に市民からの意見募集手続き（パブリックコメント）を下記の要領で実施したところ、意見応募はありませんでした。

【実施概要】

実施期間：平成27年1月20日（火）～平成27年2月10日（火）

実施方法：市ホームページ上での電子掲載

コミュニティセンター等（10か所）での閲覧配置

（配置場所：①子育て支援課、②教育委員会事務局、③児童館“チャイコム”、④福祉総合支援センター、⑤コミュニティセンターおの、⑥コミュニティセンターかわい、⑦コミュニティセンターきすみの、⑧コミュニティセンターいちば、⑨コミュニティセンターおおべ、⑩コミュニティセンター下東条）

5. 子ども・子育て支援新制度のポイント

（1）幼児期の新たな「教育・保育」の給付制度の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」と、家庭的保育事業等の「地域型保育給付」が創設されます。

新制度における「教育・保育」を受ける際は、保護者が申請を行い、子どもの保育の必要性や必要量について、市町村の認定を受けることになります。

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うため、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行います。

対象施設・事業等による区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども	年齢	満3歳以上		満3歳未満
	保育の必要性	不要	必要	
保育の必要量		—	保育標準時間／保育短時間	
利用できる教育・保育施設又は事業（原則）	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	地域型保育事業			○

（注）「保育の必要性」は、保護者が就労等のため、子どもを家庭で保育することが困難な事由がある場合に認定します。

（注）「保育の必要量」は、保護者の就労状況等に応じて、「保育標準時間（11時間／7時～18時）」又は「保育短時間（8時間／8時～16時）」の認定を行います。

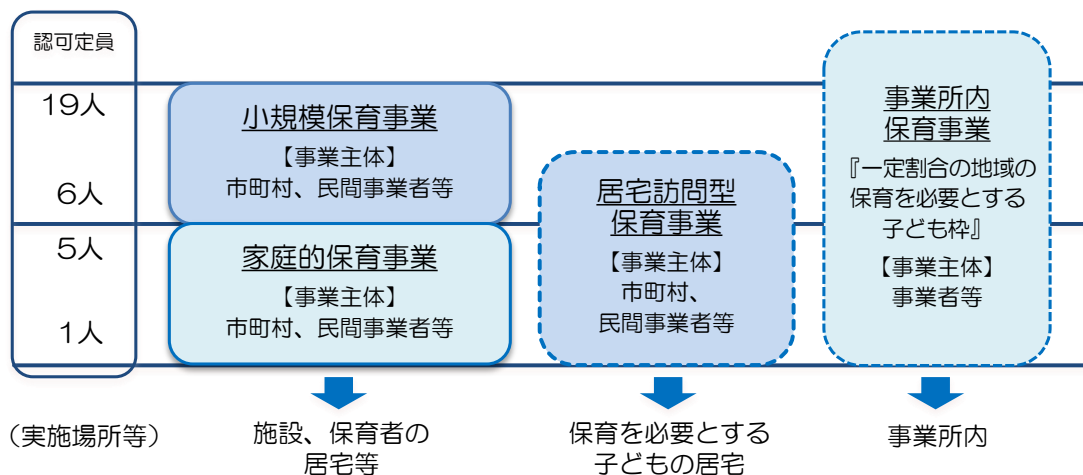
なお、1号認定にかかる「教育標準時間は、4時間程度」とされています。

（注）「認定こども園」は4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）あり、その中で「幼保連携型認定こども園」は、改正認定こども園法に基づく学校（教育基本法第6条第1項に基づく法律に定める学校）であるとともに児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項）でもある単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプをいいます。

なお、4類型とも財源措置は「施設型給付」で一本化されます。

（注）「地域型保育事業」は下記4類型で、市町村の認可を受けることにより、児童福祉法に位置付けた上で、「地域型保育給付」の対象となります。

【地域型保育事業の種類】



(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の実情に応じて、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）などの子育て支援を充実させるとされています。

(3) 市町村が制度の実施主体

新制度の実施主体は、市町村となります。新制度の実施にあたり、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に子どものための教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業を実施します。

6. 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 小野市の沿革・地勢等の概要

小野市は、昭和29年（1954年）12月1日に旧の小野町、河合村、来住村、市場村、大部村、下東条村の6か町村が合併して市制施行しました。その後、昭和31年（1956年）4月1日に旧の加東郡社町の久保木、古川を編入して現在の小野市となり、面積は93.84平方キロメートル、編入当時の人口は3万6,621人でありました。

地勢は、兵庫県の東播磨地域の内陸部に位置し、東は三木市と加東市、西は加西市と加古川市、南は三木市、北は加東市に接しており、ニワトリの形状をしています。南流している1級河川「加古川」と国道「175号」が南北方向に縦断し、平野部と台地又はなだらかな山間部地勢で、古くから「そろばん」と「家庭用刃物」の生産地として発展してきた「川と緑の美しい自然と伝統ある文化のまち」です。

平成元年（1989年）には、主要幹線道路「国道175号バイパス」の部分完成と新都市建設「小野工業団地」の完成、また、平成9年（1997年）には山陽自動車道の全線開通により、東播磨の中心都市として順調に飛躍してきています。

平成14年（2002年）には「ひまわりの丘公園」が、平成16年（2004年）には「白雲谷温泉ゆぴか」が、平成17年（2005年）には「うるおい交流館エクラ」がオープンし、集客施設も充実してきました。

平成21年（2009年）には全国に先駆けて「子どもの医療費助成」を拡大して「中学校3年生まで完全無料」とし、平成25年（2013年）には旧の小野市民病院と三木市民病院とが統合された「北播磨総合医療センター」が開院したことにより、地域医療体制が整いました。

公共交通は、「粟生駅」を結節点駅とした神戸電鉄粟生線により、神戸新開地駅まで約60分、JR加古川線は平成16年（2004年）に電化されてJR加古川駅まで約20分の所要時間で至り、北条鉄道については加西市域に接続しています。バス路線では、神姫バスの定期路線に加え、平成16年（2004年）からコミュニティバス「らん♡らんバス」の運行が始まり、現在では市域10路線となっています。

文化財は、国宝「浄土寺」が奈良「東大寺」と由緒が深く、史跡も「広渡廃寺跡」「王塚古墳」「かなつるべ城遺跡」などがあります。

市花「ひまわり」は、明るく健康的で雄大かつ謙譲の美德を兼ね備えているこ

とから昭和41年（1966年）に公募制定され、市木「やなぎ」は、一柳藩の陣屋町で栄えたことから「柳」の文字に親しみがあり、「柳に雪折れなし」と嵐にも耐えてすくすくと育ち強い根を張ることから昭和48年（1973年）に公募制定されています。

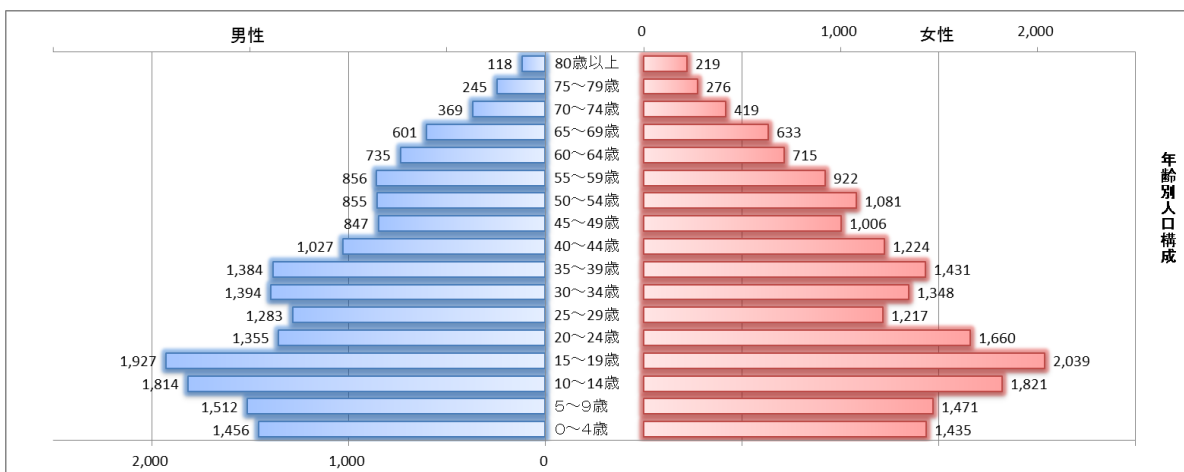
姉妹都市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州の「リンゼイ市」で、オリーブやオレンジなどの柑橘類の栽培がたいへん盛んな人口1万人のまちです。昭和48年（1973年）に姉妹都市として締結以降、親善訪問使節団や交換教師の派遣受け入れをはじめ両市の友好は深く、小野市花「ひまわり」の太陽の色に囲まれて、同じ色を愛する人々の幅広い親交活動が続いています。

2. 統計からみる現状

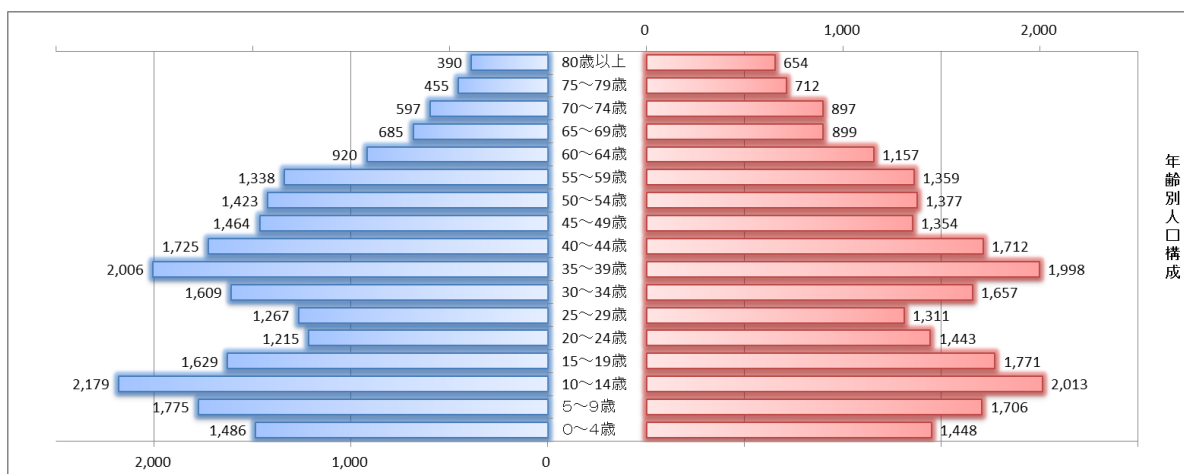
(1) 小野市の男女別・年齢別人口の推移（資料：国勢調査／各年10月1日現在）

小野市における男女別・年齢別人口の推移は下図のとおりとなっています。

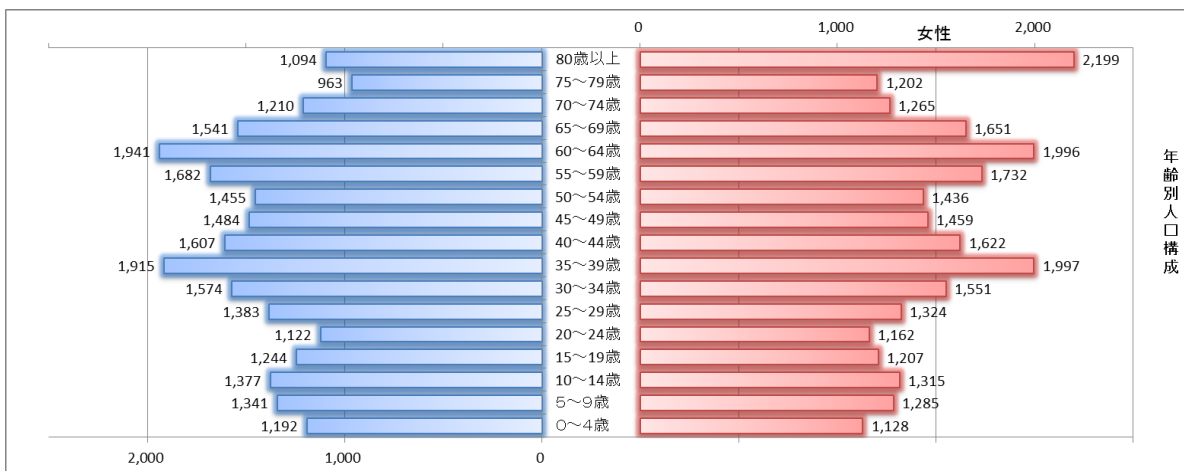
昭和40年（1965年）富士山型 第一次ベビーブーム世代（1947～1949年生まれ）が思春期



昭和60年（1985年）つりがね型 第二次ベビーブーム世代（第一次から約25年差）が中学生

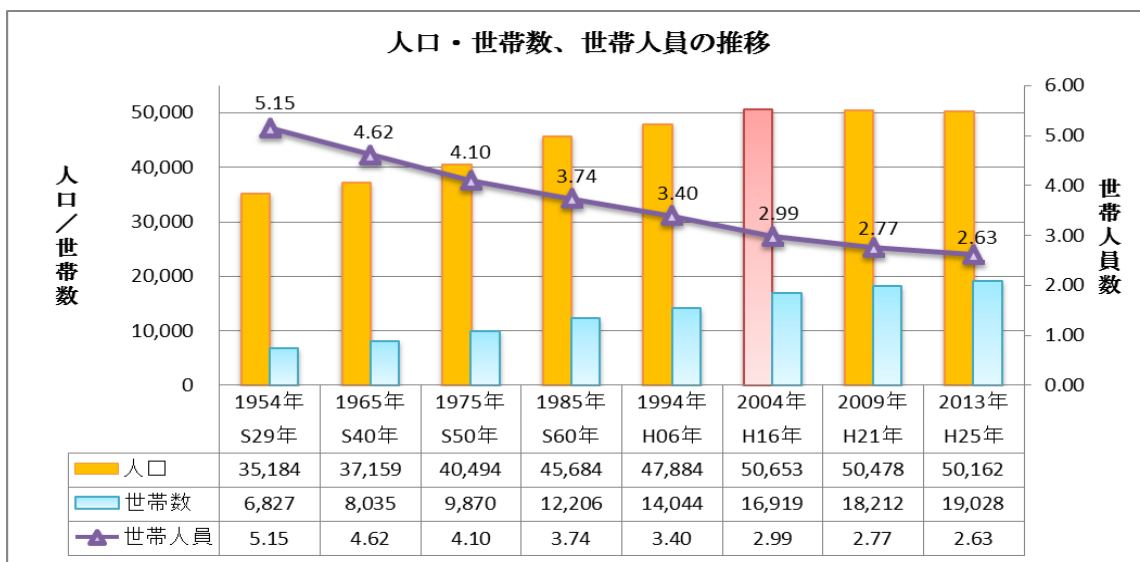


平成22年（2010年）つぼ型 小野市でも第三次ベビーブームは訪れておらず少子高齢化が進行



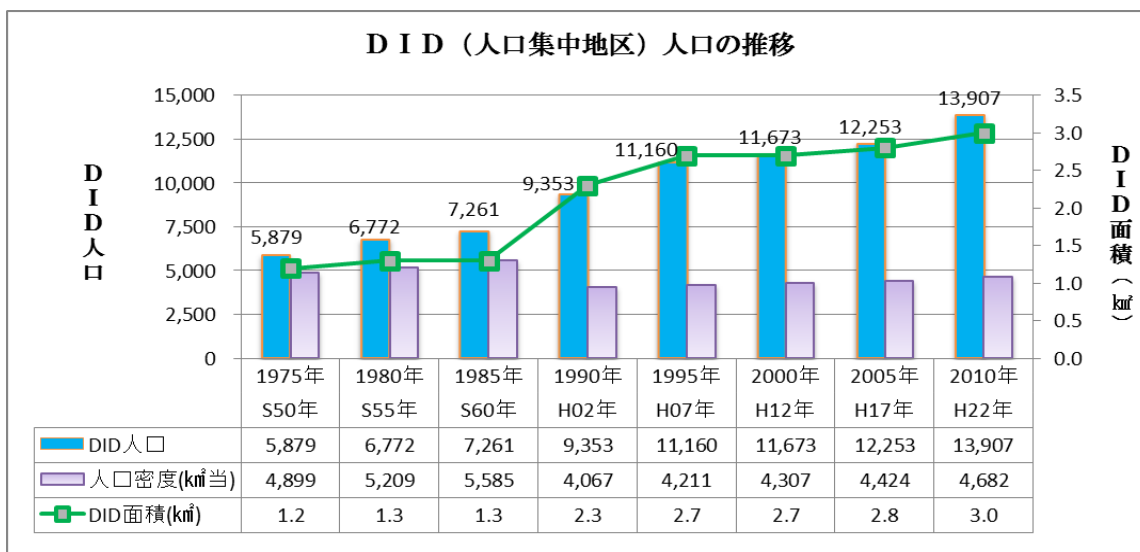
(2) 小野市の人口・世帯数・世帯人員の推移（資料：市民課／各年3月31日現在）

小野市の人口は、市制施行した昭和29年（1954年）から順調に増加していましたが、平成16年（2004年）をピークに減少に転じてきています。また、核家族化は年々進行し、現在における一世帯当たりの人員数は、市制施行時の約半分程度にまで減少となっています。



(3) 小野市のDID（人口集中地区）人口の推移（資料：国勢調査／各年10月1日現在）

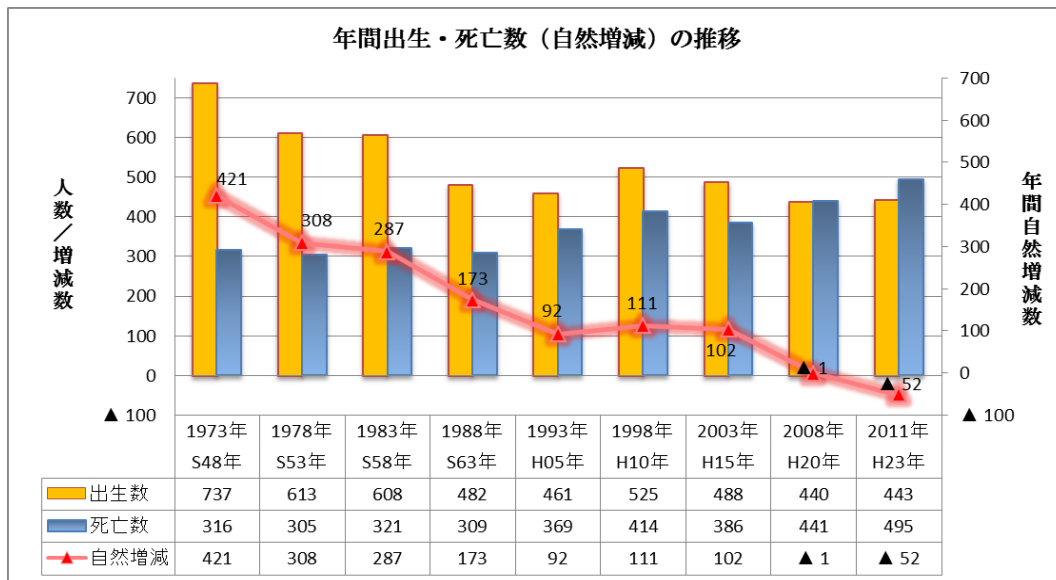
小野市の人口地域分布は、中心市街地区域への集中が進行し、現在では市域面積の3%に当たるDID※区域内に、市域人口の約4分の1の市民が居住しています。



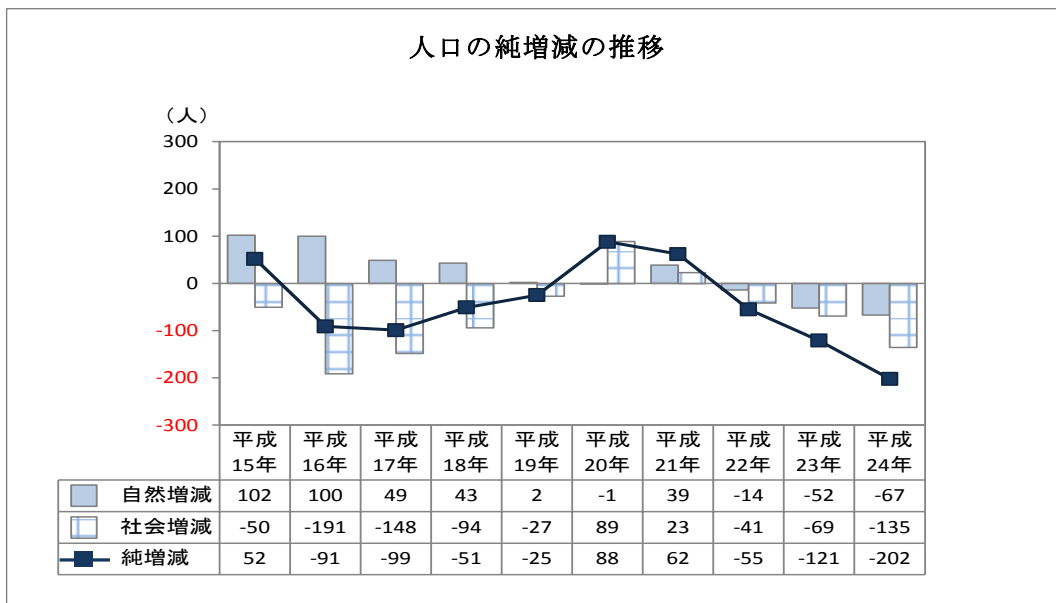
※D I D（人口集中地区／Densely Inhabited District）とは、昭和35年の国勢調査以来設定している統計上の地区で、人口密度が1平方キロ（100ヘクタール）当たり4,000人以上の基本単位区が、隣接する基本単位区との合計で、5,000人以上となる連なった人口密集区域をいいます。

(4) 小野市の自然増減・社会増減の推移（資料：市民課／各年4月1日～翌3月31日集計）

小野市における年間の出生数と死亡者数（自然増減）は、約40年前の昭和48年（1973年）ではおおむね出生数2人に対して死亡者数が1人でしたが、ここ数年は、出生数が死亡者数を下回る自然減となっています。

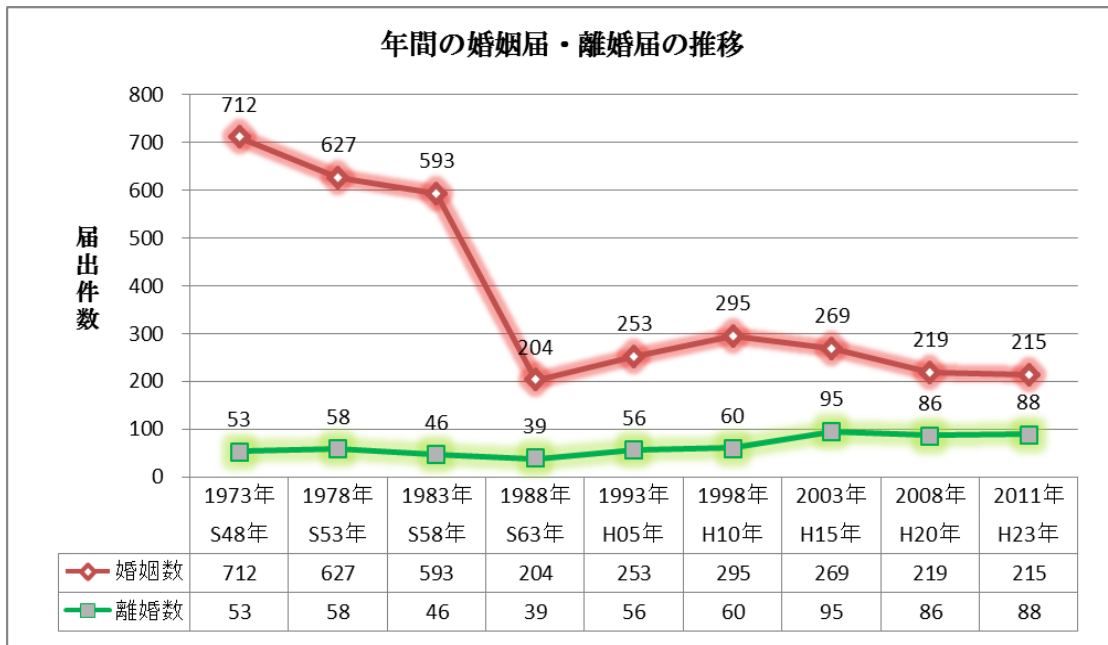


転入・転出の社会動態を含めたここ10年間の人口推移では、平成16年から平成19年にかけてのマイナス推移から、平成20年にプラスに転じたものの、平成22年以降は再びマイナスとなっています。



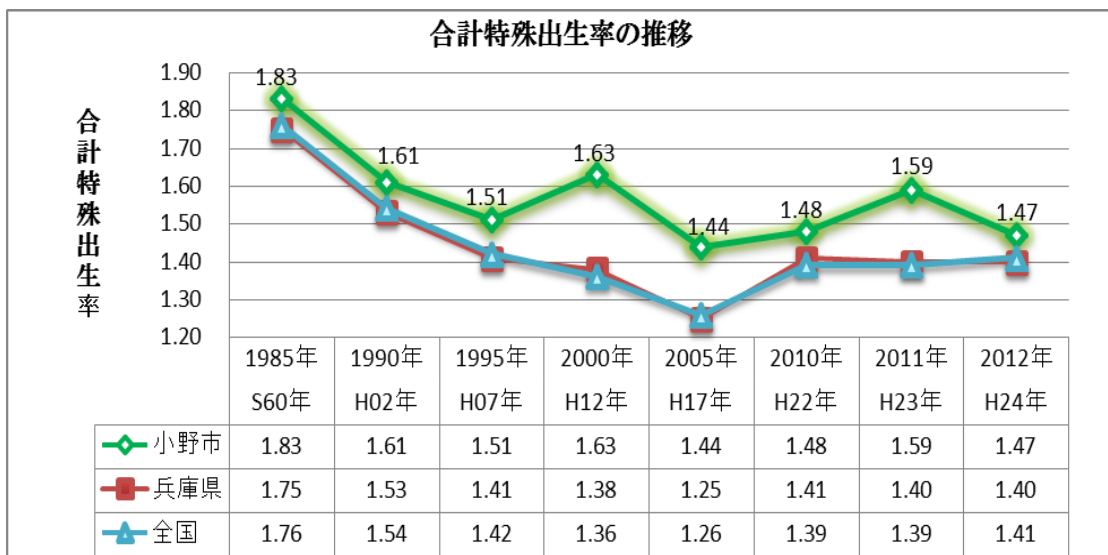
(5) 小野市の年間の婚姻届・離婚届数の推移（資料：市民課/各年4月1日～翌3月31日集計）

小野市における年間の婚姻届・離婚届数の推移は下図のとおりとなっています。



(6) 小野市の合計特殊出生率の推移（資料：市民課/各年4月1日～翌3月31日集計）

小野市における合計特殊出生率の推移は下図のとおりとなっています。

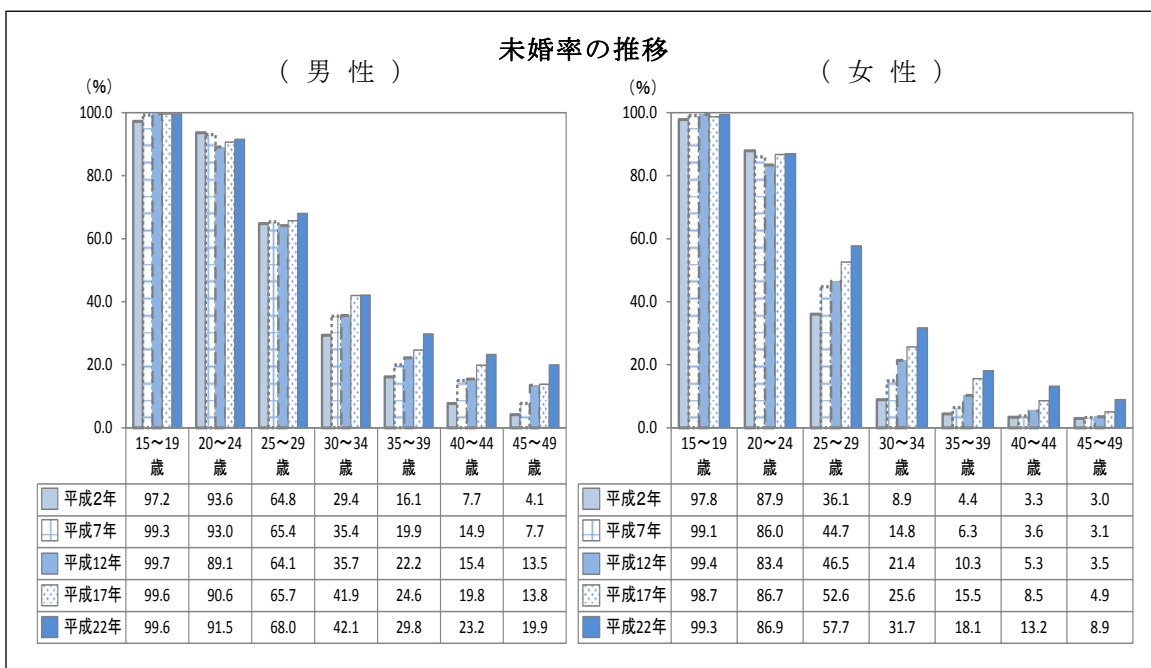


人口置き換え水準（人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標）に見合う合計特殊出生率は、2.07程度とされています。

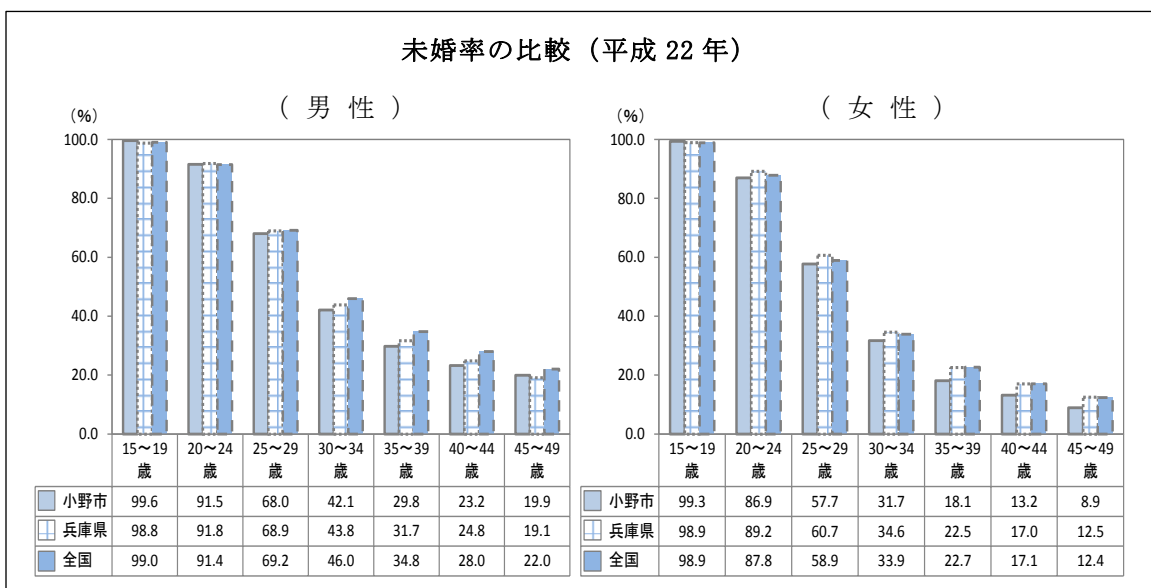
(7) 小野市の未婚率の推移（資料：国勢調査／各年10月1日現在）

平成22年と平成2年の未婚率を比べると、男女とも20～24歳以外のすべての年代で上昇し、特に女性の25～29歳、30～34歳での上昇が大きく、20ポイント以上となっています。

また、男性の30歳以上、女性では出産年齢の中心期間に当たる25～39歳において10ポイント以上の上昇となっています。



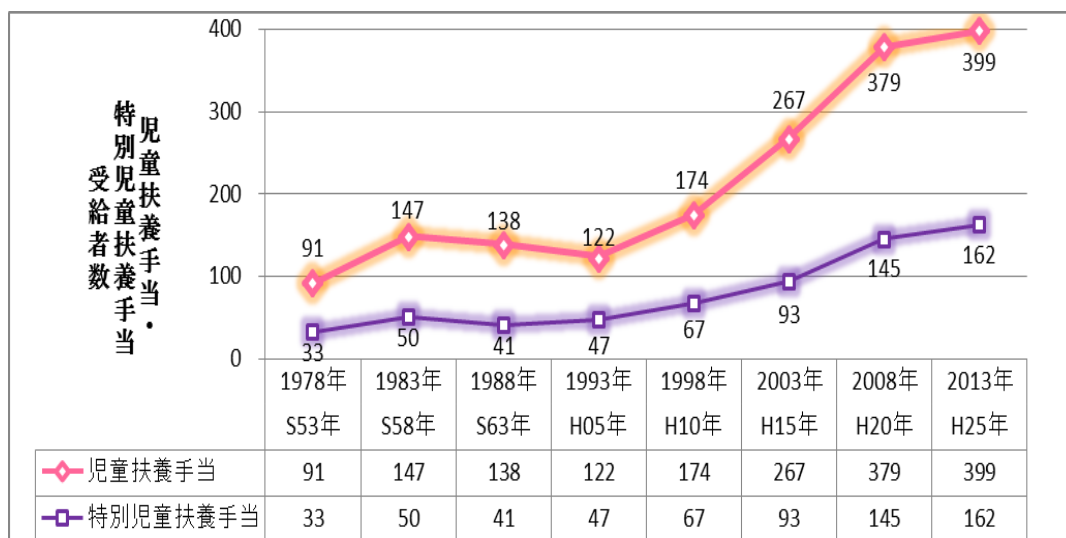
小野市の未婚率を全国と兵庫県との比較でみると、小野市の平成22年の未婚率は、男性の25～44歳、女性の20歳以上において、全国や兵庫県の値を下回る水準となっています。



(8) 小野市の児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者数の推移

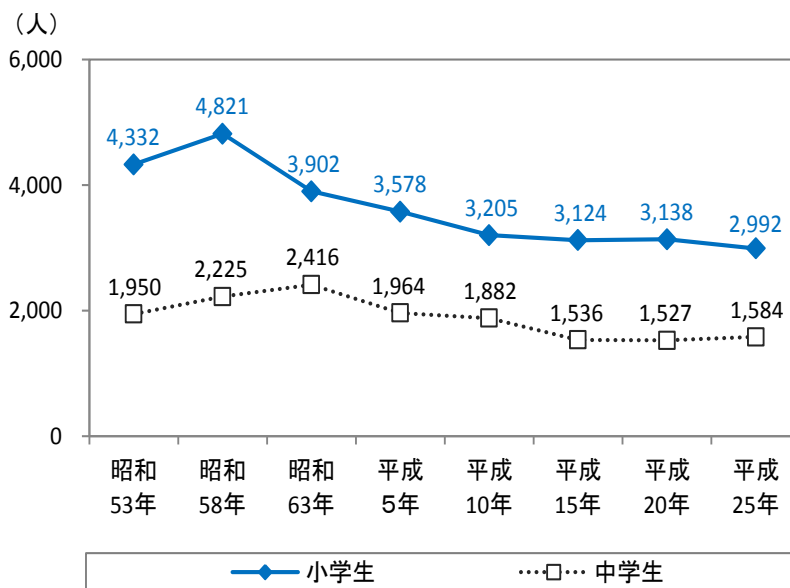
(資料：保健と福祉／各年3月31日現在)

児童（満18歳に到達する年度の末までの児童等）を養育しているひとり親（母子・父子）家庭へ支給している児童扶養手当、20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童を養育している家庭へ支給している特別児童扶養手当について、それぞれの受給者数の推移は下図のとおりとなっています。



(9) 小野市の学校児童数（小学生・中学生）推移 (資料：学校教育課／各年5月1日現在)

小野市における学校児童数（小学生・中学生）の推移は下図のとおりとなっています。

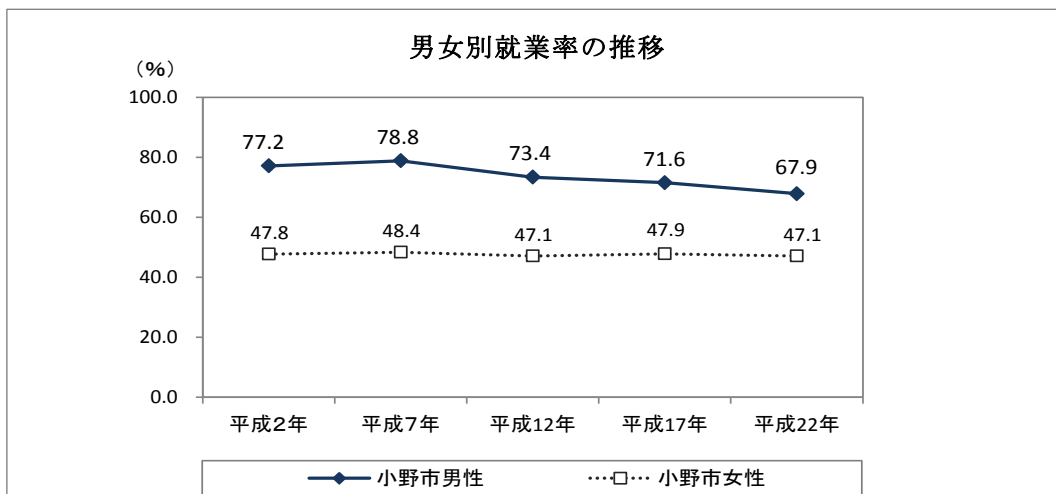


(10) 小野市の就労状況

男性の就業率については、平成7年以降年々減少し、女性の就業率については横ばいで推移しています。

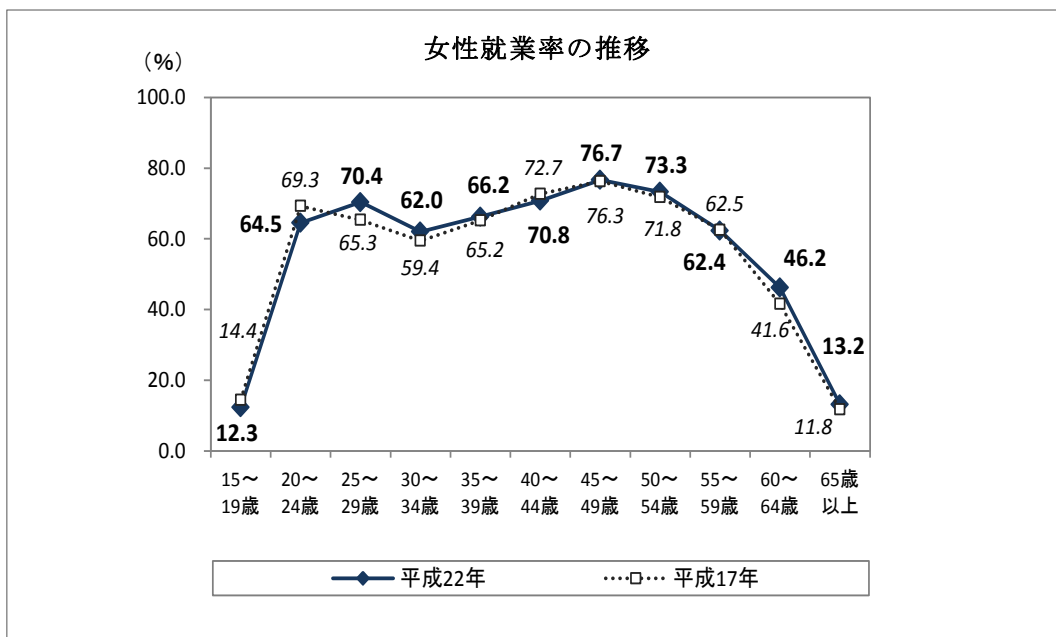
また、男性が各年7割前後で推移しているのに対し、女性は4割台後半となっています。

男女別就業率の推移（資料：国勢調査／各年10月1日現在）



女性の就業率を平成22年と平成17年で比較すると、カーブの底辺はともに30～34歳となっていますが、平成17年では25～29歳から減少しているのに対し、平成22年では30～34歳から減少しています。平成22年の25～29歳の就業率は平成17年より5.1ポイント上昇しています。

女性就業率の推移（資料：国勢調査／各年10月1日現在）



3. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現状

（1）幼児教育・保育の状況

① 許可保育所の状況

平成26年4月1日現在、市内の認可保育所数は14施設で、すべて民間（社会福祉法人）となっており、定員数は計1,470人、入所児童数は計1,487人（市内児童1,418人、市外からの受託児童69人）となっています。

開所時間は、おおむね朝7時00分から19時00分となっていますが、一部の保育所では20時00分まで開所しています。

各認可保育所の児童数は下表のとおりになっており、児童数が定員を上回る保育所もありますが、保育所への入所の円滑化通知に則って保育の実施を行っており、小野市では待機児童は発生していません。

【表1】認可保育所の状況

平成26年4月1日現在

No.	保育所名	認可年月日	定員	入所児童数	定員充足率	特別保育
1	亀鶴保育所	S50年4月1日	90人	83人	92.2%	延長、障害、一時、休日
2	中央保育所	S49年10月1日	90人	60人	66.7%	延長、障害、一時
3	粟生保育所	S53年9月11日	90人	82人	91.1%	延長、障害、一時
4	みやま保育園	S50年3月15日	40人	34人	85.0%	延長、障害、一時
5	下東条中央保育園	S27年7月1日	80人	72人	90.0%	延長、障害、一時
6	下東条西保育所	S48年4月1日	110人	121人	110.0%	延長、障害、一時
7	小野ひまわり保育所	S47年10月18日	70人	76人	108.6%	延長、障害、一時
8	白百合保育園	S58年3月14日	120人	130人	108.3%	延長、障害、一時
9	市場保育園	S29年11月1日	90人	81人	90.0%	延長、障害、一時
10	北辰保育園	S43年8月1日	110人	110人	100.0%	延長、障害、一時
11	光明保育所	S46年4月1日	120人	120人	100.0%	延長、障害、一時
12	小野保育所	S46年12月13日	210人	240人	114.3%	延長、障害、一時
13	育ヶ丘保育園	S53年5月1日	90人	100人	111.1%	延長、障害、一時
14	来住保育所	S63年3月26日	160人	178人	111.3%	延長、障害、一時
計	保育所数／14施設		1,470人	1,487人	101.2%	

資料：子育て支援課調べ

（注）入所児童数には市外からの受託児童を含んでいます。

② 許可保育所入所状況の推移

市内の認可保育所（計14施設）への入所状況の推移をみると、3～5歳児については各年度で増減はあるもののおおむね横ばいで推移していますが、0～2歳児についてはおおむね増加傾向を示しています。

【表2】 認可保育所への入所状況の推移 各年度4月1日現在

	平成11年度	平成13年度	平成17年度	平成21年度	平成25年度	平成26年度
0歳児	15人	26人	39人	28人	39人	37人
1歳児	92人	100人	127人	158人	152人	156人
2歳児	142人	144人	187人	180人	217人	224人
3歳児	289人	302人	318人	296人	307人	331人
4歳児	434人	425人	421人	412人	385人	357人
5歳児	378人	417人	392人	389人	410人	382人
合計	1,350人	1,414人	1,484人	1,463人	1,510人	1,487人
定員	1,330人	1,400人	1,430人	1,420人	1,460人	1,470人
定員充足率	101.5%	101.0%	103.8%	103.0%	103.4%	101.2%
保育所数	14施設	14施設	14施設	14施設	14施設	14施設
保育士数	115人	129人	177人	210人	242人	263人

資料：子育て支援課調べ

（注）入所児童数には市外からの受託児童を含んでいます。

③ 幼稚園の状況

平成26年5月1日現在、市内には公立（市立）の幼稚園が2園（わか松幼稚園、小野東幼稚園）あり、平成13年4月から複数年教育を開始して4歳児の受け入れをしていますが、3歳児の受け入れは行っておりません。

【表3】 市立幼稚園利用状況の推移 各年度5月1日現在

	平成11年度	平成13年度	平成17年度	平成21年度	平成25年度	平成26年度
4歳児	—	70人	99人	99人	104人	90人
5歳児	119人	96人	106人	100人	94人	102人
合計	119人	166人	205人	199人	198人	192人
学級数	4学級	6学級	7学級	7学級	7学級	7学級
定員	140人	210人	245人	245人	245人	245人
定員充足率	85.0%	79.0%	83.7%	81.2%	80.8%	78.4%
教員数	8人	10人	9人	12人	11人	11人

資料：学校教育課調べ

④ 幼児教育・保育施設の利用率

平成26年5月1日現在、市内児童が幼児教育・保育施設を利用している各年齢別状況をみると、年齢が上がるごとに利用率が上昇し、2歳児では50.6%、3歳児では70.2%、4・5歳児では9割半ば以上となっており、4・5歳児についてはほとんどの児童が幼児教育・保育施設を利用している状況です。

【表4】市内児童の幼児教育・保育施設各年齢別利用率 平成26年5月1日現在

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
児童数（H26.4.1現在）	382人	445人	445人	483人	462人	509人
市内公立幼稚園2施設				－	90人	102人
兵庫教育大学附属幼稚園				6人	10人	6人
市内私立保育所14施設	41人	148人	219人	322人	342人	373人
市外の認可保育施設	0人	6人	6人	11人	8人	13人
教育・保育施設利用児数	41人	154人	225人	339人	450人	494人
教育・保育施設の利用率	10.7%	34.6%	50.6%	70.2%	97.4%	97.1%

資料：子育て支援課調べ

（注）市外私立幼稚園及び認可外（事業所系等）保育施設利用児童を除きます。

（2）特別保育の実施状況

特別保育については、延長保育、障害児保育、一時保育（一時預かり）を市内すべての認可保育所（14施設）で実施しています。休日保育については1施設による実施ですが、児童の受け入れは市内全域から行っています。

【表5】特別保育実施状況の推移 各年4月1日～翌3月31日実績

		平成11年度	平成12年度	平成18年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度
延長保育	実施施設数	12施設	14施設	14施設	14施設	14施設	14施設
	実利用児童数	53人	77人	93人	88人	348人	426人
障害児保育	実施施設数	14施設	14施設	14施設	14施設	14施設	14施設
	実利用児童数	14人	12人	38人	43人	42人	55人
一時保育 （一時預かり）	実施施設数	－	2施設	14施設	14施設	14施設	14施設
	延べ利用児童数	－	760人	2,304人	2,429人	2,212人	1,728人
休日保育	実施施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
	延べ利用児童数	131人	135人	134人	88人	161人	423人
乳児保育	実施施設数	14施設	14施設	14施設	平成19年度から 通常保育として実施しています。		
	実利用児童数	15人	20人	30人			

資料：子育て支援課調べ

（3）放課後児童クラブ（学童保育事業／アフタースクール）の実施状況

小野市の学童保育は、平成10年度に小野東小学校で「すくすくクラブ」を開設して事業を開始し、平成15年度からは市内すべての小学校において実施体制を整えました。以降、平成18年度には地域型アフタースクールとして、神戸電鉄小野駅舎内に神戸電鉄株式会社を運営主体とする「おのっこクラブ」が開設され、現在では9クラブで事業を実施しています。

また、障がいのある児童の放課後や夏休み等における日中の活動の場として、平成19年7月から、小野起生園において地域生活支援事業（タイムケア事業）が開始されました。平成25年4月からは、小野駅舎内で神戸電鉄株式会社を運営主体とする「ひまわりクラブ」が開設され、現在タイムケア事業は市内2か所で実施されています。

【表6】アフタースクール事業の沿革と利用児童の推移 各年4月2日～翌3月31日実績

平成年度	学童保育クラブ数	小野小学校 (のびのびクラブ)	小野東小学校 (すくすくクラブ)	河合小学校 (わくわくクラブ)	来住小学校 (ほのぼのクラブ)	市場小学校 (にこにこクラブ)	大部小学校 (きらきらクラブ)	中番小学校 (すきっぷクラブ)	下東条小学校 (なかよしクラブ)	おのっこクラブ (電鉄小野駅舎内)	利用児童数 (18年度「おのっこ クラブ」を含む)	タイムケア事業 (小野起生園)	タイムケア事業 (ひまわりクラブ)
10年度	1		開設								3		
11年度	2					開設					31		
12年度	3	開設									56		
13年度	4							開設			100		
14年度	5			開設							150		
15年度	8				開設		開設		開設		215		
16年度	8										210		
17年度	8										233		
18年度	9									開設	268		
19年度	9										275	開設	
20年度	9										308		
21年度	9										304		
22年度	9										308		
23年度	9										289		
24年度	9	専用施設 整備									280		
25年度	9										289		開設

資料：子育て支援課調べ

- (注) 市が開所運営している市内8小学校区のクラブについて、平成26年4月から、延長利用が必要と認められる児童については、終了（閉所）時間を1時間延長し、19時まで開所しています。
- (注) おのっこクラブは、市内すべての小学校区の児童の受け入れを行っており、小野東・市場・大部の各小学校の利用児童についてはバス迎えを実施しています。終了（閉所）時間は19時00分です。平成25年7月から、第2・第4土曜日の開所（市からの事業委託）を実施しています。
- (注) タイムケア事業では、小野特別支援学校の送迎バスや事業者車両によるお迎えにより、放課後の利用児童の預かりを行っています（県立のじぎく特別支援学校高等部の子どもを含む）。

（４）放課後子ども教室（寺子屋事業）の状況

平成19年に国が「放課後子どもプラン」を制定し、すべての小学校区において文部科学省が所管する「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省が所管する「放課後児童健全育成事業」の一体的あるいは連携した実施が推進され、小野市においても平成20年11月、小野商店街の建物を改築した「コミセンおの分館（よって吉蔵^{よしくら}）」において「商店街の寺子屋」を開設しました。さらに、平成24年度からは他の5つのコミュニティセンター（かわい、きすみの、いちば、おおべ、下東条）においても「コミセンの寺子屋」を開設しています。

【表7】放課後子ども教室（寺子屋事業）の状況 各年5月1日～翌2月末日実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミセンおの分館 (よって吉蔵)	54人	81人	82人	81人	69人	51人
小野小学校区	29人	60人	63人	60人	55人	46人
小野東小学校区	25人	21人	19人	21人	14人	5人
コミセンかわい				31人	33人	33人
河合小学校区				31人	33人	33人
コミセンきすみの				24人	24人	23人
来住小学校区				24人	24人	23人
コミセンいちば				14人	25人	24人
市場小学校区				14人	25人	24人
コミセンおおべ				14人	14人	32人
大部小学校区				14人	14人	32人
コミセン下東条				22人	19人	28人
中番小学校区				17人	9人	20人
下東条小学校区				5人	10人	8人
登録児童数 合計	54人	81人	82人	186人	184人	191人

資料：いきいき社会創造課調べ

（注）平成26年度の登録児童数は、平成26年6月1日現在の数値です。

（5）地域活動の状況

それぞれの地域において、年齢の異なった子どもたちが、遊びを通じてさまざまな体験を行い、仲間づくりを進める子ども会などの活動が行われ、育成者・指導者、保護者が子どもたちとともに活動に参加し、子どもたちと楽しみや喜びを共有しながら、より良い子どもの育ちの生活環境づくりが進められています。

【表8】地域活動の状況

各年4月1日～翌3月31日実績

主な地域活動団体		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
子ども会	団体数	85 団	80 団	80 団	78 団	79 団
	会員数	3,771 人	3,817 人	3,593 人	3,463 人	3,229 人
スポーツ少年団 (野球・バレー・サッカー)	団体数	7 団	8 団	8 団	8 団	8 団
	会員数	586 人	585 人	524 人	497 人	476 人
ボーイスカウト	団体数	1 団	1 団	1 団	1 団	1 団
	会員数	89 人	82 人	69 人	73 人	70 人

資料：いきいき社会創造課、体育保健課、小野商工会議所調べ

（6）児童館“チャイコム”の状況

小野市の子育て支援拠点施設として、平成14年8月に開館して以降、年間利用者数は約8万人で推移し、平成26年4月14日に来館者累計90万人を達成しました。

“チャイコム”は年末年始を除く年中無休で、各種子育て学習講座や四季折々のイベントを実施しています。また、にこにこ子育て相談、子育てグループ結成による自主活動、母親クラブによるボランティア活動支援等、子育て支援者や子どもを取り巻く市域の人々が集う子育て支援拠点として日々賑わっています。

平成22年には、児童館のマスコットキャラクターとして「チャイちゃん・コムくん」がデビューし、「チャイコムねっと」によるメール配信サービスやブログサイトを開設して、子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

チャイちゃん
(Chai-chan)
女の子

チャイちゃん、コムくんはずっと3歳！

コムくん
(Com-kun)
男の子



チャイちゃんです！
チャイコムの丘で
生まれました。
たくさん笑って
いっぱい食べることが
だ～いすき♪

コムくんです！
チャイコムの森で
生まれました。
たくさん遊んで
いっぱい寝ることが
だ～いすき♪



（7）地域子育て支援交流活動の状況

育児の孤立化や育児不安の防止等のために、児童館“チャイコム”や来住保育所における地域子育て支援拠点事業、母子保健事業として実施している市健康課（保健センター）の親子教室、社会福祉協議会が開催している「赤ちゃんサロン」事業など、子育て家庭が気軽に集まり、親子で一緒に遊びながら仲間づくりをしたり互いに子育て上のアドバイスをしたり、情報交換等を行うなどの交流活動が行われています。

また、市内14保育所では、就園前の在宅の子どもとその保護者を対象とした「まちの子育てひろば」が園庭を開放して実施されており、コミュニティセンターでも「子育てサロン（小学校区別に6サロン）」が開設されています。

平成17年にオープンした「うるおい交流館エクラ」では、NPO法人が運営する各種の子育て支援事業が実施されています。

（8）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の状況

子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と、子育ての援助ができる人（協力会員）が会員となり、相互協力により育児の援助活動を行う事業で、平成16年7月から、社会福祉協議会に事業委託をして実施しています。育児の依頼と協力をともに希望する方は両方会員として登録し、援助活動と援助利用をすることができます。

【表9】ファミリー・サポート・センター事業の状況 各年4月1日～翌3月31日実績

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成20年度	平成21年度	平成25年度
	依頼会員数	61人	186人	302人	461人	534人	668人
	協力会員数	55人	73人	81人	84人	83人	86人
	両方会員数	19人	49人	60人	102人	119人	119人
会員数	合計	135人	308人	443人	647人	736人	873人
活動延べ件数		113件	578件	2,450件	3,616件	1,839件	1,073件

資料：子育て支援課調べ

（注）会員数については、各年度3月31日現在の登録人数です。

（注）平成18～20年度の3か年度については、事業開始から5か年限定の県費補助金を活用して利用料の半額助成を実施しました（事業終了）。

（9）母子健康手帳の交付状況

妊娠届出時に母子健康手帳を交付するとともに、妊婦相談を実施しています。

【表 10】母子健康手帳の交付状況 各年4月1日～翌3月31日実績

	平成 11 年度	平成 14 年度	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
母子手帳交付数	563 人	496 人	514 人	532 人	490 人	410 人

資料：健康課調べ

（10）乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児健康診査は、各年9割以上の受診率となっています。

【表 11】乳幼児健康診査の受診状況 各年4月1日～翌3月31日実績

		平成 11 年度	平成 14 年度	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
4 か月児健診	受診者数	474 人	528 人	466 人	433 人	467 人	402 人
	受診率	95.6 %	97.4 %	97.5 %	97.5 %	98.7 %	97.3 %
1 歳6 か月児健診	受診者数	525 人	496 人	471 人	429 人	424 人	414 人
	受診率	96.7 %	98.2 %	92.2 %	95.8 %	97.2 %	97.4 %
3 歳児健診	受診者数	522 人	500 人	496 人	459 人	471 人	447 人
	受診率	94.1 %	95.8 %	96.3 %	95.0 %	95.9 %	96.3 %

資料：健康課調べ

（11）各種健康教育の実施状況

子育てに必要な知識の普及、子育て支援サービスに関する情報提供、子育て家庭同士の交流や仲間づくりなどのため、各種健康教室を実施しています。

平成 17 年度から子どもの発達の特性や行動を理解し、家庭でのかかわり方を学び、対処実践していくためのペアレントトレーニング（家庭療育支援講座）を実施しています。

【表 12】各種健康教室の実施状況 各年4月1日～翌3月31日実績

	平成 11 年度		平成 14 年度		平成 17 年度		平成 20 年度		平成 23 年度		平成 25 年度	
	回	参加者数	回	参加者数	回	参加者数	回	参加者数	回	参加者数	回	参加者数
未来のパパママ教室（妊婦教室）	4	170 人	6	192 人	6	136 人	6	138 人	6	135 人	6	95 人
7 か月児教室（H11 離乳食教室）	12	260 人	12	269 人	12	280 人	12	282 人	6	231 人	6	174 人
2 歳児教室（H17 歯っぴい教室）	12	263 人	12	270 人	3	79 人	12	219 人	12	149 人	12	182 人
子育て健康講座	3	98 人	5	104 人	4	135 人	4	145 人	4	96 人	4	114 人
ペアレントトレーニング					6	64 人	11	162 人	12	64 人	12	67 人

資料：健康課調べ

(12) 相談事業の状況

① 家庭児童相談室の状況

家庭児童相談室は、子育て支援課内にあります。家庭児童相談員2名を配置し、家庭における児童の健全な養育相談、療育（治療的教育）の相談等に応じています。

【表 13】 家庭児童相談室の相談状況 各年4月1日～翌3月31日実績

	平成 11年度	平成 14年度	平成 17年度	平成 20年度	平成 23年度	平成 25年度
相談指導延べ件数	520件	509件	726件	2,454件	1,494件	1,966件
性格・生活習慣等	37件	18件	142件	325件	197件	146件
知能・言語	159件	191件	109件	390件	230件	143件
学校生活等	28件	26件	35件	47件	30件	47件
家族関係	56件	50件	155件	1,496件	583件	864件
環境福祉	2件	91件	34件	3件	64件	712件
心身障害	184件	84件	194件	187件	97件	54件
その他	54件	49件	57件	6件	293件	0件

資料：子育て支援課調べ

② 母子保健相談の状況

母子保健相談事業は、健康課で実施しています。妊産婦健康相談、乳幼児健康相談や発達相談等を実施するほか、随時の健康相談、電話相談を行っています。

【表 14】 母子保健相談事業の実施状況 各年4月1日～翌3月31日実績

	平成 11 年度		平成 14 年度		平成 17 年度		平成 20 年度		平成 23 年度		平成 25 年度	
	回	参加者数	回	参加者数	回	参加者数	回	参加者数	回	参加者数	回	参加者数
妊産婦健康相談	21	304人	6	192人	6	136人	6	138人	6	135人	6	95人
乳幼児健康相談	121	3,614人	113	5,434人	130	4,325人	84	296人	84	268人	84	268人
乳幼児発達相談等					17	76人	18	107人	18	108人	25	146人
健康相談	随時	1,868人	随時	1,365人	随時	642人	随時	603人	随時	344人	随時	469人
電話相談	随時	2,070人	随時	3,010人	随時	1,811人	随時	1,289人	随時	1,220人	随時	1,231人

資料：健康課調べ

③ にこにこ子育て相談の状況

児童館“チャイコム”において、平成16年度から毎月第1水曜日に実施しており、身長・体重の測定などを行っています。また、保健師や栄養士のほか主任児童委員が面談することにより、子育て家庭が気軽に相談できる環境を整えています。

【表15】児童館にこにこ子育て相談の状況 各年4月1日～翌3月31日実績

	平成16年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度
児童館にこにこ子育て相談件数	837人	775人	1,050人	1,016人	1,028人	942人

※平成27年1月7日に相談者数がのべ1万人を超えました。

資料：子育て支援課調べ

④ ひとり親家庭等（母子及び父子並びに寡婦）自立支援相談の状況

母子・父子自立支援員が、ひとり親（母子・父子）家庭における児童養育上の相談に応じ、自立に必要な助言・指導を行っています。特に、養育費や慰謝料、遺産相続等の法律的な相談は、県が実施する特別相談を案内し、同行を行っています。

【表16】母子家庭等自立支援相談の実施状況 各年4月1日～翌3月31日実績

	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成23年度	平成25年度
ひとり親家庭数	255世帯	341世帯	413世帯	456世帯	464世帯	491世帯
相談指導延べ件数	348件	344件	420件	486件	657件	716件
生活一般	85件	90件	240件	207件	265件	262件
児童問題	59件	46件	75件	60件	166件	206件
生活援護	197件	206件	103件	213件	216件	234件
その他	7件	2件	2件	6件	10件	14件

資料：子育て支援課調べ

⑤ 家庭訪問の状況

家庭訪問については、妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問を行っています。

【表17】母子保健相談事業の実施状況 各年4月1日～翌3月31日実績

	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成23年度	平成25年度
家庭訪問件数	865件	858件	479件	1,092件	978件	870件
妊産婦	423件	393件	227件	450件	470件	405件
新生児・乳幼児	442件	465件	252件	642件	508件	465件

資料：健康課調べ

⑥ 児童虐待通告の状況

平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄・怠慢、不適切な養育）、心理的虐待の4類型が定義され、住民の通告義務が規定されました。

平成16年の法改正により、同居人による虐待の放置や子どもの面前でのドメスティック・バイオレンス（DV）も児童虐待の対象とし、通告義務は「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」の場合まで範囲拡大され、小野市においても通告（相談）件数が増加しています。

【表18】児童虐待通告件数の推移 各年4月1日～翌3月31日実績

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
児童虐待 通告件数	26件	33件	18件	11件	33件	50件	51件

資料：子育て支援課調べ

4. アンケート調査結果からみる現状

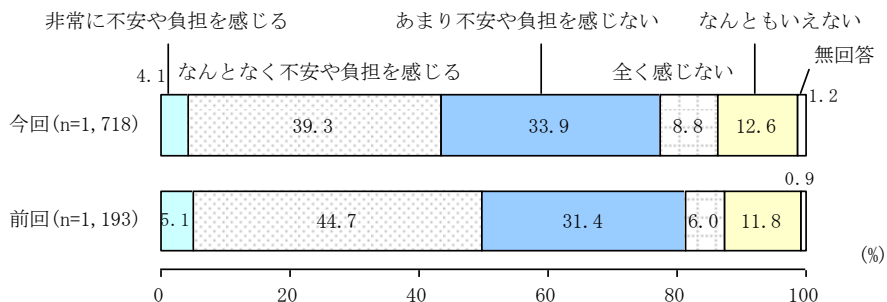
注：アンケートグラフ中の、「今回」、「前回」は以下の調査をさしています。
 「今回」、「前回」の表記がないグラフについては、「今回」の結果となっています。
 今回：「小野市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（平成25年12月実施）
 前回：「小野市次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成21年2月実施）

(1) 子育ての不安や負担感について

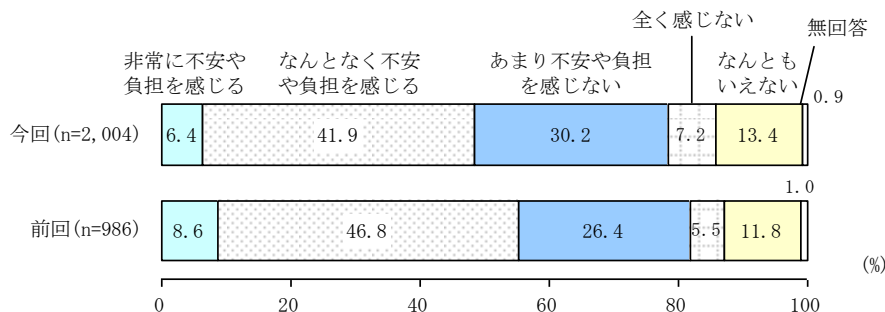
① 不安や負担感の有無

就学前児童・小学生児童調査ともに、不安を感じている割合（「非常に不安や負担を感じる+なんとなく不安や負担を感じる」）は、前回調査から減少傾向にあります。依然として40%以上の方が不安を感じています。

■ 就学前児童調査



■ 小学生児童調査

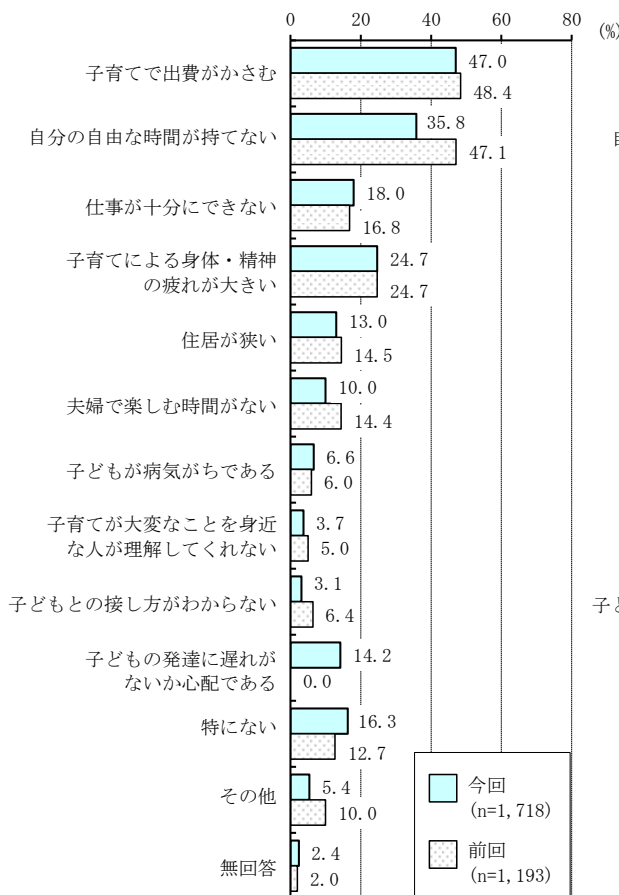


② 子育てをするうえでの不安・悩み

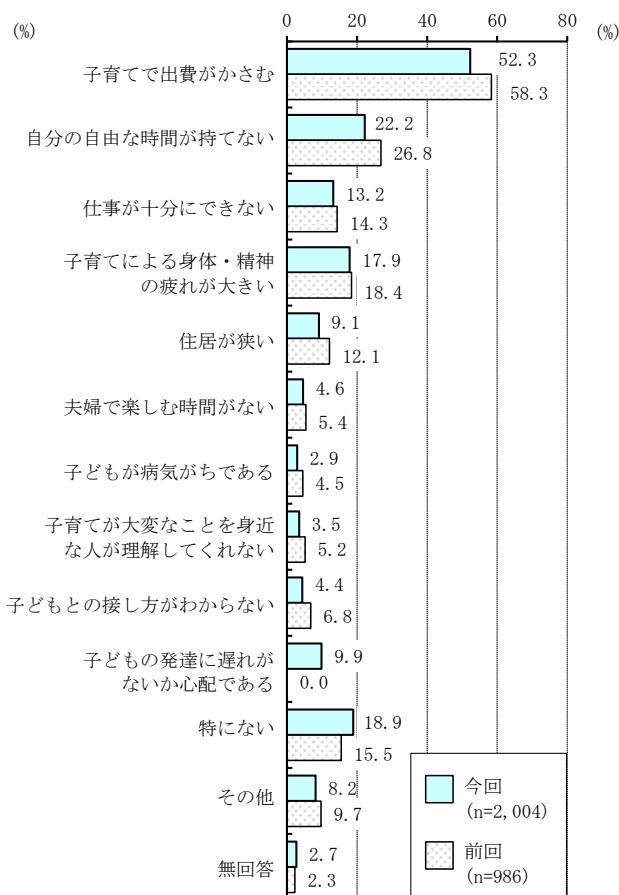
子育てをするうえでの不安・悩みごとについて、就学前児童調査の結果をみると、「子育てで出費がかさむ」の割合が47.0%と最も高く、全体の5割弱を占めています。次いで「自分の自由な時間が持てない」(35.8%)、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」(24.7%)の順となっています。前回調査と比べると、今回調査で割合の高かった「自分の自由な時間が持てない」の割合が大きく減少しています。また、「特にない」の割合は、わずかながら上昇しています。

小学生児童調査の結果をみると、「子育てで出費がかさむ」の割合が52.3%と最も高く、全体の5割以上となっています。次いで「自分の自由な時間が持てない」(22.2%)、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」(17.9%)の順となっています。前回調査と比べると、今回調査で割合の高かった「子育てで出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」については割合が減少しています。また、「特にない」の割合がわずかながら上昇しています。

■ 就学前児童調査



■ 小学生児童調査



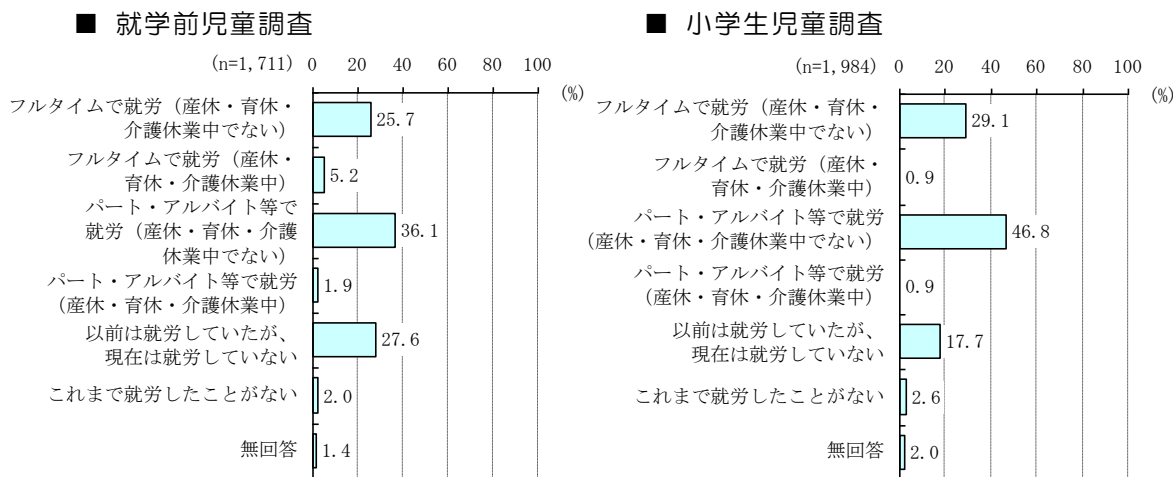
(2) 就労状況と就労意向、育児休業の取得について

① 母親の就労状況と就労意向

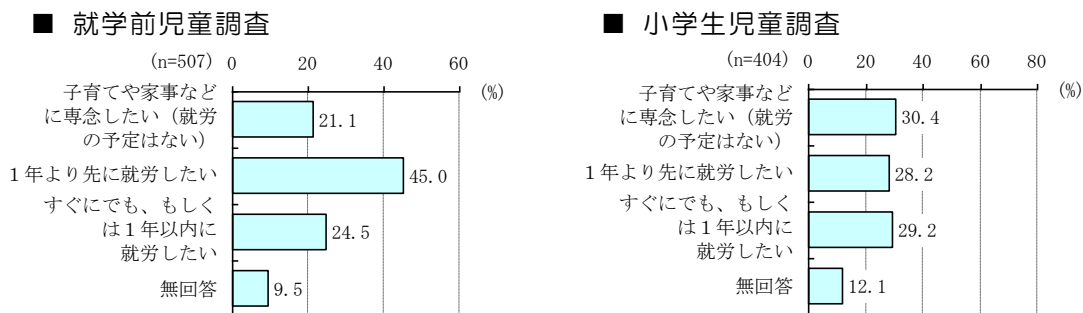
母親の就労形態（アンケート調査問 12）をみると、就学前児童・小学生児童調査ともに、パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中でない）している人が最も多くなっています（就学前 36.1%、小学生 46.8%）。就労していない人（「以前は就労していたが、現在は就労していない」＋「これまで就労したことがない」）は、就学前児童調査で 29.6%、小学生児童調査では 20.3% となっています。

また、現在就労していない人（「以前は就労していたが、現在は就労していない」＋「これまで就労したことがない」）の就労意向（アンケート調査問 14）をみると、就学前児童調査では、「1年より先に就労したい」の割合が最も高く、全体の 45.0%を占めています。小学生児童調査では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が 30.4%と最も高くなっていますが、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（29.2%）、「1年より先に就労したい」（28.2%）の割合と大きな差はみられません。

【母親の就労状況】



【母親の就労意向（母親が就労していない人のみ）】

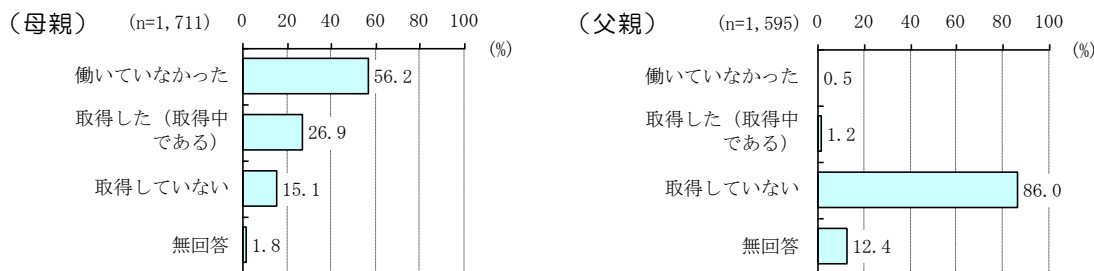


② 育児休業の取得について（就学前児童調査）

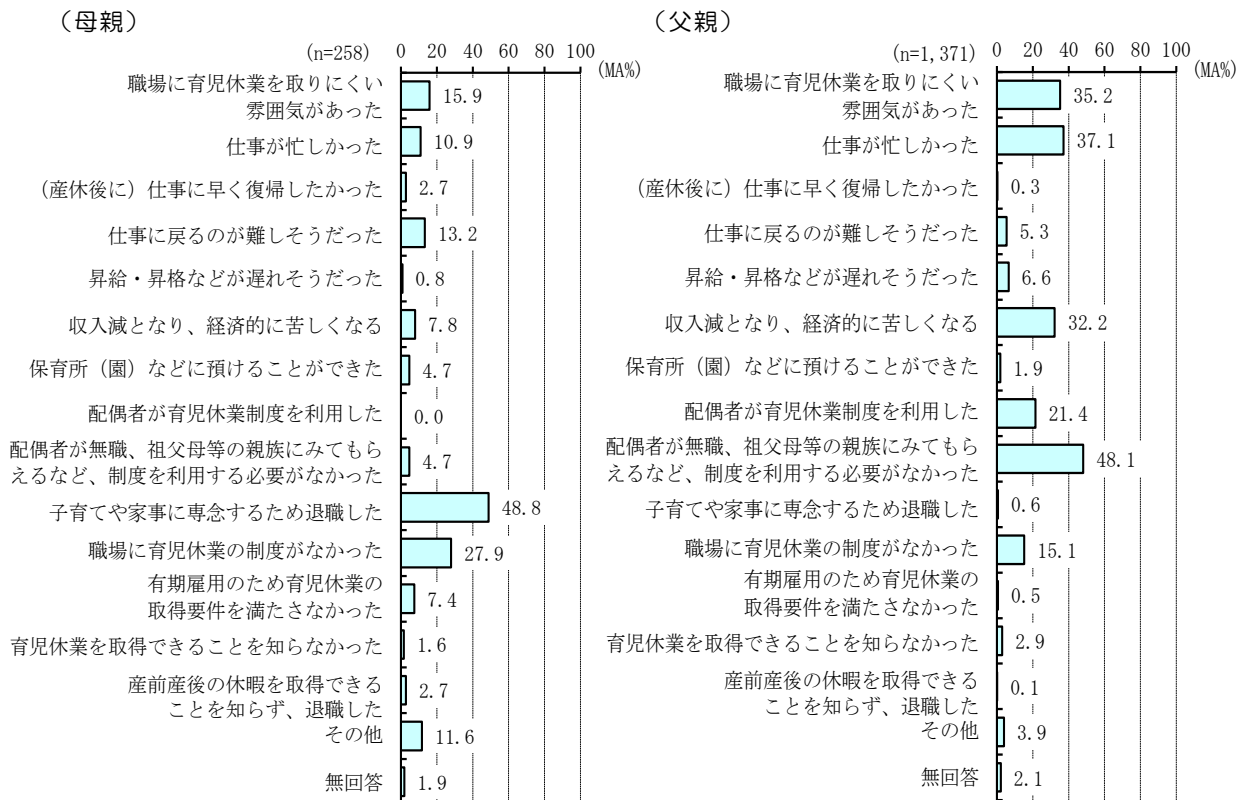
育児休業の取得状況（アンケート調査問 30）をみると、母親は、「取得していない」が15.1%であるのに対し、父親では、「取得していない」が86.0%と大半を占めています。

また、「育児休業を取得していない」と回答した人の理由をみると、母親は、「子育てや家事に専念するために退職した」が48.8%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（27.9%）の順となっています。一方、父親は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が48.1%で最も高く、次いで「仕事が忙しかった」（37.1%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（35.2%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（32.2%）の順となっています。

【育児休業取得状況】



【育児休業を取得しなかった理由（育児休業を取得しなかった人のみ）】



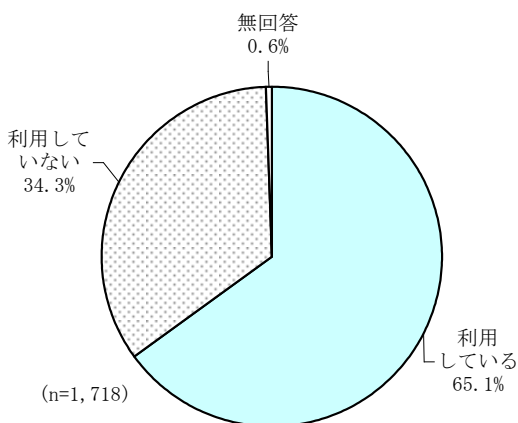
(3) 幼児教育・保育サービスについて（就学前児童調査）

① 定期的なサービスの利用状況

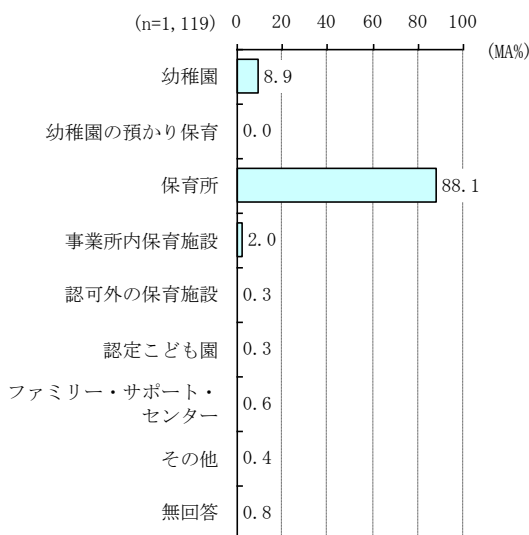
平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況を見ると、「利用している」が全体の65.1%を占めています。「利用している」と回答した人の利用しているサービスを見ると、「保育所」が全体の88.1%を占めています。

「利用していない」と回答した人の理由をみると、「子どもがまだ小さいため」が約6割と最も高くなっています。「子どもがまだ小さいため」と回答した人の利用しようとする子どもの年齢についてみると、「3歳」が全体の39.7%を占めています。

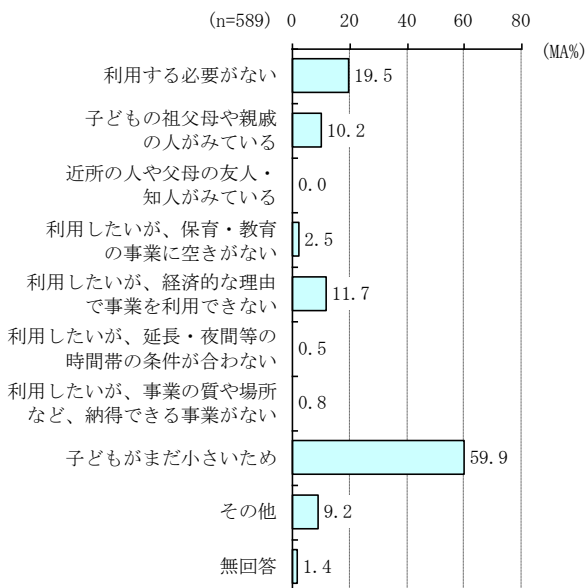
【サービスの利用状況】



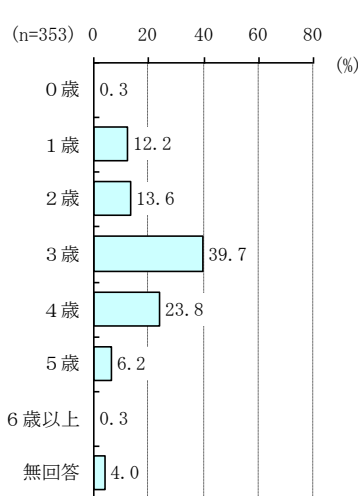
【利用しているサービス(利用している人のみ)】



【サービスを利用していない理由 (利用していない人のみ)】

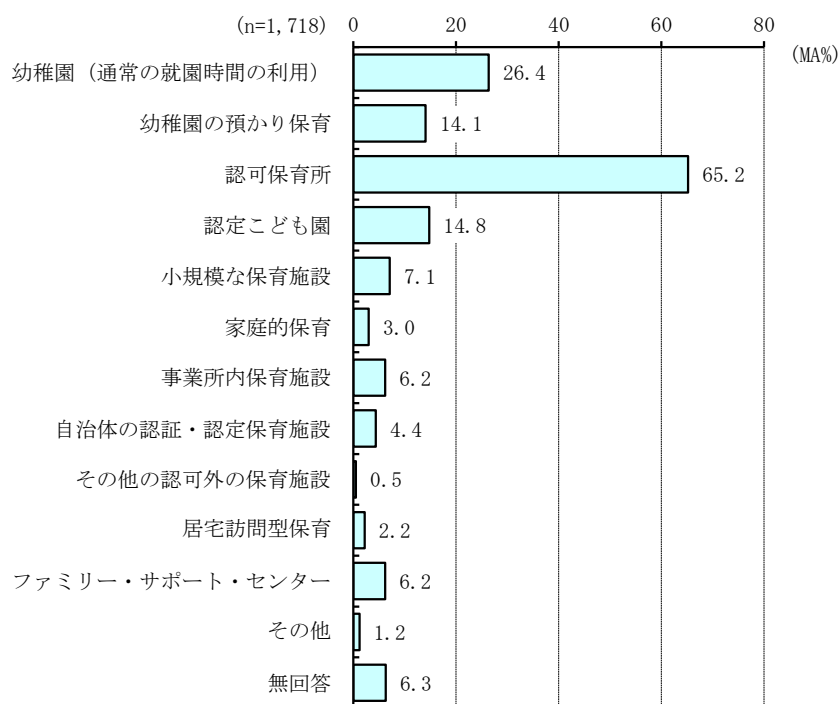


【利用しようとする子どもの年齢 (子どもが小さいから利用していない人のみ)】



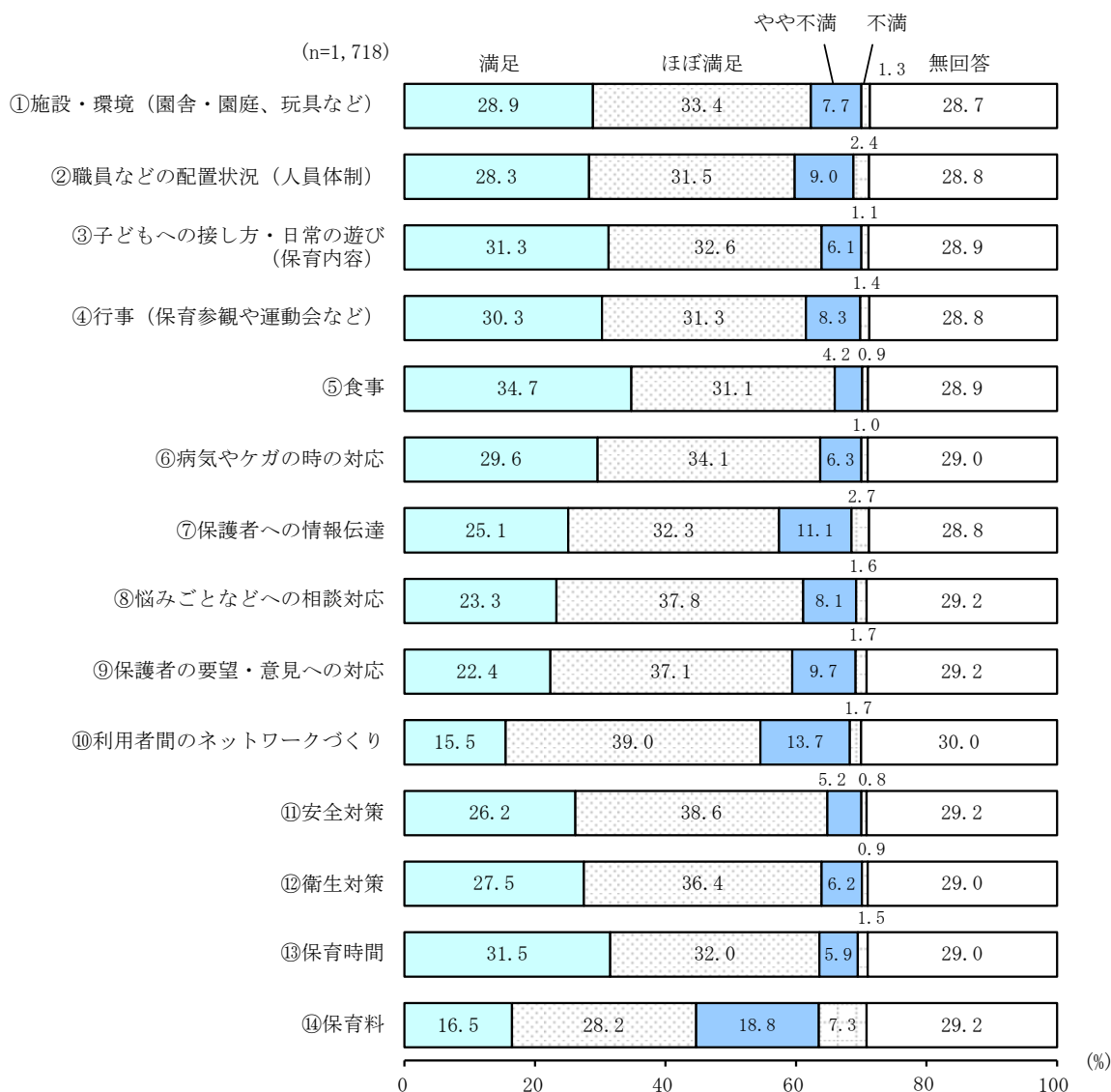
② 定期的なサービスの利用意向（就学前児童調査）

平日に定期的に利用したいサービスをみると、「認可保育所」が65.2%と最も高く、全体の6割半ばを占めています。次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」(26.4%)、「認定こども園」(14.8%)、「幼稚園の預かり保育」(14.1%)の順となっています。



③ 現在通う幼稚園・保育所に対する満足度

現在通う幼稚園や保育所に対する満足度をみると、満足の割合（「満足」＋「ほぼ満足」）は、「⑤食事」、「⑪安全対策」、「③子どもへの接し方・日常の遊び（保育内容）」、「⑫衛生対策」の順で高く、それぞれ60%以上となっています（③⑫は同率）。一方、不満足の割合（「不満」＋「やや不満」）は、「⑭保育料」で最も高く、26.1%となっています。

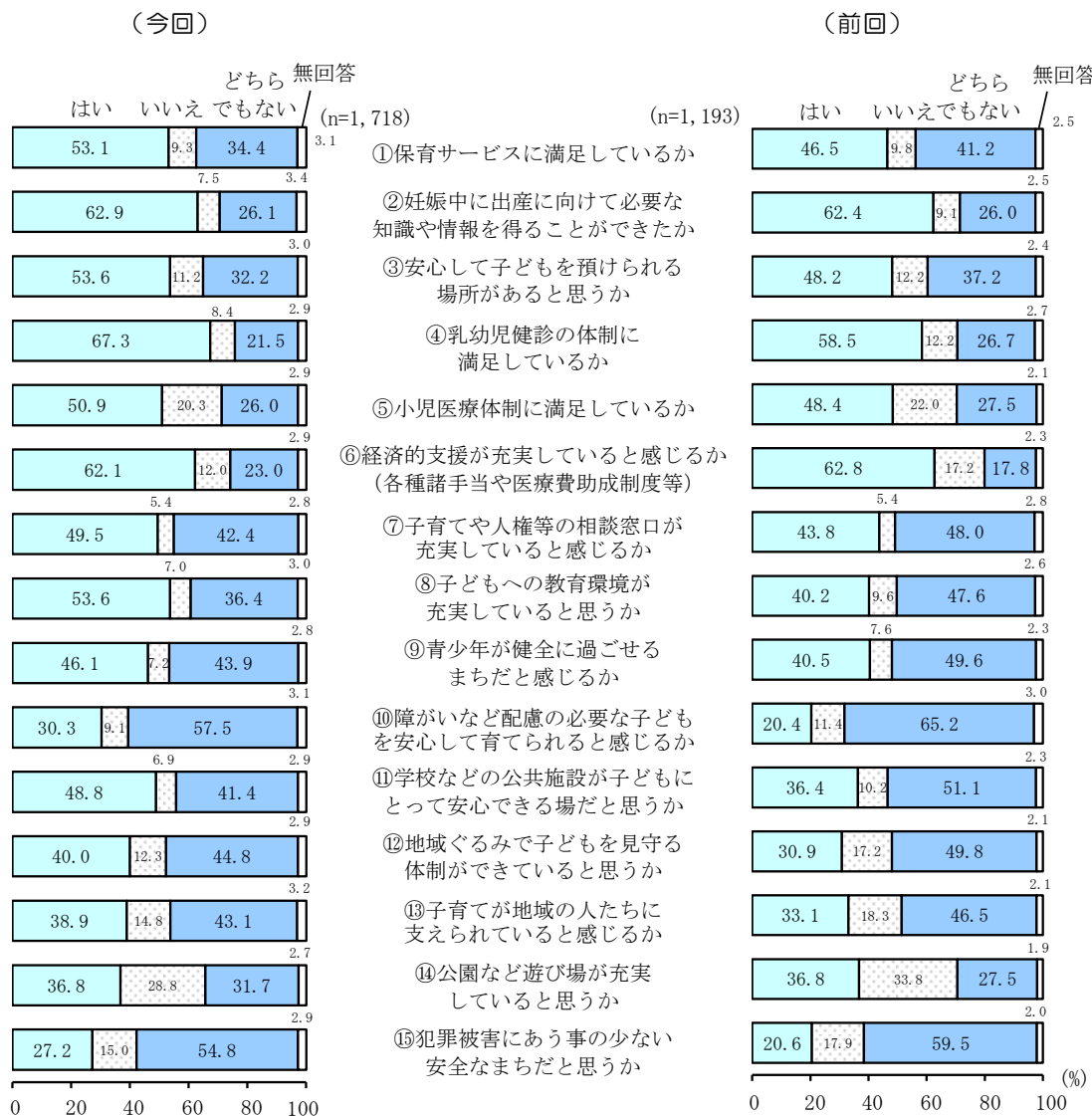


（４）子育て施策全般について

① 現在、小野市について感じていること

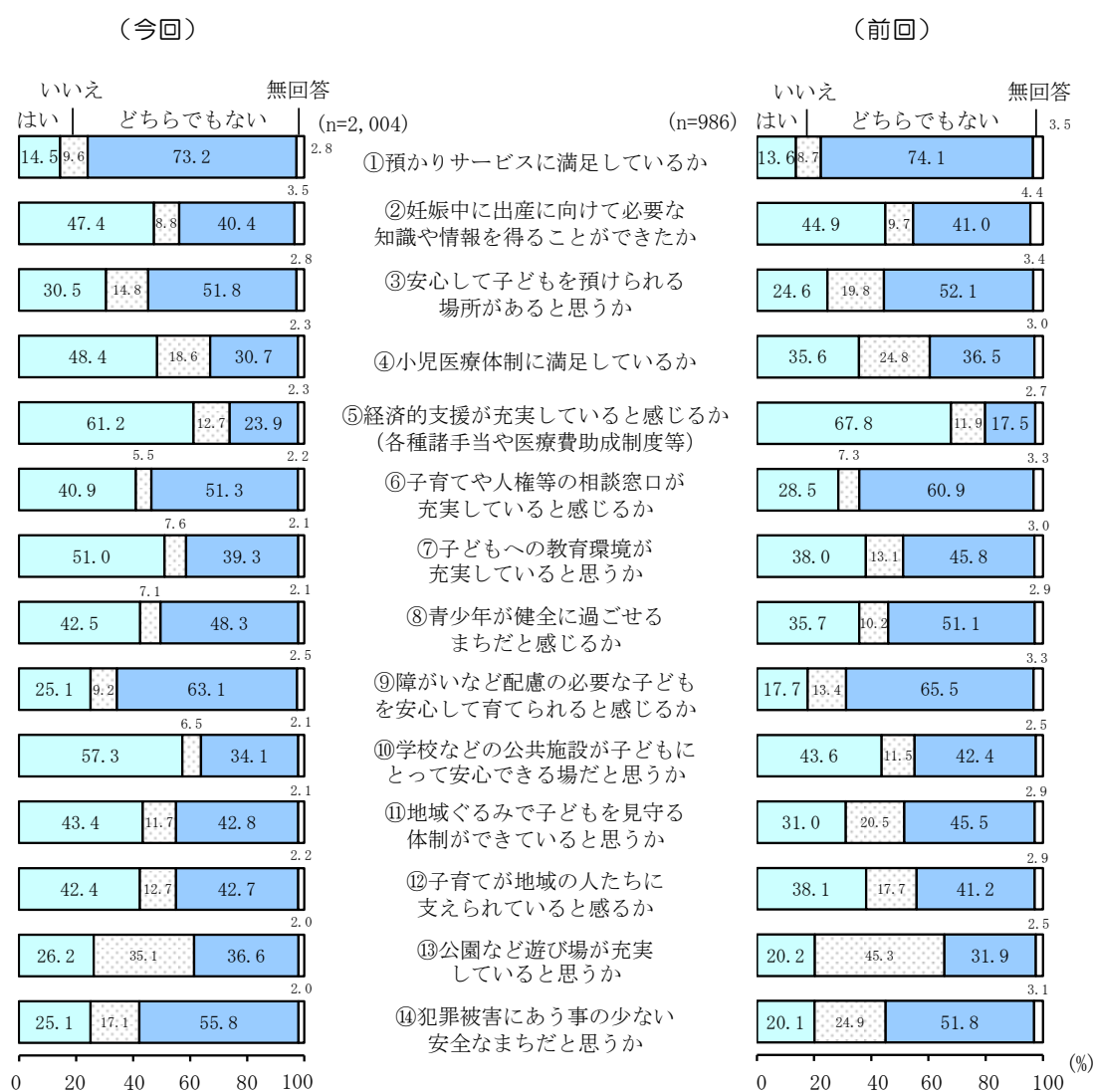
現在、小野市について感じていることについて、就学前児童調査の結果をみると、「④乳幼児健診の体制に満足しているか」、「②妊娠中に出産に向けて必要な知識や情報を得ることができたか」、「⑥経済的支援が充実していると感じるか（各種諸手当や医療費助成制度等）」の順で「はい」の割合が高く、それぞれ60%以上となっています。前回調査と比べると、「⑧子どもへの教育環境が充実していると思うか」、「⑪学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思うか」での「はい」の割合が大きく上昇しています。

■ 就学前児童調査



現在、小野市について感じていることについて、小学生児童調査の結果をみると、「はい」の割合は「⑤経済的支援が充実していると感じるか（各種諸手当や医療費助成制度等）」でのみ60%以上となっています。それ以外で「はい」の割合が50%を超えているのは、「⑦子どもへの教育環境が充実していると思うか」、「⑩学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思うか」となっています。前回調査と比べると、「④小児医療体制に満足しているか」、「⑥子育てや人権等の相談窓口が充実していると感じるか」、「⑦子どもへの教育環境が充実していると思うか」、「⑩学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思うか」、「⑪地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると思うか」での「はい」の割合が大きく上昇しています。

■ 小学生児童調査



5. 次世代育成支援対策後期行動計画の評価と課題

次世代育成支援対策後期行動計画において、3つの基本目標ごとに成果指標を設定し、その達成に向けて各種施策の推進に取り組みました。

設定した指標に基づく達成状況については、下表のとおりとなりました。

※現状は、平成21年2月に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果によるもの。
 調査結果は、平成25年12月に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」によるもの。
 ※達成状況較差表示 ◎ 5ポイント以上で達成 ○ 5ポイント未満で達成
 × 5ポイント未満で未達成 ×× 5ポイント以上で未達成

基本目標1. すべての子どもが心豊かに成長、発達できるまちづくり

指標項目の各目標に対して、おおむね達成ないしは高率での現状維持となっていますが、「地域活動やグループ活動への参加の割合」が約10ポイント低下しています。

指標項目	保護者区分	現状 (H21年)	目標 (H26年)	調査結果 (H25年)	達成状況
○子どもの人権が守られている					
子どもの権利条約について知っている保護者の割合	就学前児童	28.0%	➔	31.8%	○
	小学校児童	33.8%	➔	32.6%	×
子どもを虐待していると思ったことのある保護者の割合	就学前児童	21.5%	➡	19.8%	○
	小学校児童	22.7%	➡	20.4%	○
○子どもが心豊かに育つ教育（保育）を受けられる					
家族で協力して子育てをしていると感じる保護者の割合	就学前児童	93.2%	➔	92.8%	×
	小学校児童	85.9%	➔	90.8%	○
家で、学校での出来事をよく話す小学校児童の割合	小学生児童	51.5%	➔	55.7%	○
学校の授業が理解できていると感じている中学校生徒の割合	中学校生徒	73.1%	➔		
乳幼児とふれあう機会がある中学校生徒の割合	中学校生徒	35.5%	➔		
地域活動やグループ活動に参加したことがある小学校児童の割合	小学生児童	75.4%	➔	65.9%	××
トライやるウィークを通じて、自分の考えや行動に影響があったと思う中学校生徒の割合	中学校生徒	75.9%	➔		
○子どもが健やかに成長できる					
朝食を毎朝食べる子どもの割合※1	就学前児童	91.1%	➔	87.7%	×
	小学校児童	92.2%	➔	91.8%	×

※1 現状値、調査結果は「毎日食べる」と回答した割合であるが、就学前児童の現状値については、「まだ食べられない」と回答した人を除いて「毎日食べる」の割合を算出している。

基本目標2. だれもが安心して子どもを産み育てられるまちづくり

各種媒体による子育て情報の提供や育児ハンドブックの配付にかかわらず、「市が発行している子育て情報紙の認知度」や「子どもの急病時の医療機関受診対応」で約15ポイントの低下がみられます。

指標項目	保護者区分	現状 (H21年)	目標 (H26年)	調査結果 (H25年)	達成状況
○出産や子育てについて気軽に相談でき、知識や情報が得られる					
妊娠中に出産に向けて必要な知識や情報を得ることができたと思っている就学前児童保護者の割合	就学前児童	62.4%	➔	62.9%	○
子育てについて不安感や負担感を持っている保護者の割合	就学前児童	49.8%	➡	43.4%	◎
	小学校児童	55.4%	➡	48.3%	◎
育児のことを気軽に話せる友人のいる就学前児童の母親の割合※1	就学前児童	61.2%	➔	72.7%	◎
市が発行している子育て情報紙を知っている就学前児童保護者の割合	就学前児童	65.7%	➔	51.0%	××
子育てに関する情報の入手先がない、または入手手段がわからない保護者の割合	就学前児童	1.0%	➡	0.8%	○
	小学校児童	1.8%	➡	0.7%	○
○子どもの事故や病気に対して予防や対応がきちんとできる					
事故防止対策に取り組んでいる就学前児童の家庭の割合※2	就学前児童	55.6%	➔		
かかりつけ医を持つ就学前児童の家庭の割合	就学前児童	91.1%	➔	93.7%	○
子どもの急病時にすぐ診てくれる医療機関が見つからず困ったことのある保護者の割合	就学前児童	26.2%	➡	40.9%	××
	小学校児童	31.5%	➡		
○子育てと仕事の両立ができる					
安心して子どもを預けられる場所があると思う保護者の割合	就学前児童	48.2%	➔	53.6%	◎
	小学校児童	24.6%	➔	30.5%	◎
父親の育児協力が満足している就学前児童保護者の割合	就学前児童	83.9%	➔	83.5%	×
就学前児童保護者の育児休業取得率	父親	0.3%	➔	1.2%	○
	母親	19.9%	➔	26.9%	◎
○子育て家庭への経済的支援が充実している					
経済的支援が充実してきていると感じている保護者の割合	就学前児童	62.8%	➔	62.1%	×
	小学校児童	67.8%	➔	61.2%	××
○支援が必要な家庭への取り組みが充実している					
障害など配慮の必要な子どもを安心して育てられると感じる保護者の割合	就学前児童	20.4%	➔	30.3%	◎
	小学校児童	17.7%	➔	25.1%	◎

※1 現状値は子育ての相談先として「隣近所の人、地域の知人、友人」と回答した割合。調査結果については、子育ての相談先として「友人や知人、隣人や地域の仲間」と回答した割合。

※2 現状値は事故防止策として取り組んでいる項目について4項目以上を選択した人の割合。

基本目標3. 地域社会が一体となって子どもと子育て家庭を支援するまちづくり

「子育てに関するサークル活動への参加の割合」や、就学前児童での「近隣住民等から子育てに関する支えられ感の割合」で5ポイント以上の低下がみられます。

指標項目	保護者区分	現状 (H21年)	目標 (H26年)	調査結果 (H25年)	達成状況
○子どもや子育て家庭が安心して気軽に集える場がある					
近所に安心できる遊び場があると思っている保護者の割合※1	就学前児童	54.0%	↗	50.6%	×
	小学校児童	46.1%	↗	51.2%	◎
週3日以上外遊びをする小学校児童の割合	小学校児童	53.1%	↗	51.5%	×
育児について他のお母さん、お父さんと話す機会がある保護者の割合	就学前児童	86.2%	↗	89.2%	○
	小学校児童	88.0%	↗	91.7%	○
子育てに関するサークルなど自主的な活動に参加している就学前児童保護者の割合	就学前児童	18.9%	↗	13.3%	××
○子どもや子育て家庭に配慮した生活環境が整備されている					
子どもとの外出で困ることで「暗い通りや見通しのきかないところが多く子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」と回答した小学校児童保護者の割合	小学校児童	35.4%	↘	32.8%	○
「子どもとの外出について安全対策や見守り体制が整っていない」と回答した保護者の割合	就学前児童	10.5%	↘	8.1%	○
	小学校児童	13.5%	↘	6.5%	◎
○地域の子育て支援体制が確立されている					
地域の人から子どものことで声をかけられることがよくある保護者の割合	就学前児童	34.9%	↗	33.8%	×
	小学校児童	34.0%	↗	33.3%	×
地域の人から声をかけられることがよくある中学生生徒の割合	中学校生徒	14.9%	↗		
周囲（近隣、友人）の人に支えられて子育てをしていると感じている保護者の割合	就学前児童	72.5%	↗	65.2%	××
	小学校児童	71.6%	↗	70.3%	×

※1 現状値、調査結果は「近くに遊び場がある」と回答した割合。

6. 次世代育成支援対策後期行動計画から子ども・子育て支援事業計画へ

小野市の人口は、平成22年（2010年）を境に、年間の出生数と死亡者数の自然増減及び転入・転出に伴う社会増減ともに減少に転じており、少子化が徐々に進行している状況にあります。

このような状況のなか、小野市では、次代を担う子どもたちの発達段階に応じた切れ目のない施策として、脳科学理論に基づく16か年教育をはじめ、中学校3年生までの医療費完全無料など、さまざまな施策に取り組んできています。また、地域においても、地域づくり協議会などの取り組みによって、人々の絆を強め、心がふれ合うコミュニティの維持・活性化に向けたさまざまな活動が進められてきています。これらの取り組みによって、子どもや子育て家庭に対する医療体制、経済的支援、教育環境等の充実が図られてきていることは、アンケート調査などからも読み取れます。

しかしながら、人々の価値観や生活様式が多様化し、地域のつながりも変容してきている現状があります。また、子育てにかかわる課題も多様になってきています。子育てに不安感や負担感を感じている保護者が少なくないことや、より充実した子育て環境を求める声があることなどから、地域社会全体で子育てを支援していく施策をさらに進めていく必要があります。

本計画は、小野市次世代育成支援対策後期行動計画を継承し、子ども自身や保護者が、家庭、学校、地域、職域などあらゆる場面で子育て支援を実感することができ、子どもの健やかな育ちが尊重されていると感じられる小野市となるように、各種施策の推進に取り組んでいくものとします。

第3章 計画の基本理念と5つの基本目標・体系

1. 計画の基本理念

だれもが安心して子どもを生き育てることができ、
すべての子どもが心豊かに成長できるまち



子どもは小野市にとっての希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。

子育ては、保護者が第一義的に責任を持ち、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てていく大切な営みです。また、地域や企業、学校や教育・保育施設、行政が相互に連携し、社会全体で子育て家庭を見守り、子どもたちの教育・養育を支援していくことも、社会の責務として一層重要なものとなっています。

子どもたちが未来に希望を抱き、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じていけるよう、「子どもの最善の利益の実現」を第一に考え、「だれもが安心して子どもを生き育てることができ、すべての子どもが心豊かに成長できるまち」を本計画の基本理念として掲げ、5つの基本目標・体系を柱として各種事業や施策の推進に取り組んでいきます。

2. 計画の5つの基本目標

基本理念を実現するために、5つの基本目標を掲げて取り組みます。

基本目標 1

人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり
～「幼児教育・保育、学童期教育・保育」～

幼児期から学童期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。家庭は、愛情としつけを通して心の基盤が形成される場であり、地域社会は、自然とのふれあいやさまざまな人とのかかわりを通して豊かな体験が得られる場です。幼稚園・保育所や学校は、同年齢・異年齢の子ども同士の集団活動を通して、子どもの自立と他者理解に向けた基礎が育成される場です。さまざまな場を通して、子どもたちの自我が芽生え、豊かな情緒が育ち、自他ともに大切にしたい心、感動する心といった生きる力が育まれていきます。

小野市では、家庭、地域社会、幼稚園・保育所や学校が相互に連携しながら、それぞれがもつ養育力、応援力、教育力が高められるよう、総合的な幼児教育・保育並びに学童期教育等の環境整備に取り組んでいきます。

基本目標 2

保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりを持って子育てができるよう支援することが求められています。しかしながら、悩みや不安を抱えて子育てを行っている保護者も少なくありません。さまざまな機会を通して保護者同士がつながりを持ち、心にゆとりをもって子育てができるよう、保護者同士の交流を深める機会の増進を図ることが必要です。

命を大切にする心や思いやりの心は、乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いを通して育まれます。家庭教育が子どもの人格形成において大きな役割を担っていることを理解し、保護者が子育てを通じて親として成長する「親育ち」の過程を支援していきます。

基本目標 3

健やかに子どもを生き育てる環境づくり

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、誰もが抱く共通の願いです。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、保健・医療体制を充実させ、親と子どもの健康の維持や増進を図ることが必要です。

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでのきめ細かなサービスの提供と、小児医療体制の充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食に対する配慮、子育てに関する情報の提供と相談体制の整備に取り組んでいきます。

基本目標 4

すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

子育て家庭を孤立させないことは、地域の子育て支援の基本といえます。しかしながら、少子化や核家族化の進行に伴い、近所とのかかわりが希薄になるなか、子育て家庭の孤立化や子育てに対する不安感や負担感の増大が懸念されます。共働き家庭だけでなく専業主婦家庭やひとり親家庭、障がいのある子どもを養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援が求められています。

すべての子どもと子育て家庭を支えるために、子育て支援のための拠点を整備し、各種サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する情報提供に努めるなど、子育てを地域社会全体で支援していきます。

基本目標 5

仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

男女共同参画の推進により、男女の意識や価値観が変容するなか、仕事やライフスタイルも多様化しています。さまざまな雇用形態や就労環境のもとで働く男女の子育てと仕事の両立を支援するために、保育サービスを受けやすい環境づくりと保育の充実を図っていく必要があります。

家庭や仕事の責任を果たし、地域活動等にも参加し、男女がともにやりがいや充実感を持って生活することができるよう、多様な保育サービスの充実を進めるとともに、長時間労働など仕事中心の働き方の見直しや多様な働き方が選択できるよう、啓発活動を通して仕事と子育てが両立できる環境の整備を図っていきます。

3. 計画の体系

だれもが安心して子どもを生み育てるじょうぎができ、すべての子どもが心豊かに成長できるまち

基本目標1 人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり
～「幼児教育・保育、学童期教育・保育」～

取り組み方向

- (1) 脳科学理論に基づく16か年教育の推進
- (2) 幼児教育・保育事業等の推進
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の推進

基本目標2 保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

取り組み方向

- (1) 子どもの活動場所の充実
- (2) 地域の子育て力向上のための支援の充実
- (3) 次世代の育成・啓発

基本目標3 健やかに子どもを生み育てる環境づくり

取り組み方向

- (1) 子どもと母親（父親）の健康づくりへの切れ目のない支援
- (2) 子育て相談、情報提供の推進
- (3) 小児医療体制の充実

基本目標4 すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

取り組み方向

- (1) 子育て家庭への経済的支援
- (2) 養育・教育支援を必要とする家庭への支援
- (3) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

取り組み方向

- (1) 男女共同参画社会の推進
- (2) 子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進
- (3) 父親（男性）の育児力等向上への取り組み
- (4) 安心して子どもを預けられる場の提供

第4章 計画の内容

基本目標1 人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり
～「幼児教育・保育、学童期教育・保育」～

（1）脳科学理論に基づく16か年教育の推進

小野市では、全国に先駆け「脳科学の専門的な知識や見識を生かした」特色ある教育を推進しています。少子高齢化・情報化・国際化が急速に進展し、社会経済情勢が刻々と変化するなかにおいて、規範意識が高く、自らの感情をコントロールしながら他者の気持ちを理解する心を育み、小野市の未来を切り拓く人材として、次代を担う心豊かでたくましい人づくりのオンリーワン教育を推進していきます。

※「16か年教育」とは、母胎に「いのち」が宿るマイナス1歳から義務教育が修了する15歳までの16か年を通して、脳の成長に応じた教育を行うことを指しています。

取り組むべき課題
① 小中連携教育の推進から、小中一貫教育への移行
② 自主性・自立性の育成
③ 家庭へのさらなる啓発と家庭学習の習慣化

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
1-(1)	最先端脳科学（川島理論）による教育 脳の中の司令塔といわれる前頭前野を鍛えることが、子どもを健全に育むことにつながります。心を育み、情緒の安定や学力向上をめざす特色のある教育を推進します。 健やかな身体づくりをめざし、「早寝・早起き・朝ごはん」の生活リズムを重要ポイントとして推進します。	学校教育課 体育保健課
1-(1)	就学前教育の充実 たえず変化していく社会の中で、子どもが自らの可能性をのばし、物事を主体的に考え、判断していくことができるよう、保育所や幼稚園、学校において子どもの個性を十分に引き出す教育（保育）の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課
1-(1)	学校体育推進事業 ①小学生陸上競技大会、②中学校総合体育大会、③中学校新人戦大会を実施します。また、おの体力検定を年2回実施することで体力の維持・増進を図ります。	体育保健課 学校教育課
1-(1)	スポーツ少年団活動事業 小学校区（8校区）ごとに、小学校3年生から6年生を対象に、野球・バレー・サッカーに分かれて指導を行います。	体育保健課
1-(1)	学校教職員の自己啓発 子どもの学習意欲や社会に対する関心等に適切に対応していけるよう、学校教職員を対象として自己啓発を促進し、資質の向上を図る等の研修の充実に努めます。	学校教育課
1-(1)	お話し会 幼児から小学生を対象に、言葉の響きや韻律、語感や表現の豊かさ、そして面白さを楽しめる伝承文学絵本を主体に読み聞かせを行い、英語の絵本にも触れる機会を設けます。	いきいき社会 創造課 図書館

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
1-(1)	ブックスタート 4か月児健康診査時に、絵本の読み聞かせによる子どもへの語りかけやコミュニケーションの取り方などを紹介します。	いきいき社会 創造課 図書館
1-(1)	OSL 図書貸出 小・中・特別支援学校、幼稚園へ日程を決めて巡回し、学級単位で図書の貸出しを実施します。	いきいき社会 創造課 図書館
1-(1)	図書館探検 小学生が図書館機能を理解する機会として実施します。	いきいき社会 創造課 図書館
1-(1)	図書館工作教室 4歳から小学3年生までを対象とし、簡単な工作教室を実施します。	いきいき社会 創造課 図書館
1-(1)	ICT 機器を活用した学習 ICT 機器を活用した学習環境に引き続き取り組み、また、タブレット PC の活用研究を進めます。	学校教育課
1-(1)	地域展の開催 市内各町の歴史や文化財について、小・中学生が地域住民とともに神戸大学と連携して調査し、その成果を展示します。	いきいき社会 創造課 好古館
1-(1)	歴史体験事業 子ども会や老人会などで地域の歴史散策をしたり、まが玉や土器づくりなどの歴史体験を行います。	いきいき社会 創造課 好古館
1-(1)	好古館サマーセミナー 小学生を対象に基本的に3コースを用意するなど、自然の中で工夫して遊びを体験することを目的に実施します。	いきいき社会 創造課 好古館
1-(1)	子ども用十二単衣や兜の着付体験事業 普段では体験できない甲冑や十二単衣の着付について、親子一緒で行う事業を実施します。	いきいき社会 創造課 好古館
1-(1)	子どもサマースクール・ウィンタースクール 絵画、工作、料理、科学・自然体験、天体観測、地域の歴史等、体験的な学習を重視して実施します。	いきいき社会 創造課 各コミセン
1-(1)	トライやる・ウィーク 中学校2年生が時間的・空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、主体性が尊重されたさまざまな活動や体験を行います。豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけるなど「心の教育」や「生きる力」の育成を図るため実施します。	学校教育課
1-(1)	自然学校 小学校5年生が宿泊を共にする日程で、人とのふれあいや自然とのふれあいなど、さまざまな体験活動を行います。心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を目指し、創意工夫ある活動を推進します。	学校教育課
1-(1)	読み聞かせリーダーによるお話し会 小・中学生が絵本の楽しさを理解し、子どもたちに絵本の読み聞かせを伝えることにより、親の愛情や乳幼児の情操を育む大切さを体感し、親子の絆の基盤意識を培います。	子育て支援課 児童館“チャイコム”

市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ●学校が子育てに影響すると回答する保護者が、8割以上となっています。 ●学習指導の充実や教育レベルの向上、学校と家庭との連携を望む声があがっています。
------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

（2）幼児教育・保育事業等の推進

小野市では、公立幼稚園2園と私立（社会福祉法人）保育所14園によって、幼児期の教育・保育を担っており、定期的に教育・保育サービスを利用している人は6割半ばで、そのうちの9割弱が保育所を利用しています。なお、公立幼稚園では4歳児と5歳児クラスの実施となっています。

今後は、本計画期間中に市内保育所の意思決定をもとに、「保育所から認定こども園への移行」を推進し、3歳児の幼児教育体制の整備を図るとともに、市全域の子育て家庭が身近な地域において等しく「幼児教育・保育」が受けられるよう取り組みを進めていきます。

取り組むべき課題	
①	乳幼児期の教育・保育の一体的提供
②	教育・保育の質の向上、適切な運営体制の確保
③	就学前児童（5歳児）の小学校へのなめらかな接続

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
1-(2)	認定こども園化に対応した保育所整備補助事業 平成29年度までに2園が認定こども園に移行することをめざします。また、将来的には小野小・小野東小学校区を除く市内「地域づくり協議会単位」ごとに、民間保育所が認定こども園に移行していくことを推進し、保育所における施設整備に対しては、認定こども園化に対応した整備内容を確認しながら補助を行います。	子育て支援課
1-(2)	保育士研修事業 国指針や県との連携により保育士等の研修事業を行います。	子育て支援課
1-(2)	幼稚園・保育所、学校訪問 就学前児童の発達や養育上におけるあらゆる問題について、必要な相談や調査、的確な教育・保育の指導を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携した取り組みを進めます。また、小学校就学前在宅児童の安否確認調査を平成23年度から実施しています。	子育て支援課 健康課 学校教育課

市民の声	<p>○教育・保育サービスを定期的に利用していない人のうち、子どもが小さいからという理由で、教育・保育サービスを利用していないと回答した人は約6割で、そのうち約4割の人が、子どもが3歳になったら利用したいと回答しています。</p> <p>○現在通う幼稚園や保育所について、「食事」、「安全対策」、「子どもへの接し方・日常の遊び（保育内容）」、「衛生対策」については、満足度が6割以上と高くなっています。一方、「保育料」について不満と回答する人の割合は、2割半ばとなっています。</p> <p>○教育・保育サービスの利用意向をみると、認可保育所が6割半ば、幼稚園が2割半ば、認定こども園が1割半ばとなっています。また、幼稚園の3年保育を望む声もあがっています。</p>
------	---

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。



（3）地域子ども・子育て支援事業の推進

小野市では、妊娠・出産期からの多様な子育て家庭のニーズに対応するため、国が子ども・子育て関連3法のなかで定めた、地域子ども子育て支援 13 事業のうち現在 10 事業を実施しています。今後は制度の一層の啓発と地域子ども子育て支援事業の充実を図っていきます。

取り組むべき課題
① 切れ目のない地域子ども・子育て支援事業の充実
② 新たな利用者支援事業への取り組み（相談から利用までの一貫した支援）
③ 多様なニーズに対応する地域子ども・子育て支援事業の多機能化

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
1-(3) ★⑧	★利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供並びに必要なに応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 →平成28年度からの事業開始をめざしています。	子育て支援課
1-(3) ★⑦	★地域子育て支援拠点事業 家庭や地域における子育て機能の支援・充実を図るため、児童館に常設のつどいの広場を設け、市内保育所の一つを指定施設として、子育て指導者（保育士等）及び担当者が、子育て支援の各種事業を実施します。	子育て支援課
1-(3) ★⑨	★妊婦健康診査（健康診査費の一部助成） 妊婦と胎児の健康の保持増進を図り、安全な出産を支援するため、妊婦健康診査費の一部助成を実施します。	健康課
1-(3)	産後ケア費用助成事業【新規】 産後、家族や親族の支援が得られない、育児不安が強い等、支援が必要な方を対象に、産後ケア費用の一部助成を実施することにより、育児の孤立化や産後うつ等の発症を防止します。 →平成27年度から事業を開始します。	健康課
1-(3) ★⑩	★生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態及び育児環境を把握し、専門職が相談・助言を行うとともに子育て支援に関する情報提供を行います。また、継続支援が必要な家庭を早期に把握し、適切なサービスにつなげます。	健康課
1-(3) ★⑪	★養育支援訪問事業（ホームヘルプサービス） 家庭児童相談室で児童相談を受けた人の中から当該家庭の申請を受け、審査し、要派遣を決定します。	子育て支援課
1-(3) ★⑤	★子育て家庭ショートステイ事業（子育て短期支援事業） 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行い、保護者の負担軽減を行います。	子育て支援課
1-(3) ★⑥	★おの育児ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子育て支援課 社会福祉協議会
1-(3) ★③	★一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。	子育て支援課

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
1-(3) ★①	★延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間に、認定こども園・保育所等において保育を実施します。	子育て支援課
1-(3) ★④	★病児・病後児保育事業 病児・病後（病気回復期）の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	子育て支援課
1-(3) ★②	★放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業） 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、発達段階に応じて、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援課
1-(3)	放課後児童支援員研修 児童に適切な指導ができるように、毎月の月例報告、学期ごとの研修・連絡会の実施を行います。また、救急、健康、事故等の対策に関する研修会の実施、県や団体の行う研修会への参加などにより、支援員の資質の向上に努めます。	子育て支援課
1-(3)	地域型アフタースクール事業運営補助 神戸電鉄小野駅舎内で、神戸電鉄株式会社が運営しているアフタースクール事業「おのっこクラブ」では、市内すべての小学校区の児童を対象に事業を実施しています。また、第2・4土曜日の開所については、市から事業委託をしています。これらの事業運営に対して市から補助金を交付します。	子育て支援課
1-(3)	保育所活動等の補助事業 5歳児保育、障害児保育、園児交流事業等の特別保育事業を行います。	子育て支援課
1-(3) ★⑫	★実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 保護者の世帯所得の状況等を動案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。 →平成27年度から生活保護世帯の在園児を対象として事業開始します。	子育て支援課 学校教育課
1-(3) ★⑬	★多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	子育て支援課

（注）★印は「地域子ども・子育て支援13事業」を表しています。詳しくは第5章子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保計画における「4. 地域子ども・子育て支援事業の提供(P74～83)」で記載しています。

市民の声	<p>○地域子育て支援拠点事業を利用している人は、2割程度となっています。また、利用していない人の今後の利用意向については、2割半ばとなっています。</p> <p>○子育て支援に関する事業のうち、保健センターでの両親学級、育児教室や保育所・幼稚園での園庭等の開放、保健センターでの相談事業、児童館子育て相談・サロン相談・サークル活動の認知度は8割以上と高くなっているのに対し、地域子育て支援センターでの相談事業については認知度が3割台にとどまっています。</p> <p>○子どもが小学校低学年になったら、放課後児童クラブを利用したいと回答した保護者は3割半ばとなっています。そのうち長期休暇中についても放課後児童クラブを利用したいとする割合は約9割で、高学年まで利用したいとの回答が半数あります。</p> <p>●ファミリー・サポート・センター事業について、利用料金の改善、サービス内容の充実を望む声があがっています。</p> <p>●保健センターの相談事業の認知度が高く、9割弱となっています。一方、家庭児童相談室の認知度は、5割弱となっています。</p> <p>●アフタースクール事業については、利用学年の引き上げ、時間の延長などを望む声があがっています。そのほか、長期休暇中の開始時間を早めてほしい、定員を増やしてほしい、必要なときだけ使いたいなどの意見もあります。</p>
------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

基本目標2 保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

(1) 子どもの活動場所の充実

子育て家庭が、身近な地域において、安心して学び・遊べる場所の整備を促進し、日常生活活動において、安全な地域環境づくりを推進していきます。

取り組むべき課題
① 児童館“チャイコム”、園庭開放、地域公園等、安心して利用できる幼児期の居場所の充実
② 放課後や週末等における子どもの安全、かつ、安心な活動の場所づくり
③ 事故や犯罪から子どもを守る事業の推進、地域見守り体制の充実

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
2-(1)	公園パンフレットや観光マップの配付 市内の公園や憩いの場所の観光パンフレットを作成し、整備の促進に合わせて内容の充実を図ります。	まちづくり課 観光課
2-(1)	通学路の整備 児童生徒やベビーカーが安全に通行できる通学路やフラット歩道の整備を推進します。また、学校区単位で計画的な交通安全総点検を実施し、危険箇所の改良を順次に進めます。 平成26年3月に「通学路交通安全推進協議会」を設置し、合同点検の実施等について安全確保プログラムを策定しました。	教育総務課 道路河川課
2-(1)	防犯灯・防犯カメラの整備 防犯灯について、自治会と連携を図りながら、LED化促進事業等による設置改良整備を計画的に推進します。また、防犯上必要な地点には順次防犯カメラを設置することにより、犯罪の発生抑止を図ります。	地域安全グループ
2-(1)	幼年消防クラブ 就学前児童のうちから防火・防災意識を育てるクラブの指導育成に努めています。また、幼児教育・保育施設において防火演技を披露し、避難訓練を実施して啓発を進めています。	消防本部
2-(1)	安全安心パトロール 安全安心推進員が、学校や周辺通学路における子どもたちへの声かけ、性的事案等の防止、商業・公共施設などにおける防犯活動、交通危険箇所における事故防止活動などを行っています。	地域安全グループ
2-(1)	学童保護立ち番や交通安全指導 年間を通じて、街頭立ち番による保護活動や学校での交通安全教室を実施します。	地域安全グループ
2-(1)	子ども見守り隊などの地域活動 保護者（PTA）、地域づくり協議会、老人会組織等による地域見守り活動について、連携した取り組みを推進します。	地域安全グループ
2-(1)	安全安心メール（平成25年7月～「ひょうご防災ネット」） 防犯・防災に関連する情報を、子育て家庭をはじめとする登録者に対して、迅速にメール配信（発信）しています。	地域安全グループ
2-(1)	防犯教室（高齢者現代セミナー） 高齢者を対象とした「現代セミナー」講座において、不審者に対する対処や地域における防犯意識の高揚啓発について、防犯教室として実施します。	いきいき社会創造課 地域安全グループ
2-(1)	青少年健全育成活動（青少年健全育成会） 市内6地域ブロックにおいて、深夜の徘徊や喫煙等での補導活動を行うとともに、通年で地域の青少年に対する見守りや健全育成活動の取り組みを進めます。	青少年センター いきいき社会創造課

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
2-(1)	不審者対応訓練 小・中学校において、不審者対応訓練を警察等と連携して開催します。	青少年センター
2-(1)	学校・幼稚園安全対策 全ての小・中・特別支援学校と幼稚園で防犯カメラを設置し、児童の安全対策を実施しています。	教育総務課
2-(1)	児童館“チャイコム”子育て支援活動 年末年始を除く年中無休で、各種子育て講座やイベント、にこにこ子育て相談などを実施しています。	子育て支援課 児童館“チャイコム”
2-(1)	チャイコムねっと（情報メール配信とブログサイト開設） 児童館での子育て講座やイベントのメール配信を行うほか、「育児ねっと（母子保健事業に関する情報）」、「しょうがいねっと（障がい児童の養育支援にかかる情報）」と、3つの子育て支援部局が連携して情報の配信（発信）をしています。	子育て支援課 健康課 社会福祉課

市民 の 声	<p>○防犯灯の増設を望む声が多くなっています。</p> <p>◇就学前児童の保護者で3割弱、小学生児童の保護者で3割半ばの人が、公園などの遊び場の充実を求める回答をしており、主な意見では、近くに安心して遊べる公園、雨の日に遊べる公園、ボール遊びができる公園、遊具が充実した公園を増やしてほしいとなっています。</p> <p>◇就学前児童、小学生児童ともに、ほとんど外遊びをしない児童が1割程度います。</p> <p>◇保護者の7割程度が「小野市安心安全メールを利用したい」と回答しています。</p> <p>◇子ども連れでも外出しやすい環境、交通安全や防犯に配慮した環境を望む声があがっています。</p>
--------------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

（2）地域の子育て力向上のための支援の充実

小野市には豊かな自然環境があります。地域では伝統ある各種行事が伝承されています。市としても、ひまわりの丘公園やエクラ周辺施設を活用し、年間を通じてオリジナリティを持った各種イベント・文化向上事業を開催し、市勢の一層の高揚を図っているところであり、今後も引き続き取り組みを進めていきます。また、地域で受け継がれてきた活動である、子ども会活動やスポーツ少年団活動、兵庫県のスポーツクラブ21、市内各地区で主体的な活動をしている「地域づくり協議会」等に、市が協働する体制づくりを進めて支援を行っていきます。

取り組むべき課題	
①	PTA、子ども会、地域づくり協議会（世代間交流）活動の推進
②	寺子屋事業、ファミリー・サポート・センター等地域子育て援助活動の推進
③	民生・児童委員、主任児童委員活動による子育て支援の推進

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
2-(2)	PTA 活動の推進 PTA を中核に、地域住民が参画・協働する PTCA「地域が支える交流機会の充実」を目指します。田んぼの学校、水辺の楽校、幼・保・小交流活動などを実施します。	いきいき社会創造課
2-(2)	子ども会活動の推進 スポーツ大会やふれあい研修会など、各地域において子ども同士の異年齢交流を進めます。	いきいき社会創造課
2-(2)	地域での子育て支援交流活動 コミュニティ活動推進事業、子ども自然体験学習、ふれあい「ポプラの子」等を開催するなど、地域における子育て支援交流を進めていきます。	いきいき社会創造課 各コミセン
2-(2)	青少年育成運動推進員会 青少年育成運動推進員が中心となり、子育て家庭に対して地域ぐるみで声かけや相談活動が行える地域のネットワーク化を推進するため、イベントや広報誌による啓発活動に取り組みます。	いきいき社会創造課
2-(2)	寺子屋事業（放課後子ども教室） 小野商店街のなかにあるコミュニティセンターおの分館「よって吉蔵」をはじめ、他の5地域で開設している「コミセンの寺子屋」事業の運営にあたっては、地域の多様な人材に参画を求め、同年齢及び異年齢の小学生がともに学習やスポーツ、文化活動等種々の社会経験を学ぶ場として推進します。	いきいき社会創造課 各コミセン
2-(2)	生涯スポーツ振興事業 ライフステージに応じた各種スポーツ活動を展開するなかで、子どもから高齢者までがスポーツを通じてふれあい交流を深める地域スポーツ活動を推進します。	体育保健課
2-(2)	おの育児ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 国が定める地域子ども・子育て支援事業に位置付けられており、会員間で地域の子育てを支援し合う相互援助活動として定着しています。ひとり親家庭や経済的な支援を必要とする家庭の利用者負担について、負担軽減施策の検討を進めていきます。	子育て支援課 社会福祉協議会
2-(2)	民生・児童委員、主任児童委員の活動と連携の強化 地域福祉の推進役である民生委員・児童委員、主任児童委員とともに子育て家庭との交流を促進し、子育てに関するさまざまな問題に対する地域での相談活動に取り組みます。また、夏休みにおけるアフタースクール支援や日常的な児童虐待防止の取り組みを推進するとともに、研修や学習会等の開催により対応力の向上に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会 子育て支援課

市民 の 声	<p>○子育てをするうえで周囲に望む支援としては、保育サービスの充実のほか、子どもへの声かけ、地域の行事の充実など、地域の子育て支援を望む意見があがっています。</p> <p>●子育てをするうえで周囲に望む支援として、地域での声かけなどの交流、見守りパトロールの強化などがあがっています。</p> <p>●エクラでの子育て相談、講座・サークル等の利用経験は1割未満となっています。</p> <p>◇近所や地域と親しい付き合いをしている人は、就学前児童の保護者で3割強、小学生児童の保護者で4割強となっており、地域との付き合いが浅い人は、就学前児童の保護者で多くなっています。</p> <p>◇2割半ばの人が、子育てが周囲に支えられているという実感がないと回答しています。</p>
--------------	---

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。



（3）次世代の育成・啓発

小野市では、地域における各種行事を通じて、子どもたちの育成活動が行われています。市としても、次世代を担うことになる思春期の子どもたちを支援する各種相談事業を実施することにより、生命の大切さを理解し、自尊感情と公德心を高め、自立した生活を営む力の育成、社会参加し貢献する「子育て」の支援を行ってまいります。

取り組むべき課題
① 子どもの人権を守り、個性を生かす教育の推進
② 子どもの貧困問題・教育格差解消に向けた教育と支援事業の推進
③ 現代社会特有の人権課題（インターネット媒体等）に対する人権教育・啓発の推進

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
2-(3)	人権教育研究事業 児童生徒が人権にかかわるさまざまな体験を通じて、人権を尊重するあたたかな心を育成します。	学校教育課
2-(3)	学校教職員による相談・支援体制 スクールカウンセラーが悩みを抱える個々の児童生徒に対して相談や指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりを大切にする豊かな心の教育を実践します。また、いじめは絶対に許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を学校の教職員全員が持ち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消に努めます。	学校教育課
2-(3)	学校における健康教育の推進 小学校や中学校の保健の授業において健康教育（性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止、食育）を推進します。	体育保健課
2-(3)	ヤングジェネレーションフォーラム 市内在住、在学の若人に、自分たちのまち「小野」の仕組みや実態、施策について関心と理解を深め、若者の意見を市政に反映するため開催します。	市民サービス課
2-(3)	青少年の悩み相談 子どもが保護者や教師に相談できない悩みについて、電話等で気軽にいつでも相談できる場の充実を進めます。おのっこ悩み相談では常時相談を実施します。	青少年センター
2-(3)	ONO ひまわりほっとラインによる相談 青少年に対する相談機能を充実するため、青少年センターの機能の拡充を図ります。また、子どもを育てていく上での悩みや夫や家族との関係の悩み（DV、児童虐待等）の相談に応じます。	青少年センター いじめ担当グループ
2-(3)	思春期ホットダイヤル 身体のことや性のことについて電話による相談を実施します。	健康課
2-(3)	職員の人権研修 職員を対象に、子どもが権利を持った一市民として尊重されるよう、子どもの人権についての充実した研修を行います。	人権啓発推進グループ

市民の声	●ONO ひまわりほっとラインの認知度は高く、9割弱の人が知っているという回答がありますが、利用意向は2割台、利用経験にあっては数パーセントにとどまっています。
------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

基本目標3 健やかに子どもを生み育てる環境づくり

(1) 子どもと母親（父親）の健康づくりへの切れ目のない支援

健やかな子どもの育ちのためには、子ども自身の健康確保とともに、安心な妊娠・出産に対する支援と養育する親の心身の健康を保障していくことが不可欠であるという視点から、親子の健康づくりを増進していく施策や事業に取り組んでいきます。

取り組むべき課題
① 妊娠期から乳幼児期の相談・健康支援
② 不妊治療等への支援、心のケアへの取り組み
③ 健全な食生活（食育）の啓発、地産地消への取り組み

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
3-(1)	母子健康手帳交付時の相談 妊娠中に健全な生活が送れることを目的として、母子健康手帳を交付し、同時に妊婦個別相談を実施します。 妊娠届出書の妊婦アンケートの中で、心理面・経済面の不安を把握する項目を入れ、妊娠期からの継続支援を実施します。	健康課
3-(1)	マタニティマーク配付 母子健康手帳交付時に「マタニティマークキーホルダー」もしくは「車用マタニティステッカー」を配布し、妊産婦にやさしい環境づくりの推進を行います。	健康課
3-(1)	産後ケア費用助成事業【新規】 産後、家族や親族の支援が得られない、育児不安が強い等、支援が必要な方を対象に、産後ケア費用の一部助成を実施することにより、育児の孤立化や産後うつ等の発症を防止します。 →平成27年度から事業を開始します。	健康課
3-(1)	育児教室 安心して子育てができるよう、発達時期に応じた育児教室・相談等の支援を実施します。	健康課
3-(1)	乳幼児健康診査 4か月健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、各月齢での成長発達を確認するとともに、子育ての相談の場としての充実を図ります。また、問診票に虐待の早期発見の項目を取り入れ、早期発見に努めるとともに専門職が相談助言を行い、必要なケースには継続的に支援してまいります。 未受診の方には、電話連絡や訪問により受診勧奨や子育て相談を実施します。	健康課
3-(1)	予防接種事業 各種予防接種を実施します。	健康課
3-(1)	新生児・乳幼児家庭訪問 新生児・乳幼児に対する家庭訪問を行い、異常が疑われる項目の早期発見とともに育児不安の軽減や健全な親子関係の確立を図ります。	健康課
3-(1)	子育て健康講座 虫歯予防や食育、発達等をテーマにした子育て健康講座を開催し、乳幼児期からの規則正しい生活習慣の確立と、発達障がいにより育てにくさの悩み等を抱える保護者の育児力の向上に努めます。	健康課

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
3-(1)	母子保健推進活動 母子保健推進員（看護師・保育士）が、健診を勧奨するとともに各種相談に応じます。	健康課
3-(1)	小野市特定不妊治療費助成事業 兵庫県特定不妊治療費助成事業に上乘せして、特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。	健康課
3-(1)	不育症治療費の一部助成 不育症の治療を受けている方を対象に相談・助成事業を実施します。	健康課
3-(1)	いずみ会会員による食育推進活動 いずみ会会員が児童とその保護者を対象に調理体験等を行い、家庭や地域における食育、及び地産地消と伝承料理を推進します。 育児教室での手作りおやつ提供、親子の料理教室の開催等により、乳幼児期からの食育の推進を図ります。	健康課
3-(1)	「ひまわりカード」朝食摂取推進事業 市内の全幼児・児童・生徒（市内全14保育所園5歳児を含む）を対象に、脳科学に基づく「栄養バランスのとれた朝食」の摂取率向上をめざし、1週間連続して「ひまわりカード」を使用して取り組みます。 推進週間には全保護者にチラシを配付し、学校・家庭・小野市学校食育推進委員会との連携を図りながら推進します。	体育保健課
3-(1)	地産地消学校給食推進事業 学校給食での県産米使用、米粉パン給食の普及、導入の促進など、学校給食への地域農産物の安定的な地域供給の土台作りを進めます。子どもが農産物に親しみ、家庭料理で育つことから「食育」を進めます。	産業課

市民の声	<p>○乳児健診の回数を増やしてほしい、インフルエンザ予防接種に対する助成制度を設けてほしいという声があがっています。</p> <p>◇毎日朝食を食べる子どもは9割程度となっています。</p> <p>◇妊娠・出産・育児に関する母子保健サービスについて満足している割合は高くなっていますが、就学前児童に比して小学生児童の保護者の方が満足度が低くなっています。</p>
------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

（2）子育て相談、情報提供の推進

安心して妊娠・出産し、健やかに子どもを育てるには、子どもの特性や成長・発達に適合した子育て支援の情報が、容易かつ即時に得られる環境が必要です。おの広報や市ホームページの媒体をはじめ、日常利用する幼稚園・保育所、学校、児童館“チャイコム”等、身近な場所において、子育て家庭が集い相談できる場を拡げるとともに、学び・遊び・保健医療・参画事業等、さまざまなジャンルに及び子育て支援情報の提供体制の充実を推進していきます。

取り組むべき課題	
①	子育て家庭の特性に応じた相談事業の提供、身近な相談者の育成
②	子育てハンドブックの配付等による子育て情報提供の浸透
③	子育て家庭が集う身近な場所での子育て相談事業の啓発と利用の促進

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
3-(2)	特定妊婦相談・訪問事業 母子健康手帳交付時の保健指導により、若年や望まない妊娠、精神疾患を抱える等の特定妊婦を把握し、面接・訪問により相談支援を行います。家庭児童相談室への連携が必要な妊婦に対しては、保健師と相談員が訪問して児童相談に応じます。	健康課 子育て支援課
3-(2)	産婦家庭訪問 訪問時に母親に対してエジンバラ産後うつ病質問票を用いて産後うつ病のスクリーニングを実施し、産後うつ病の早期発見に努めます。また、精神的なフォローが必要な方には、心理の専門職による相談につなげるなど、個別に継続支援を実施します。	健康課
3-(2)	子育てハンドブック等の作成配付 保存版「子育てハンドブック」を出生時に配付します。また、子どもの成長・発達においてポイントとなる事柄や急な病気等にも、親が落ち着いて対応できるように、冊子等を赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査で配付します。	健康課
3-(2)	乳幼児育児相談 育児・栄養・母乳など育児に関する相談に、保健師・栄養士・助産師が応じます。また、心の悩みやことばの発達の相談等に、臨床心理士や言語聴覚士が応じ、保護者の育児不安軽減に努めます。	健康課
3-(2)	子育て安心ダイヤル 子育てや子どもの発達・予防接種・食事、保護者自身の身体や心の悩み等について、電話での相談に応じます。	健康課
3-(2)	5歳児発達相談 年度内に5歳に到達する児童を対象に「子育て問診票」をもとにした選定等で、就学に向けて適切な支援を受けられる体制を整えます。	健康課
3-(2)	家庭児童相談室 子どもを育てていく上でのさまざまな悩みや心配事について、相談に応じます。なお、必要時には相談員が自宅等に訪問のうえ実施します。	子育て支援課
3-(2)	幼稚園・保育所、学校訪問 就学前児童の発達や養育上におけるあらゆる問題について、必要な相談や調査、的確な教育・保育の指導を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携した取り組みを進めます。また、小学校就学前在宅児童の安否確認調査を平成23年度から実施しています。	子育て支援課 学校教育課
3-(2)	にこにこ子育て相談（児童館） 毎月第1水曜日を基本として、保健師、栄養士、保育士及び主任児童委員が、子どもの発達や栄養面、育児上の相談に応じています。	子育て支援課 児童館“チャイコム”

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
3-(2)	ふれあいタイム（児童館） 子育て家庭の孤立化等を未然に防止するため、子育て家庭が気軽に参加し、さまざまな遊びを通して仲間づくりができる事業を実施します。	子育て支援課 児童館“チャイコム”
3-(2)	子育て講座（児童館） 乳幼児期の子どもを持つ保護者が、子育てにあたっての基礎的な知識を習得することを目的として、専門知識を持つ講師による講演・実技指導等を行います。	子育て支援課 児童館“チャイコム”
3-(2)	子育てサークル育成事業（児童館） 子育てグループごとに活動を実施し、グループ内の交流活動を行うとともに、他グループとの交流、運動会や社会見学等の事業を実施します。	子育て支援課 児童館“チャイコム”

市民 の 声	<p>○休日や夜間に相談できる市の相談窓口があればよいという意見もあがっています。</p> <p>○6割弱の保護者が子育てサークルに参加していないと回答しています。</p> <p>●小学生の保護者については、専門家による相談を求める声があがっています。</p> <p>◇4割以上の方が「子育てに何らかの不安や負担を感じる」と回答しています。</p> <p>◇9割以上の方が、子育てに関する相談先があると回答しています。相談先については親族や友人といった回答が最も多く、次いで児童館・子育て支援拠点、エクラなどの施設や保健センター等の市の相談サービスを利用している状況にあります。</p> <p>◇就学前児童の保護者では親族に相談する割合、隣近所の人や地域の友人・知人に相談する割合はともに7割半ばとなっていますが、小学生児童の保護者では親族に相談する割合が6割強に減り、隣近所の人や地域の友人・知人に相談する割合が約8割に増えています。</p> <p>◇子育てに関する情報の入手方法については、市の広報誌やパンフレットを活用する人が3割半ばとなっています。インターネットを活用する人は就学前児童の保護者で3割半ば、小学校児童の保護者では2割強となっています。小学生児童の保護者については学校から入手する人も多く、半数以上となっています。</p>
--------------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

（3）小児医療体制の充実

子どもの健やかな成長を支えるためには、小児医療体制の整備が不可欠です。小野市では、平成25年10月1日に小野市民病院と三木市民病院とが統合した「北播磨総合医療センター」が地域の基幹病院として開院しています。現在「兵庫あおの病院」が「北播磨総合医療センター」の対面位置に移転中であり、将来的に市内で8つの小児科医療機関が整備されることになっています。また、栄宏会小野病院では、平成26年5月から病児・病後児保育室が医療機関併設型で実施されています。

小児医療体制のさらなる充実に向けての取り組みを進めるとともに、「かかりつけ医」の普及啓発、夜間の病変やケガの応急措置の知識普及に努めるなど、保護者が子どもの危険への対応能力を培うための施策を推進していきます。

取り組むべき課題	
①	夜間・休日における緊急医療体制充実化の取り組み
②	子ども医療助成制度の継続的な取り組み
③	子どもの夜間病変やケガの応急処置などに対する保護者の養育力の向上

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
3-(3)	休日・夜間診療の整備 休日や夜間の子どもの急な病気やけが等に適切に対応できるように、小児救急輪番制の充実、関係機関との協議、調整を行います。	健康課
3-(3)	医療関係機関のネットワークづくり 子どもの健全な成長を目的に、保健所や医療機関、行政等の関係機関がネットワークを構築し、迅速な対応と適切な情報提供等を行います。	健康課
3-(3)	コンビニ受診の是正の啓発 子どもによくみられる病気とその対処法について、保護者や祖父母等に育児教室等にて啓発し、正しい受診の知識が持てるよう支援します。また、育児教室や市ホームページにおいて適切な救急受診がなされるよう情報提供します。	健康課 市民課
3-(3)	乳幼児等医療費助成事業【中学校3年生までの医療費完全無料】 県の補助枠を超えて一部負担金を設けず、所得制限も設けず、中学校3年生までを対象とした医療費の一部負担金の助成を行います。	市民課

市民の声	◇小野市は子育て環境、医療機関等が充実しているという意見が多数を占めていますが、就学前児童の保護者で約2割、小学生児童の保護者で約3割が、小野市の小児医療体制に満足していないとの回答をしています。休日・夜間の救急医療体制をさらに充実させてほしいという意見もあがっています。 ○約4割の保護者が「子どもの急病時に適切な医療施設が見つからず困ったことがある」と回答しています。 ○障がい児医療についての充実を望む声があがっています。
------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

基本目標 4 すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

(1) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的支援として、子ども・子育て支援法第9条に法定された児童手当をはじめ、各種助成制度の利用周知と申請勧奨を継続していきます。

また、ひとり親家庭や多子世帯等、経済的に窮する家庭の子どもたちが、等しく教育・保育が受けられるよう、各種子育て支援事業の利用にかかる負担基準の軽減に向けて検討を進めるとともに、手当支給や就学援助制度について、周知を図ります。

取り組むべき課題	
①	子育て出費にかかる負担の軽減
②	ひとり親家庭や多子世帯への経済的支援
③	経済的困窮状態にある家庭への養育・教育支援

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
4-(1)	児童手当の支給 中学校を修了するまでの子どもを養育するすべての家庭に対して、児童手当を支給します。	子育て支援課
4-(1)	保育料の負担軽減措置 国の保育料徴収基準（2号・3号認定者の負担基準額表）から、30%の軽減措置を行います。	子育て支援課
4-(1)	コミュニティバス「らん♡らんバス」の運賃無料措置 小学校を修了するまでの子どもの運賃を無料とします。	交通政策グループ
4-(1)	妊婦健康診査費助成事業 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。	健康課
4-(1)	児童扶養手当の支給 満18歳に到達する年度の末までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童を対象に、児童を養育しているひとり親（母子・父子家庭）に支給します。	子育て支援課
4-(1)	母子家庭等医療費助成事業 満18歳に到達する年度の末までの児童、または20歳未満の高校在学中の児童を養育するひとり親（母または父）及びその児童を対象とした医療費の一部負担金の助成を行います。（所得制限規定有り）	市民課
4-(1)	自立支援教育訓練給付金事業 母子・父子家庭の母または父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練を受講して修了した場合、経費の一部を支給します。 （雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象）	子育て支援課
4-(1)	高等職業訓練促進給付金事業 母子・父子家庭の母または父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学金の負担軽減のため、入学支援修了一時金を支給します。	子育て支援課
4-(1)	小・中学生就学援助、高校生奨学金給付事業 小学校・中学校に就学している児童家庭において、経済的に就学困難な事情が認められる場合、教育にかかる費用の一部を援助します。 また、高等学校への就学困難生徒に対し、一定額の奨学金を支給します。	学校教育課

市民 の 声	○経済的な理由から仕事を休めない、育児休業から早く復帰したという声もあがっています。 ◇就学前児童の保護者、小学生児童の保護者とも、「経済的支援が充実していると感じる」とする人が6割以上である一方、子育てをする上での不安・悩みごとに「子育てで出費がかさむ」をあげる人が最も多くなっており、就学前児童調査では5割弱、小学生児童調査では5割強と、小学生児童の保護者でより高くなっています。 ◇経済支援としては、保育料・教育費の助成、手当の増額を望む声があがっています。
--------------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

（2）養育・教育支援を必要とする家庭への支援

子どもの心身の特性にかかわらず、子ども自身の権利が尊重されるよう、成長過程のすべての段階で子ども自身の長を生かす教育・保育の環境整備を推進していきます。

また、家庭養育面においても、安心して子育てができ、子どもの秘めた可能性が最大限に伸ばされるよう、各種相談機関の充実とともに、教育・保育施設、学校、子ども家庭センター、健康福祉事務所、医療機関、その他地域団体等、支援機関相互の連携強化を推進していきます。

取り組むべき課題	
①	障がい児・発達障がいの子どものいる家庭への養育・教育支援
②	育てにくさを感じる子どもをがいる家庭への養育・教育支援
③	多様な家族形態（ひとり親家庭や多子世帯等）への養育・教育支援
④	児童虐待防止への取り組み

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
4-(2)	発達相談事業（乳幼児発達相談、4・5歳児子育て相談） 発達の遅れやその疑いがある乳幼児を対象として、医師・臨床心理士・保健師が、発育や発達、子どもへのかかわり方について専門的な相談・助言を行います。 また、4・5歳児子育て相談では、集団生活の中で何らかの配慮が必要な子どもを対象に、専門的な相談・助言を実施し、保護者が安心して就学に向けての準備ができるように支援します。	健康課
4-(2)	小児慢性特定疾患治療などにかかる自己負担額の助成 福祉医療支給対象者の公費負担医療にかかる自己負担額の助成を行います。	市民課
4-(2)	重度障害者（児）医療費助成事業 身体障がい者（児）1～2級、重度知的障がい者（児）等を対象とした医療費の一部負担金の助成を行います。	市民課
4-(2)	特別児童扶養手当 20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童を対象に、児童を養育している家庭の保護者に支給します。（所得制限規定有り）	社会福祉課
4-(2)	障害児福祉手当 重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児で市長の認定を受けた方に支給します。	社会福祉課
4-(2)	重度心身障害者（児）介護手当 65歳未満の在宅の重度心身障がい者（児）を介護している場合、負担の軽減を図るため介護手当が支給されます。	社会福祉課
4-(2)	親子ふれあい教室（集団療育事業） 発達に遅れが見受けられる乳幼児や育児不安を持つ親子が集まり、遊びを通して基本的な生活習慣や社会性を身につけ、心身の健やかな成長を促すとともに、保護者同士の交流を図り、育児不安の軽減や育児力の向上に努めます。	子育て支援課
4-(2)	発達障害児個別療育支援事業（発達支援室） 特別支援教育士による発達障がいの検査や相談・指導など、発達障がい児の個別療育を目指します。（臨床心理士等による発達障がいの検査や相談・指導など、発達障がい児の個別療育やグループ療育を実施します。）	社会福祉課
4-(2)	障害者地域生活・相談支援センター事業 障がい全般の相談に応じます。必要に応じ、発達障害児個別療育事業や健康課発達相談、ひょうご発達障害者支援センターへ引き継ぎます。	社会福祉課

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
4-(2)	肢体不自由児通園施設「北播磨こども発達支援センターわかあゆ園」 わかあゆ園で、発達の遅れや身体に障がいのある乳幼児や児童に対して機能訓練等療育指導を行います。	社会福祉課
4-(2)	タイムケア事業（「小野起生園」「神戸電鉄小野駅舎内ひまわりクラブ」） 障がいのある児童の保護者の就労等を支援するため、障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等における日中の活動の場を提供します。	社会福祉課
4-(2)	日中一時支援 冠婚葬祭や介護者の休息などにより、一時的に見守りなどを必要とする場合に、障がいのある児童生徒及び保護者の日中の活動を支援します。	社会福祉課
4-(2)	特別支援教育連携事業 障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援が行われるよう個別的教育支援計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を検討します。また、教職員の資質向上のため、研修等を一層充実させ、LD(学習障害)ADHD(注意欠陥/多動性障害)、自閉症スペクトラム障害など、障害種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制の整備を図ります。	学校教育課
4-(2)	適応教室 不登校児童生徒に対し、さまざまな体験活動等を通して、生きる力を養うための支援を行います。	学校教育課
4-(2)	ひとり親家庭相談事業 ひとり親家庭が抱える悩みや問題等について、母子・父子自立支援員が家庭問題、就労、養育、ひとり親支援策等について相談に応じ、ひとり親家庭の自立の支援をします。	子育て支援課
4-(2)	多子世帯への支援 双子や三つ子がいる家庭に対して、家庭生活を円滑に送ることができるよう、親の会（自主グループ）が活動する実施場所や情報を提供します。	健康課
4-(2)	要保護児童対策地域協議会の取り組み （子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） 医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等関係機関でネットワークを構成し、要保護・要支援児童の適切な保護を図るため、必要な情報交換を行って支援内容を協議し、各々の構成員が対象家庭児童の養育・教育支援に取り組みます。	子育て支援課

市民の声	<p>○2割弱の保護者が、「子どもを虐待しているのではないかと思ったことがある」と回答しています。</p> <p>◇障がい児への支援を望む声があがっており、専門的な医療機関、療育施設の設置のほか、子どもたちと親を支援する拠点施設、重度障がい児の預かり事業の整備など、障がい児が利用できるサービスについての情報の周知が求められています。</p> <p>◇子どもの発達に遅れがないかを心配している保護者の割合は、就学前児童調査では14.2%、小学生児童調査では9.9%となっています。</p>
------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

（3）ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

道路、公園、駅舎、公共公益施設、民間量販店等において、すべての人が利用しやすいよう施設環境整備を推進していきます。

また、視認ブロック表示のない道路、車イスやベビーカーの通行に窮する段差等にあっても、居合わせた人と人とで介助支援をするなど、心のバリアフリー化が浸透した地域協働社会の創造（ノーマライゼーション）に向け、教育・啓発活動を進めるなど、環境整備に向けた取り組みを推進していきます。

取り組むべき課題	
①	誰もが安心かつ快適に暮らせるよう安全で利用しやすい施設や環境の整備。
②	必要な人が必要な時に利用できる施設整備（多目的トイレ、ハートフル駐車スペース等）の充実。
③	公共的施設における授乳やおむつ替えを行う場所の整備。

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
4-(3)	子育てしやすい施設や交通網の整備 市内の公共的施設の全てにおいて、子ども連れの利用者に配慮した施設設備の整備を促進します。また、小さい子どもやベビーカー等の利用者が安全に通行できるよう、車道との分離を促進し、歩道のフラット化整備を推進します。	まちづくり課 道路河川課
4-(3)	事故や犯罪に対する地域の見守り体制の確立 歩道や道路照明灯の整備を促進し、見通しが悪く人目につきにくい危険箇所の点検については、子ども・子育て家庭の目線で行い、安全な通園・通学路の確保を推進します。	道路河川課 教育総務課
4-(3)	子ども・子育て家庭・障がい者・高齢者等支援ハートフル講座の開催 すべての人が幸せに、安全・安心に暮らせる社会を実現するため、市民一人ひとりが取り組んでいくことを学習するセミナーの開催、体験活動を通じた講座による啓発に努めていきます。	子育て支援課 社会福祉課 健康課 高齢介護課

市民の声	○子どもとの外出の際に困ることとして、「子ども連れに配慮した設備が整っていないと感じることがある」との声があがっています。具体的には、路上駐車が多い、道が狭い、歩道が少ない、駐車場に屋根がないスーパーが多く雨の日の買い物が大変などの意見があがっています。
------	---

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

(1) 男女共同参画社会の推進

多様でかつ柔軟な働き方が選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力を發揮する上で重要な課題です。

女性も男性もともに輝く社会、すべての人にとって暮らしやすい社会をつくるため、地域が一体となって、創意工夫のある取り組みを推進していきます。

取り組むべき課題
① 世代間や個人間で異なる男女共同参画意識の向上。
② 育児休暇の促進とともに、再チャレンジ雇用の取り組みを推進。

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
5-(1)	男女共同参画啓発セミナーの実施 家庭でも、男らしさ・女らしさといったジェンダーにとらわれず、男女がお互いに個性と能力を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った学習機会を提供します。	男女共同参画推進グループ (男女共同参画センター)
5-(1)	男女共同による子育ての啓発 広報や講座により男女共同参画の啓発活動や学習活動を推進します。子育ては「母親の役割」といった固定的な考え方を解消し、育児や家事は男女の共同責任であることや、社会全体で子育てを支え合うことの重要性を広く浸透させます。また、男女が共同で家庭責任を果たす一方で、女性が自らの能力を十分に發揮し、生涯にわたって職業生活を継続できるよう、女性の能力開発の促進と多様な働き方に対する支援策の充実を図ります。	男女共同参画推進グループ (男女共同参画センター)
5-(1)	再就職支援 保育環境の整備や男女共同参画意識の高揚が図られるよう啓発し、就業が容易となるように努めます。小野市男女共同参画センター（エクラ内）では、女性の再就職支援の一環として、「チャレンジひろば」を設置しています。	男女共同参画推進グループ (男女共同参画センター)
5-(1)	エクラ・ハートフル・パーティ 生き方の一つとして、結婚を望んでいる人に「出会いの場」を提供します。	男女共同参画推進グループ (男女共同参画センター)
5-(1)	女性のための相談 市男女共同参画センター（うるおい交流館エクラ内）において、電話相談を毎週木曜日 9:30～11:30、面接相談は 13:00～16:00（要予約）の日程で、「女性のための相談」を開設しています。	男女共同参画推進グループ (男女共同参画センター)

市民の声	◇就学前児童調査で7割弱、小学生児童調査で8割弱の母親が働いていると回答しています。また、働いていないお母さんの就労希望も高く、就学前児童で約7割、小学生児童で6割弱となっています。 ◇2割前後の保護者が子育てをするうえでの悩みとして、「仕事が多分できない」、「自分の自由な時間が持てないこと」をあげています。自分の時間が持てないと回答した人は小学生児童の保護者が2割強であるのに対し、就学前児童の保護者は3割半ばとなっています。
------	--

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

（２）子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進

子どもを育てながら働きたい人が、安心して出産し育児できるよう、市内の事業所に対して、育児休業制度の利用の促進、フレキシブルな勤務形態、労働時間の配慮など、先進事例等の情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を推進します。

取り組むべき課題	
①	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進。
②	職場の実情を踏まえた取り組みの推進。
③	出産・子育てと就業継続への支援の充実。

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
5-(2)	育児休業制度の利用促進 事業所への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当を支給などの促進を図ります。	産業課
5-(2)	労働時間短縮の促進 完全週休2日制の普及や年次有給休暇の取得促進など、労働時間短縮に向けて事業主や就労者への啓発に努めます。	産業課
5-(2)	職場理解の促進 女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、男性、女性ともに育児休業等制度の活用、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立できる職場環境づくりに対する理解・協力を求めています。	産業課
5-(2)	母性健康管理指導事項連絡カード 母子健康手帳に様式が記載されており、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を事業主が正確に知るために、保健センターや市広報等において制度の普及・啓発を図ります。	健康課

市民の声	<p>○育児休業を取得した母親は2割台半ばであるのに対し、父親は数パーセントで、取得していない父親が8割台半ばとなっています。</p> <p>○父親が取得しなかった理由は「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が最も多くなっています。その他には「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」などがあがっています。</p> <p>○3割弱の保護者が、企業に対し、行政が残業時間の短縮や休暇の取得促進などの呼びかけをしてほしいと回答しています。</p>
------	---

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

（3）父親（男性）の育児力等向上への取り組み

安心して子どもを生き育てるためには、父親（男性）の家事・育児への参画を進めることが重要です。

男女がともに子育てに喜びを感じながら、家事・育児等を分担して行い、家族としての役割を果たせるよう、子育てに関する知識や技術を習得する機会や場を提供し、父親（男性）の子育てへの参加促進を図ります。

取り組むべき課題	
① 父親（男性）の育児に対する意識の向上。	
② 父親（男性）の育児力の向上。	

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
5-(3)	父子健康手帳の配付（未来のパパママ教室） パパ・ママの役割についての講話や、沐浴の仕方・おむつの替え方などの実習、父性の育成を図るための夫の妊婦体験や父子健康手帳の配付を行います。また、母乳育児推進のための助産師による講話を実施します。	健康課
5-(3)	男女共同参画による子育て意識の醸成 「子育ては母親の役割」といった固定的な考え方を解消し、育児は男女の共同責任であることを確認したうえで、親の役割や子どもとの向き合い方などを学ぶ機会を提供します。	男女共同参画推進グループ（男女共同参画センター）
5-(3)	パパサタサロン（児童館） 毎月第2土曜日を基本として、男女（父母）共同の子育て支援イベントや講座の開催を実施しています。	子育て支援課 児童館“チャイコム”
5-(3)	男性の育児セミナー等の開催 男女（父母）がともに子育てに喜びや楽しみを感じながら、共同して家族責任を担えるよう、子育てに関する知識を習得する機会や場を提供し、男性（父親）の子育てへの参加促進を図ります。	男女共同参画推進グループ（男女共同参画センター）

市民の声	<p>○半数以上の方が父母ともに子育てを行っているという回答しています。一方で、主に母親が子育てをする人は4割程度であるのに対し、主に父親が子育てをする人は数パーセントにとどまっています。</p> <p>○育児休業後、職場復帰した母親の4割半ばが、「短時間勤務制度を利用できなかった」と回答し、そのうち6割弱が「職場に取りにくい雰囲気があった」と回答しています。</p> <p>○希望より早く職場復帰したという人が半数以上で、その理由としては、「人事異動や業務の節目の時期に合わせた」、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」などがあがっています。</p>
------	---

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

（４）安心して子どもを預けられる場の提供

ワーク・ライフ・バランスがとれた生活を送るためには、多様な就労形態や生活実態に対応する保育サービス等の提供が必要です。

在宅で子どもを養育している家庭を含め、すべての子育て家庭に対する支援の観点から、多様な保育サービスの充実を図るとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、サービス利用の必要がある家庭に対して、おの広報や市のホームページ等で適正な利用の周知と促進を図ります。

取り組むべき課題	
①	障がいのある児童のアフタースクールまたはタイムケア事業での受け入れ。
②	子ども側と親側の両面からみた、アフタースクールへの小学校高学年児童（小学校4～6年生）の受け入れの検討。

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
5-(4)	延長保育事業【1-(3)の再掲】 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間に、認定こども園・保育所等において保育を実施します。 実施場所：市内すべての保育所（14園）	子育て支援課
5-(4)	休日保育 日曜・祝祭日における保護者の就労等による乳幼児の預かり保育について、平日の保育施設在籍・不在籍（在宅養育の乳幼児）は問わず、実施しています。 実施場所： <small>きかく</small> 亀鶴保育所	子育て支援課
5-(4)	一時預かり事業【1-(3)の再掲】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。 実施場所：市内すべての保育所（14園）	子育て支援課
5-(4)	病児・病後児保育事業【1-(3)の再掲】 病児・病後（病気回復期）の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。 実施場所：病児保育室「りあんず」（栄宏会小野病院敷地内）	子育て支援課
5-(4)	子育て家庭ショートステイ事業（子育て短期支援事業）【1-(3)の再掲】 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行い、保護者の負担軽減を行います。 実施場所：市（子育て支援課）が指定する乳児院・児童養護施設	子育て支援課
5-(4)	おの育児ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【1-(3)、2-(2)の再掲】 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子育て支援課 社会福祉協議会
5-(4)	放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）【1-(3)の再掲】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、発達段階に応じて、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 実施場所：市内すべての小学校、神戸電鉄㈱「おのっこクラブ」	子育て支援課

体系No.	関連施策・取り組み事業	担当課
5-(4)	寺子屋事業（放課後子ども教室）【2-(2)の再掲】 小野商店街のなかにあるコミュニティセンターおの分館「よって吉蔵」をはじめ、他の5地域で開設している「コミセンの寺子屋」事業の運営にあたっては、地域の多様な人材に参画を求め、異年齢の小学生とともに学習やスポーツ、文化活動等種々の社会経験をする場として推進します。	いきいき社会創造課 各コミセン
5-(4)	タイムケア事業（「小野起生園」「神戸電鉄小野駅舎内ひまわりクラブ」）【4-(2)の再掲】 障がいのある児童の保護者の就労等を支援するため、障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等における日中の活動の場を提供します。	社会福祉課
5-(4)	日中一時支援【4-(2)の再掲】 冠婚葬祭や介護者の休息などにより、一時的に見守りなどを必要とする場合に、障がいのある児童生徒及び保護者の日中の活動を支援します。	社会福祉課

市民 の 声	<p>○就学前児童調査の8割以上の保護者が、「保育所の一時預かりを利用したい」と回答しています。</p> <p>○育児休業を取得した母親の3割以上が、「年度初めの入所のタイミングに合わせて職場復帰した」と回答しています。</p> <p>●緊急時に預けられる場所、高学年を預けられる場所を望む声があがっています。</p> <p>●アフタースクール事業の利用率は1割程度となっています。そのうちの6割が利用学年の引き上げを希望しています。また、放課後子ども教室の利用意向は1割台半ばとなっています。</p> <p>◇就学前児童調査、小学生児童調査とも、9割以上の保護者が「子どもを預かってくれる人がいる」回答していますが、そのうちの4割以上が「預けることに対して心苦しさや預けにくさを感じている」としています。</p> <p>◇子どもが病気ときは、母親が休んで対応する場面が多くなっています。また、子どもが病気でも、「仕事が忙しくて休めない」との回答をしている親がみられます。</p> <p>◇子どもが病気とき、親が休んで対応した人の病児保育の利用意向は、就学前児童調査で約4割、小学生児童調査で約2割と、就学前児童の保護者の利用意向が高くなっています。</p> <p>◇一方で、病児・病後児保育については、半数以上の保護者が利用したいとは思わないと回答し、理由としては他の人にみてもらうのが不安となっています。また、親がみるのが当然と考えている親も4割半ば程度みられます。</p> <p>◇子どもを泊りがけで預ける場合は、親族にみてもらう人が9割以上となっていますが、就学前児童の保護者の3割弱の人が「預けにくかった」と回答しています。</p>
--------------	---

※市民の声は、平成25年12月に実施した「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び自由意見（○は就学前児童調査、●は小学生児童調査、◇は就学前児童・小学生児童の両調査）から抜粋しています。

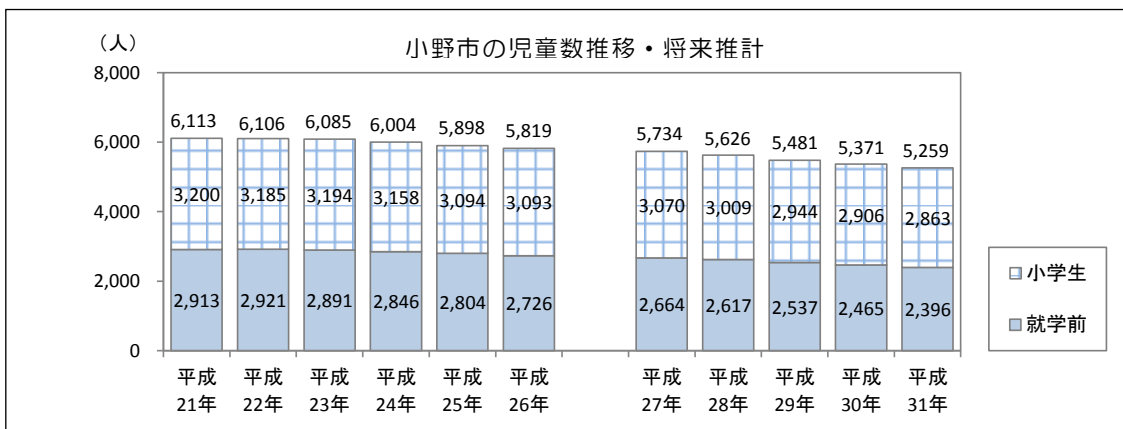
第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保計画

1. 計画期間における児童数の見込み（児童数の推計）

事業計画の量の見込みと確保内容の計画作成に先立ち、平成26年2月に計画期間中の児童数の見込みについて、平成21年から平成25年までの各年4月1日の住民基本台帳人口（外国人を含む）をもとに、コーホート変化率法により、平成24年から平成25年の変動率が継続するものとして、下表のとおり推計しました。

各年4月1日現在(単位:人)

	実績						推計値(コーホート変化率法)				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	437	443	448	432	419	382	394	381	370	360	350
1歳	489	476	444	460	443	445	421	405	392	381	371
2歳	480	503	489	446	467	445	437	428	412	399	388
3歳	472	481	511	489	453	483	457	444	435	419	406
4歳	520	489	497	520	505	462	490	472	459	450	434
5歳	515	529	502	499	517	509	465	487	469	456	447
就学前(0～5歳)	2,913	2,921	2,891	2,846	2,804	2,726	2,664	2,617	2,537	2,465	2,396
6歳	512	519	541	503	495	518	497	460	482	464	451
7歳	517	517	519	543	499	493	508	493	456	478	460
8歳	559	520	518	516	542	495	490	507	492	455	477
9歳	533	557	519	522	522	546	504	496	514	499	462
10歳	540	538	558	513	521	520	548	503	495	513	498
11歳	539	534	539	561	515	521	523	550	505	497	515
小学生(6～11歳)	3,200	3,185	3,194	3,158	3,094	3,093	3,070	3,009	2,944	2,906	2,863
合計(0～11歳)	6,113	6,106	6,085	6,004	5,898	5,819	5,734	5,626	5,481	5,371	5,259



* コーホート変化率法（厚生労働省HPより）

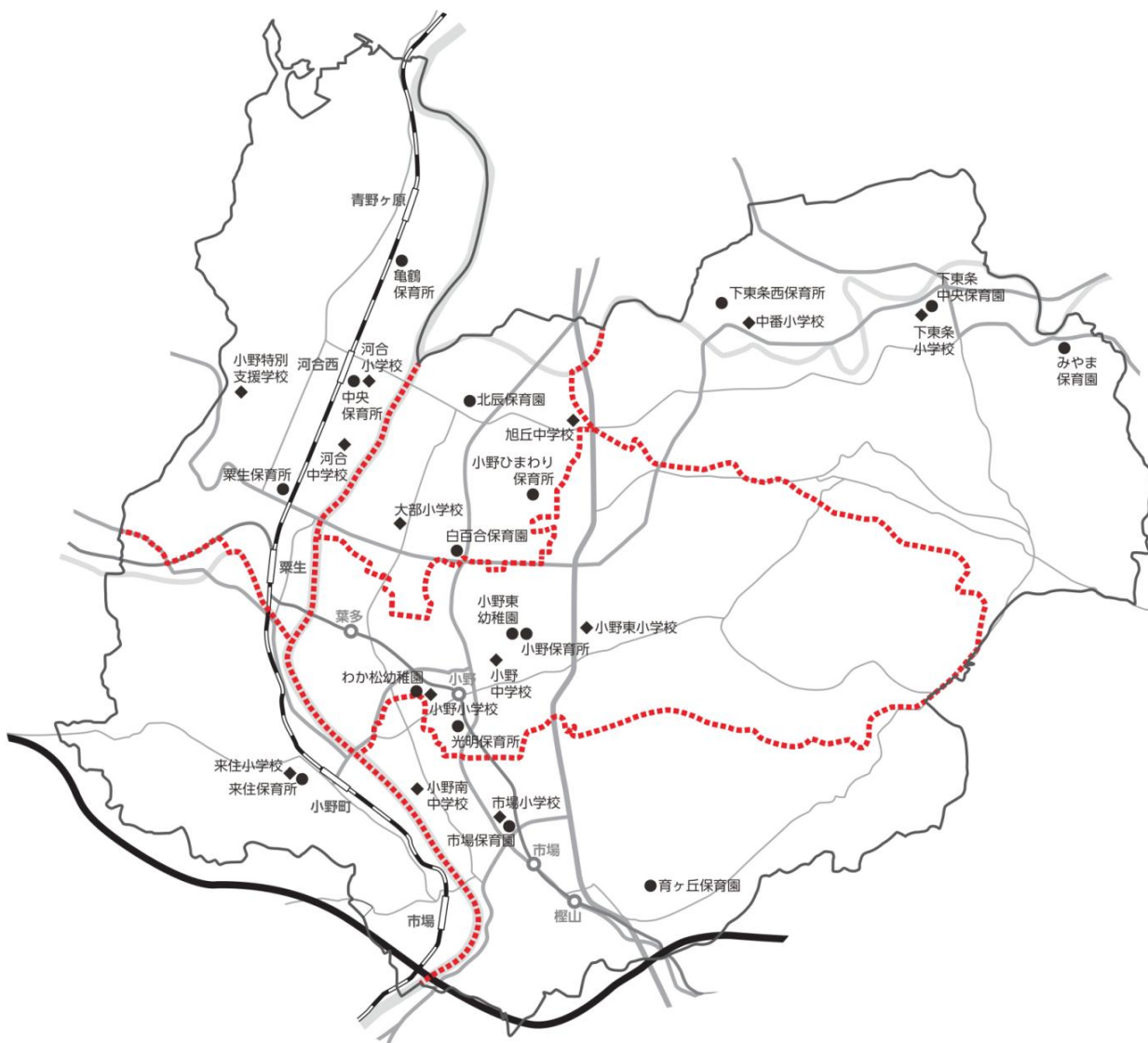
「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団…例えば平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれのコーホートは、平成22年4月1日時点で満2歳、平成26年4月1日時点で満6歳となり、平成26年度の小学校1年生となる人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動（大規模なニュータウン開発や鉄道新設による人口流入等）がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

2. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みと確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域「教育・保育提供区域」について、小野市では、市域全体を1区域と設定します。

なお、放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）についてのみ、現在の利用状況及び提供施設の整備の状況、子どもが放課後に容易に利用できること等に鑑み、5区域（まちなか4校区域、河合区域、来住区域、中番区域、下東条区域）と設定します。



3. 幼児教育・保育の提供

小野市の幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）及び提供体制の確保の内容及び実施時期について、下表のとおり設定します。

小野市は、漸減すると推計した児童数推移や当該推計値に基づく中間年度（平成29年度）における量の見込み等を踏まえ、計画期間中において「保育所から認定こども園への移行（国の意向を踏まえ平成29年度までに2園を予定）」を推進することとし、小野市における潜在的需要の対応を含め、必要な教育・保育施設の整備（供給不足等では地域型保育事業の認可検討）を推進していきます。

(単位：人)	平成25年度（実績）			平成27年度			平成28年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の 必要性 あり	0～2歳 保育の 必要性 あり	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の 必要性 あり	0～2歳 保育の 必要性 あり	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の 必要性 あり	0～2歳 保育の 必要性 あり	
①量の見込み （必要利用定員総数）	188	1,055	464	263	1,090	616	261	1,082	597	
②確保 方策	認定こども園、 幼稚園、 保育所・園 （教育・保育施設）	232 幼稚 210 認こ 0 兵教 22	保園 1,066	保園 481	232 幼稚 210 認こ 0 兵教 22	1,090 保園 1,066 認こ 0 広域 24	577 保園 560 認こ 0 広域 17	261 幼稚 199 認こ 40 兵教 22	1,082 保園 1,018 認こ 40 広域 24	577 保園 530 認こ 30 広域 17
	地域型保育事業			0			0			0
差（②－①）	44	11	17	▲31	0	▲39	0	0	▲20	
(単位：人)	平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の 必要性 あり	0～2歳 保育の 必要性 あり	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の 必要性 あり	0～2歳 保育の 必要性 なし	3～5歳 教育のみ 2号教育 希望者含	3～5歳 保育の 必要性 あり	0～2歳 保育の 必要性 なし	
①量の見込み （必要利用定員総数）	252	1,053	577	248	1,023	561	239	994	546	
②確保 方策	認定こども園 幼稚園、 保育所・園 （教育・保育施設）	252 幼稚 165 認こ 65 兵教 22	1,053 保園 964 認こ 65 広域 24	577 保園 485 認こ 75 広域 17	248 幼稚 162 認こ 65 兵教 21	1,023 保園 934 認こ 65 広域 24	561 保園 469 認こ 75 広域 17	239 幼稚 153 認こ 65 兵教 21	994 保園 905 認こ 65 広域 24	546 保園 454 認こ 75 広域 17
	地域型保育事業			0			0			0
差（②－①）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

▲現行「保育に欠けると認められる就労等の時間：月64時間」から新制度では「保育を必要とする就労等保育短時間認定の下限時間：月48時間」と条例で定めています。

(注) 本表は、小野市内の子どもが近隣他市町の幼稚園・認定こども園・保育所等を利用すると見込んだ数値【平成27年度における量の見込みでは概数計63人：1号認定の幼稚園利用（認定こども園含む）22人、2号認定の保育所利用（認定こども園含む）24人、3号認定の保育所利用17人】を含めて作表しています。

また、近隣他市町の子どもが小野市内の保育所等を利用すると見込んだ数値【平成27年度における量の見込みでは概数計68人：2号認定34人・3号認定34人】については本表に含めていませんが、確保方策欄の数値は、利用可能定員総数から当該市外児童による広域利用（市町域を越える利用）見込み数を控除して作表しており、近隣他市町との広域調整（市町域を越える利用調整）は、上記数値で協議を整えました。

(注) 表中、1号認定（3～5歳の幼児教育）の量の見込みには、「2号保育認定（3～5歳の保育利用）」を受けているが、幼児教育（幼稚園）の利用希望が強い者」を含めて作表しています。

(注) 表中、「幼稚」とは「市立わか松幼稚園・小野東幼稚園」の合計、「認こ」とは「認定こども園」、「兵教」とは「兵庫教育大学附属幼稚園」、「保園」とは「市内私立保育所14園（平成28年度は13園、平成29年度以降は12園）」の合計を表示しています。

4. 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業は次の13項目とされており、それぞれ事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期について、次のとおり設定します。

地域子ども・子育て支援事業の種類	子ども・子育て支援法根拠条項
(1) 延長保育事業（時間外保育事業）	(1) 第59条第2号
(2) 放課後児童健全育成事業 （アフタースクール事業）	(2) 第59条第5号
(3) 一時預かり事業	(3) 第59条第10号
(4) 病児・病後児保育事業	(4) 第59条第11号
(5) 子育て短期支援事業 （子育てショートステイ事業）	(5) 第59条第6号
(6) 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	(6) 第59条第12号
(7) 地域子育て支援拠点事業	(7) 第59条第9号
(8) 利用者支援事業	(8) 第59条第1号
(9) 妊婦健康診査	(9) 第59条第13号
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	(10) 第59条第7号
(11) 養育支援訪問事業	(11) 第59条第8号
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	(12) 第59条第3号
(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度 に参入することを促進するための事業	(13) 第59条第4号

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

11時間の開所時間（保育標準時間：朝7時～夕方18時）を越えて保育を行う事業で、小野市では市内すべての保育所（14園）で実施しており、標準閉所時刻の夕方18時を越えて19時までが13園、20時までが1園となっています。

事業利用の量の見込みに対する確保方策については、現在の提供体制で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	314人	309人	300人	290人	283人
②確保方策	314人	309人	300人	290人	283人
差（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

（2）放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）・放課後子ども教室（寺子屋事業）

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、小学校の教室等を利用して、放課後や夏休み等における適切な遊びと生活の場を確保する事業です。小野市では、子どもが放課後に容易に利用開始することができること等に鑑み、「市内中心部4小学校区」と「神戸電鉄小野駅舎内おのっこクラブ」とを「単一の区域（まちなか4校区域）」として、5区域（まちなか4校区域、河合区域、来住区域、中番区域、下東条区域）により確保方策を設定していきます。

【放課後児童健全育成事業（低学年）】

まちなか4校区

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	236人	232人	227人	222人	220人
小野小（のびのびクラブ）	44人	42人	42人	41人	41人
小野東小（すすくクラブ）	78人	76人	76人	73人	73人
市場小（にこにこクラブ）	64人	64人	61人	61人	59人
大部小（きらきらクラブ）	50人	50人	48人	47人	47人
神鉄(株)（おのっこクラブ）	—	—	—	—	—
②確保方策	220人	220人	220人	220人	220人
小野小（のびのびクラブ）	54人	54人	54人	54人	54人
小野東小（すすくクラブ）	50人	50人	50人	50人	50人
市場小（にこにこクラブ）	50人	50人	50人	50人	50人
大部小（きらきらクラブ）	43人	43人	43人	43人	43人
神鉄(株)（おのっこクラブ）	23人	23人	23人	23人	23人
差（②－①）	▲16人	▲12人	▲7人	▲2人	0人

河合小学校（わくわくクラブ）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	16人	16人	16人	16人	15人
②確保方策	16人	16人	16人	16人	15人
差（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

来住小学校（ほのほのクラブ）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	25人	24人	23人	23人	23人
②確保方策	25人	24人	23人	23人	23人
差（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

中番小学校（すきっぴクラブ）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	12人	11人	11人	10人	10人
②確保方策	12人	11人	11人	10人	10人
差（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

下東条小学校（なかよしクラブ）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	33人	33人	31人	30人	30人
②確保方策	33人	33人	31人	30人	30人
差（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

※小学生保護者へのアンケート調査結果から国手引書に基づき、本市が設定する5圏域の区域毎に見込み量を算出。
 ※児童が放課後帰宅して自宅に誰もいない家庭に絞る補正（アンケート調査問9で、「1. 日常的に祖父母等の

「親族にみてもらえる」と回答した人を除外）をした数値を、本市の事業利用の見込み量として設定。

【放課後児童健全育成事業（高学年）】

まちなか4校区

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	38人	36人	36人	36人	35人
小野小（のびのびクラブ）	5人	5人	5人	5人	5人
小野東小（すくすくクラブ）	14人	13人	13人	13人	12人
市場小（にこにこクラブ）	13人	12人	12人	12人	12人
大部小（きらきらクラブ）	6人	6人	6人	6人	6人
神鉄(株)（おのっこクラブ）	—	—	—	—	—
②確保方策	36人	36人	36人	36人	35人
小野小（のびのびクラブ）	16人	16人	16人	16人	16人
小野東小（すくすくクラブ）	0人	0人	0人	0人	0人
市場小（にこにこクラブ）	0人	0人	0人	0人	0人
大部小（きらきらクラブ）	7人	7人	7人	7人	7人
神鉄(株)（おのっこクラブ）	13人	13人	13人	13人	12人
差（②-①）	▲2人	0人	0人	0人	0人

河合小学校（わくわくクラブ）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	6人	6人	6人	6人	5人
②確保方策	6人	6人	6人	6人	5人
差（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

来住小学校（ほのほのクラブ）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
②確保方策	2人	2人	2人	2人	2人
差（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

中番小学校（すきっぷクラブ）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	6人	6人	6人	6人	5人
②確保方策	6人	6人	6人	6人	5人
差（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

下東条小学校（なかよしクラブ）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	16人	16人	16人	16人	16人
②確保方策	16人	16人	16人	16人	16人
差（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

※小学生保護者へのアンケート調査結果から围手引書に基づき、本市が設定する5圏域の区域毎に見込み量を算出。
 ※児童が放課後帰宅して自宅に誰もいない家庭に絞り込む補正（アンケート調査問9で、「1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人を除外）をした数値を、本市の事業利用の見込み量として設定。

放課後子ども教室は、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。小野市では、平成20年11月に寺子屋事業として、小野商店街の建物を改築したコミセンおの分館（よって吉蔵^{よしくら}）に「商店街の寺子屋」を開設し、平成24年度からは他の5つのコミュニティセンター（かわい、きすみの、いちば、おおべ、下東条）においても「コミセンの寺子屋」を実施しています。確保方策については、現在の提供体制を維持していくものとし、地域における多様な人材（ボランティア）に参画を求めつつ、同年齢及び異年齢の子ども同士で学習やスポーツ、文化活動等種々の社会経験をする場として、提供体制を充実させていきます。

なお、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の連携した取り組みを推進するため、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が、放課後子ども教室の学習やスポーツ、文化活動等種々の社会経験をするプログラムに参加し、多様な活動を楽しむことができるよう、学校の余裕教室等を活用した一体型や、各コミュニティセンターとの連携型による事業について、実施環境の整備に向けた取り組みを進めていきます。

(3) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所やその他の場所において一時的に子どもを預かる事業で、小野市では市内すべての認可保育所（14園）と、ファミリー・サポート・センター事業で実施しています。

年間延べ利用日数（人日）による量の見込みについては、平成25年12月実施のアンケート調査結果から国の手引書に基づき算出した数値であり、問9で「1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人を除外して算出しています。

確保方策は、幼稚園の在園児を対象にした預かり保育について、「保育所から認定こども園への移行（国の意向を踏まえ平成29年度までに2園を予定）」を推進することによって対応することとします。幼稚園在園児以外の子ども（自宅で養育中の子ども等）を対象にした預かり保育については、市内認可保育所等における一時預かり事業若しくはファミリー・サポート・センター事業における子どもの預かり利用によって対応します。

■幼稚園の在園児を対象にした預かり保育（市内2公立幼稚園では未実施）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	7,745人日	7,695人日	7,476人日	7,268人日	7,059人日
うち1号認定による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
うち2号認定による利用	7,745人日	7,695人日	7,476人日	7,268人日	7,059人日
②確保方策	0人日	7,695人日	7,476人日	7,268人日	7,059人日
幼稚園預かり保育実施数	0園	0園	0園	0園	0園
認定こども園での実施数	0園	1園	2園	2園	2園
差（②-①）	▲7,745人日	0人日	0人日	0人日	0人日

■幼稚園在園児以外の子ども（自宅で養育中の子ども等）を対象にした預かり保育

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	6,091人日	5,979人日	5,791人日	5,621人日	5,458人日
②確保方策	6,091人日	5,979人日	5,791人日	5,621人日	5,458人日
保育所一時預かり実施数	14園	13園	12園	12園	12園
認定こども園での実施数	0園	1園	2園	2園	2園
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差（②-①）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※保育所施設とファミリー・サポート・センター事業での預かり利用希望比率は、平成25年12月実施のアンケート調査問24-1の集計結果によると、81対19となっています。

（４）病児・病後児保育事業

病児・病後児（病期中又は病気の回復期）保育事業は、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児・病後児を預かる事業です。小野市では民間事業者により、平成26年5月から病院併設型で事業を開始しました。生後6か月から小学校3年生までの子どもを対象として、定員は4人／日、開所日は月～金（土・日・祝祭日・年末年始は休み）、月平均の開所日数は20日間となっています。

年間延べ利用日数（人日）による量の見込みについては、当該定員4人／日に月平均開所日数の20日と年間月数12か月を乗じた年間最大受け入れ可能数値にて設定しています。

確保方策については、事業開設後の現在利用実績が月平均20人日程度で推移していることから、現在の提供体制で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	960人日	960人日	960人日	960人日	960人日
②確保方策	960人日	960人日	960人日	960人日	960人日
差（②－①）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※ファミリー・サポート・センター事業による「子どもの預かり」については、「病児は対象外としており、病後児の預かりのみ」実施しています。

（５）子育て短期支援事業（子育てショートステイ事業）

保護者が、疾病その他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業で、小野市では、近隣市にある児童養護施設3箇所と乳児院2箇所を指定して実施しています。

年間延べ利用日数（人日）による量の見込みについては、平成25年12月実施のアンケート調査結果から国の手引書に基づき算出した数値としています。

確保方策については、近年の利用実績が年平均10人日程度で推移していることから、現在の提供体制で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	9人日
②確保方策	10人日	10人日	10人日	10人日	9人日
差（②－①）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

（6）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

生後6か月から中学校3年生までの子どもを対象として、子どもの預かりや教育・保育施設・アフタースクール・塾や習い事の送迎等育児の援助について、利用を希望する人と援助ができる人が会員（依頼会員と協力会員、依頼・協力の双方をする場合は両方会員）となり、地域で子育てを相互に助け合う活動です。小野市では、平成16年度から実施しており、広く市内子育て家庭に制度が浸透しています。利用料（活動報酬）は、平日（朝7時～夜20時）1時間当たり600円（土・日・祝祭日・お盆と年末年始期間は1時間当たり100円加算）、活動時間帯は、早朝5時から夜22時まで（朝5時～7時及び夜20時～22時の間は1時間当たり100円加算）で、宿泊利用はできません。

年間延べ利用日数（人日）による量の見込みについては、平成25年12月実施のアンケート調査結果から国の手引書に基づき算出した1週当たりの見込み量に52週を乗じた数値にて設定しています。

確保方策については、近年の利用実績が量の見込みに対応する数値で推移していることから、現在の提供体制で確保が可能であるため、現在の提供体制を維持していきます。

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	728人日	676人日	676人日	676人日	676人日
②確保方策	728人日	676人日	676人日	676人日	676人日
差（②－①）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

（7）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者に対し、子育ての相談や情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、保護者同士が気軽に相互交流する場を開設している事業で、小野市では2か所（来住保育所での子育て支援センター、児童館“チャイコム”における「つどいの広場」）で実施しています。

年間延べ利用日数（人日）による量の見込みについては、平成25年12月実施のアンケート調査結果から国の手引書に基づき算出した数値で、事業の利用・未利用を問わない利用希望の1月当たりの児童数に年間月数12か月を乗じた数値となっていることから、近年の利用実績に比較して大きい数値となっています。

確保方策については、量の見込みと利用実績に大きくかい離がみられるものの、現在の提供体制で確保が可能であると判断されるため、現在の提供体制を維持していきます。

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	36,720人日	35,580人日	34,440人日	33,420人日	32,532人日
②確保方策	36,720人日	35,580人日	34,440人日	33,420人日	32,532人日
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
差（②－①）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

*平成25年度実績は、子育て支援センターが平均3人/日（9時間開設）で週6日。児童館“チャイコム”つどいの広場では、平均18人/日（5時間開設）で週3日。

（8）利用者支援事業

子育て中の保護者に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要な相談・助言を行う事業として、新規に位置付けされた事業です。

小野市では、平成28年度からの事業開始をめざしています。

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差（②－①）	▲1か所	0か所	0か所	0か所	0か所

（9）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査（母子保健法第13条第1項）として、県内の指定医療機関で受診する費用を助成する事業です（指定医療機関以外や県外での助成券使用受診の場合は償還払い制度有り）。

健康診査助成券は14回分（受診1回につき助成券1枚使用のため、使用する券の助成額を超える金額は自己負担）で、上限8万6千円となっています。

事業利用の量の見込みに対する確保方策については、下表の②に掲げる実施体制等で対応が可能であるため、現在の実施体制等を維持していきます。

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	640人	630人	620人	610人	600人
健診回数	4,983回	4,905回	4,827回	4,750回	4,672回
②確保方策	実施場所	県内の指定医療機関（助成券使用）			
	実施体制	市健康課による助成券交付決定			
	検査項目	身体検測、血液検査、超音波検査（エコー）等、問診。			

※妊娠期間の関係で2か年度にわたり健診を受ける場合は、各年度それぞれに計上。

（10）乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育にかかる相談、必要な助言・指導を行うとともに、当該乳児及び保護者の心身の状況や家庭養育環境等の把握を行い、支援を行う事業です。

事業利用の量の見込みに対する確保方策については、下表の②に掲げる実施体制等で対応が可能であるため、現在の実施体制等を維持していきます。

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	394人	381人	370人	360人	350人
②確保方策	実施機関	市健康課			
	実施体制	保健師 11名（市職員6名、報酬契約保健師5名） 助産師 4名（報酬契約助産師） 看護師 1名（報酬契約看護師）			

（11）養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業については、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関の担当職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化し、ネットワークの連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

小野市では、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携を図り、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

事業利用の量の見込みに対する確保方策については、下表の②に掲げる実施体制等で対応が可能であるため、現在の実施体制等を維持していきます。

計画年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
② 確 保 方 策	実施機関	市子育て支援課			
	実施体制	ホームヘルパー3名体制（社協職員1名、報酬契約ヘルパー2名）			
	委託団体等	社会福祉法人小野市社会福祉協議会に事業実施を随時委託			

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

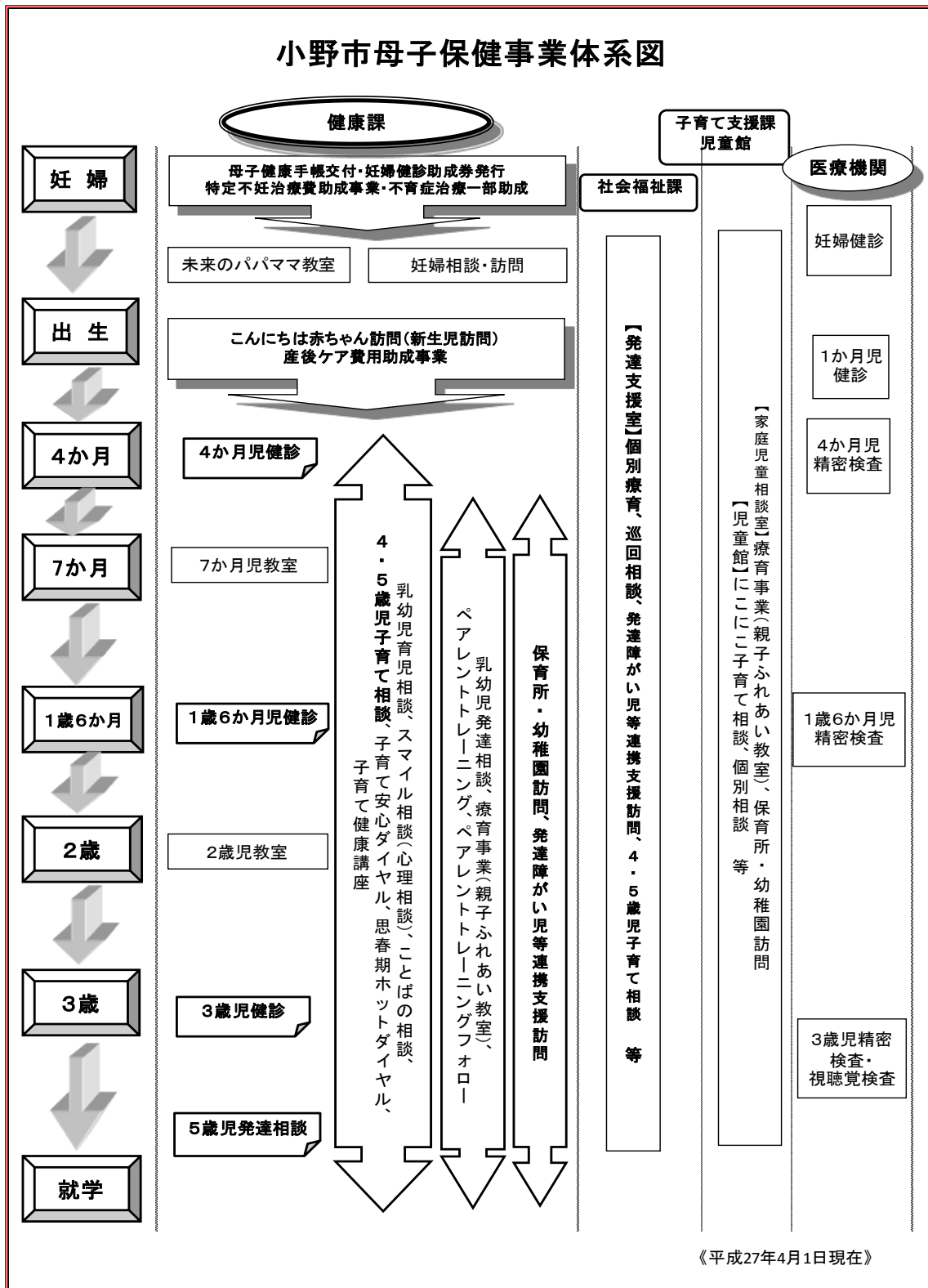
小野市では、平成 27 年度から生活保護制度の被保護者にあたる児童を対象として、事業を開始します。

（13）多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。必要に応じて事業の実施を検討していきます。

第6章 すこやか親子おの21・Ⅱ計画

小野市子ども・子育て支援事業計画の施策体系上、関連性が顕著な「すこやか親子おの21・Ⅱ計画」について、母子保健事業体系図を掲げ、本計画書第6章として包括することにより連携の強化を図ります。



1. すこやか親子おの21・Ⅱ計画策定の趣旨

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるための基盤となるものです。しかし、少子化や核家族化が進み、家族機能の変化や女性の社会進出による共働き世帯の増加など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変容するなか、育児不安や虐待をはじめとする親子のこころの問題、思春期の健康問題などが顕在化しています。

このように、子育てを取り巻く環境が複雑・多様化する近年においては、妊娠中から子育て中の親子とその家族が、主体的に自らの健康に関心を持つとともに、お互いに支え合い理解し合えるような環境づくりが必要となります。加えて、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりも重要となります。

そこで、『すべての子どもが健やかに育つ社会』を目標に、市民一人ひとりが主体となって『妊娠』『出産』『育児』に取り組めるよう、関係機関が連携を図り、社会全体が支援していくための指針として「すこやか親子おの21・Ⅱ」計画を策定し、今後の健やかな親子の健康づくりの支援につなげていくものとします。

2. 推進期間

推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3. 「すこやか親子おの21・Ⅱ」計画の構成

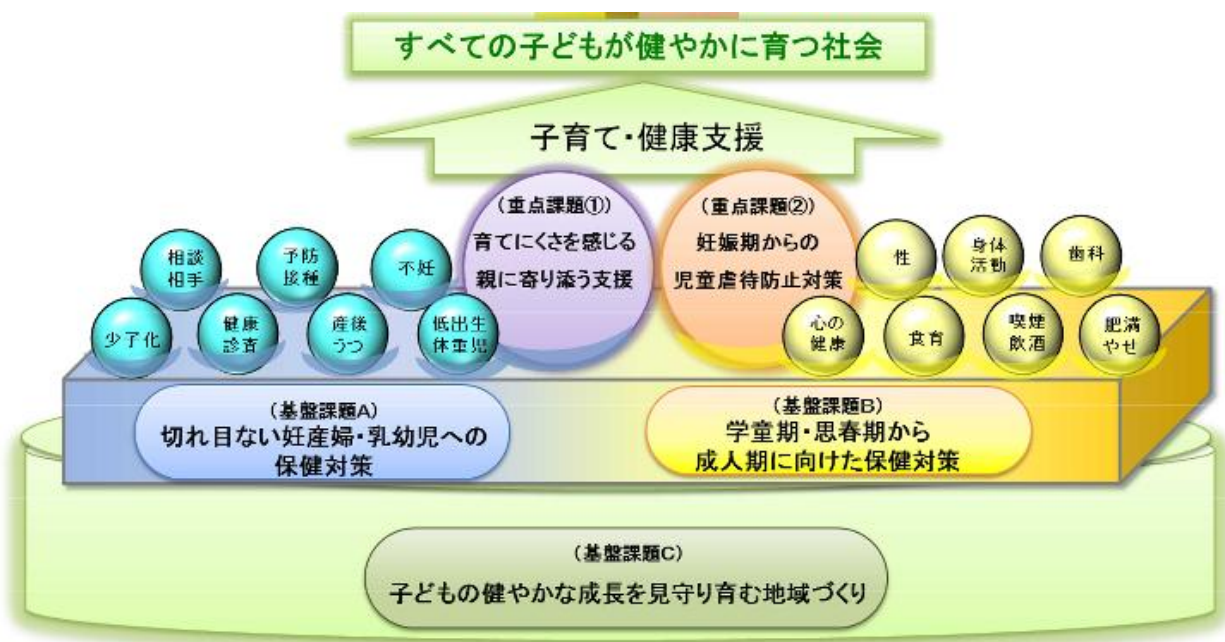
（1）課題の構成

「すこやか親子おの21・Ⅱ」では、『すべての子どもが健やかに育つ社会』の実現に向けて、3つの基盤課題と2つの重点課題を設定しました。

- 基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 重点課題1 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- 重点課題2 妊娠期からの児童虐待防止対策

3つの基盤課題は、現行の「すこやか親子おの21」でも扱ってきた、従来からの施策や取り組みの確実な実施と、さらなる充実を目指して設定しました。基盤課題AとBは、従来から取り組んできたものの引き続き改善が必要な課題や、少子化や家族形態の多様化等を背景として新たに出現してきた課題であり、すべてのライフステージを通してこれらの課題の解決を目指します。基盤課題Cについては、これらの2つの基盤課題AとBを支える土台としての環境づくりをめざす課題として設定しています。

2つの重点課題は、さまざまな母子保健課題の中でも、基盤課題A・B・Cでの取り組みをより一歩進めた形で重点的に取り組む必要があるものとして設定しました。



(2) 目標の設定

目標は、ヘルスプロモーションの基本理念に基づいた現計画の指標をもとに、次の3段階に整理し、設定しました。

また、現行の計画において「目標を達成した」、または「世界最高水準を維持した」といった指標については、その推移を継続的に評価することが必要であるため、「参考とする指標」を設定し、データの推移等を継続的に注視することが必要と考えられる指標として位置づけました。

- 1 健康水準の指標…QOL（生活の質）を含む住民の健康水準を示すもの。
- 2 健康行動の指標…住民一人ひとりが取り組むべき事項を示すもの。
- 3 環境整備の指標…地方公共団体や、専門団体、学校、民間団体、企業等の取り組み、各種関係団体との連携に関するものの事業の実施、サービスの提供、施設・設備の整備等資源・環境の整備に対して行政や関係機関・団体が寄与する取り組み。

*参考とする指標…今後も継続して経過を見ていく必要があるもの。現段階では、目標を含めた指標化は困難であるが今後取り組みを促すことが必要なもの。

4. 取り組みの内容

（1）基盤課題に対する目標と今後の取り組み

基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産は、女性の大切なライフステージの一つであり、母体の心身や生活スタイルに大きな変化をもたらします。胎児が順調に発育し、元気に生まれ成長していくためには、妊娠中から心身ともに健康に過ごすことが大切です。

そのためには、妊婦だけでなく、周りの家族も健康意識を高め、理解と支援を行うことが必要です。また、妊娠・出産・育児の心身両面に対応した切れ目のない支援が受けられるような環境整備が必要です。

《 現状と課題 》

① 妊娠届出、妊婦健康診査

妊娠11週以下で妊娠の届出をしている人は増加しており、妊娠中の健康管理の充実につながっています。

妊婦健康診査については、14回、総額75,000円の助成制度を設けており、安心して受診できる環境を整えることができています。

② 妊娠、出産について満足している人の割合

妊娠、出産について満足している人は、平成21年度で94.6%、平成24年度では93.0%と、わずかに減少しています。

妊娠や出産の満足度には、周りの家族やスタッフの対応や理解など、人とのかわりが大きく影響しているのではないかと考えられます。

きめ細やかなかわりは、産後うつや虐待の予防につながるとともに育児への前向きな気持ちを高める支援のスタートになるため、妊娠から出産・産後・育児への切れ目のない支援体制を整えていくことが重要です。

③ 産後うつ対策

産後うつの早期発見・対応を目的に、平成18年から「育児支援チェックリスト」と「エンジンバラ産後うつスケール」を用いて、産後うつの早期発見・早期介入に取り組んでいます。

母子健康手帳交付時には、精神面での受診歴や妊娠に対する思い等についてのアンケートを実施し、リスクのある妊婦へのフォロー体制を整えています。

今後も、妊娠や出産による心や身体の変化とその対応方法について、妊婦だけでなく家族にも情報提供をしていくとともに、出産施設とのさらなる連携の強化をしていくことが必要です。

④ 不妊・不育症

兵庫県特定不妊治療費の助成を受けた方に対して、1回5万円を限度に治療に要する費用の一部助成を行っています。

また、不育症の治療費も、1人1年度につき10万円を限度に助成しています。

《 目標 》

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

《 今後の取り組み 》

① 市民の取り組み

- 妊娠、出産、育児について家族で話し合しましょう。
- 妊娠11週以内に母子健康手帳の交付を受けましょう。
- 定期的に妊婦健康診査を受けましょう。
- 夫や家族、周囲の人が妊産婦の心や身体の変化を理解し、協力しましょう。
- 不妊や不育症について悩んだときは、市・県の相談窓口や医療機関に相談しましょう。
- 子育てで悩んだ時はひとりで抱えず、家族や相談機関に相談しましょう。
- 子どもの成長・発達の確認や子育ての不安を解消するために、乳幼児健康診査を受けましょう。
- 予防接種は、対象年齢になると早めに受けていきましょう。

② 地域や行政の取り組み

- 母子健康手帳交付時の妊婦相談の充実を図ります。
- 妊婦健康診査費助成のさらなる充実を図り、安心して健康診査を受診し、安全な出産ができるよう支援します。
- ハイリスク妊婦に対しては医療機関と連携し、産前から継続的に相談を行います。
- 母性健康管理指導事項連絡カードの普及啓発を行います。
- 初妊婦と夫等に対して両親学級を勧奨し、育児参加を促していきます。
- 多胎児を妊娠している妊婦に対して、にこにこくらぶ（多胎児親子の交流会）を紹介し、先輩との交流を図れるよう支援します。
- 特定不妊治療費や不育症治療費の助成を行い、不妊や不育で悩む家族を支援します。
- 産後ケア費用助成事業を実施し、産後うつや子育ての孤立化を防ぎます。
- 子育て安心ダイヤル（電話相談）や小児救急電話相談（#8000）を周知し、早期に悩みや不安を解消できるよう支援します。
- 新生児訪問を行い、育児不安やこころの問題について相談に応じ、乳幼児育児相談やこころの相談、女性相談等を紹介します。
- 乳幼児健診に各専門職を配置し、育児支援・不安解消の場となる体制を整えます。
- 新生児訪問や乳幼児健診、育児教室、個人通知等で予防接種の接種状況を確認し、予防接種の必要性を伝えることにより、適切な時期に接種するよう勧めます。
- 幼児健診時や健康講座において、子どもの歯の健康づくりについて、専門的な助言・相談を行います。

基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

思春期は生涯にわたる健康づくりの基盤になるとともに、人格形成や母性・父性を育む大切な時期です。また、インターネットの普及や家族構成の複雑化など子どもを取り囲む社会環境の変化により、思春期の子どもの心の健康づくり対策が極めて重要な課題となっています。

思春期における心身の健康の向上には、自らの身体を大切にすることを基本とし、必要な知識や態度を身につけ、自己決定力や規範意識の形成を早期から育んでいくことが重要です。

《 現状と課題 》

① 体格

中学生の肥満児の割合は減少しています。一方、小学校高学年男児と中学生女児の痩身傾向児（標準体重から求めた肥満度がマイナス20%台の体重の児童）の割合が増加しています。

② う歯・歯肉炎

小・中学生の歯肉に炎症がある児童が増加しています。

歯肉炎は、歯を失う原因となる歯周病の初期症状であり、成人期につながる健康課題です。そのため初期段階での早めの対策が必要不可欠になります。

③ 健康教育

各小中学校では、各学校独自で学年に応じた内容で、性・喫煙・薬物・飲酒・食育教育を実施しています。

④ 体験活動の充実によるこころの育成

子どもの発達段階に応じた体験活動を通して、自分で考え判断し、行動できる力を養うとともに、他人を思いやるこころや責任ある行動をとることを学ぶ機会を設けています。

*自然学校、環境体験事業、トライやる・ウィーク 等

⑤ こころの問題

市内全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、思春期のこころケアを保護者も含めて実施しています。

不登校や発達障がい、友達関係、家庭の問題など、相談内容が複雑多様化しているため、専門の医療機関との連携が欠かせない状況になってきています。

《 目標 》

子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

《 今後の取り組み 》

① 市民の取り組み

- 生命を大切にしましょう。
- 思春期の身体や心の変化について学習しましょう。
- 日頃から、少しの時間でも親子の会話や一緒に何かに取り組む時間を持つようにしましょう。
- 身体や心の悩みがあれば、家族や友人、学校等に相談しましょう。
- 親子で歯の健康づくりに取り組みましょう。
- 各種行事（地域、学校）に積極的に参加しましょう。

② 地域や行政の取り組み

- 思春期の心と身体の問題に対応するため、学校、医療機関、行政が連携し、相談体制を整えます。
- 学校と行政機関が連携し、教育内容の充実を図ります。
自分の身体を大切にすることを基盤とした教育：生活習慣、う歯予防、飲酒、喫煙、性・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
- 食育推進協議会を主軸に、学校、地域、行政機関が連携し、食育の推進を図ります。

基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

近年、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て中の家庭とそれを取り巻く環境は複雑に変化してきています。

親が安心して子どもを産み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くためには、国や地方公共団体による子育て支援策の拡充のほか、地域や学校・企業等が連携しながらネットワークを作り、親子を温かく見守り支える機運を社会全体で高めていくことが必要となります。

《 現状と課題 》

① 子育てが地域の人から支えられている実感の有無

就学前児童の保護者の子育てが周囲の人から支えられている実感の有無をみると、『ある』の割合（「大いにある」＋「まあまあある」）は、今回が65.2%と、前回の72.5%よりも7.3ポイント低下しています。

小学生児童の保護者も同じ傾向にあります。

就学前児童の保護者	前回（平成20年度）	今回（平成25年度）
大いにある	31.8%	21.3%
まあまあある	40.7%	43.9%
ほとんどない	21.2%	25.4%
全くない	5.4%	8.1%
無回答	0.9%	1.2%

小学生児童の保護者	前回（平成20年度）	今回（平成25年度）
大いにある	25.5%	20.5%
まあまあある	46.1%	49.8%
ほとんどない	22.0%	23.2%
全くない	5.6%	5.8%
無回答	0.8%	0.7%

資料：平成25年12月実施「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」結果より

② 子どものことで地域の人から声をかけられることがあるか

子どものことで地域の人から声をかけられることがある人（よくある＋時々ある）の割合は、平成20年度では86.8%であったものが、平成25年度では85.1%と1.7ポイント低くなっています。

③ 今後、小野市で子育てをしたいと思うか

今後、小野市で子育てをしたいと思うと回答した人は、94.2%と大半を占め、「思わない」と回答した人は3.3%となっています。

理由を経年でみると、「医療制度が充実しているから」が、平成20年度では55.9%であったものが、平成25年度では60.4%と4.5ポイント増加しています。

一方、「地域社会に活気があるから」と回答した人は、平成20年度では13.6%であったものが、平成25年度では6.4%と7.2ポイント低下しています。

④ 父親の育児参加

育児に参加する父親の割合は、平成21年では92.5%であったものが、平成24年の3歳児健診時のアンケートでは87.2%と減少しており、子育てにおける母親の負担の増大が危惧される状況にあります。

《 目標 》

妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくり

《 今後の取り組み 》

① 市民の取り組み

- 困っている妊婦や親子を見かけた時は、温かい気持ちで声かけをしましょう。
- 父親も積極的に育児や家事に取り組みましょう。
- 地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 子育てに悩んだ時は、ひとりで抱えず周りの人に相談しましょう。

② 地域や行政の取り組み

- 乳幼児健診の未受診者の全数把握に努め、育児支援に繋がります。
- マタニティマーク、母性健康管理指導事項連絡カードの普及啓発をします。
- 父親の育児参加への普及啓発をします。
- 地域で子育てを支えることについての普及啓発をします。
- 地域の身近な子育て相談員である民生児童委員・主任児童委員の活動の普及啓発をします。
- 子育て中の親子が気軽に集まれる地域に密着した交流や相談の場を提供します。

（2）重点課題に対する目標と今後の取り組み

重点課題1 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

子育ての過程において、親が何らかの育児不安を感じることは珍しくありません。しかし、近年では子育て中の家庭の孤立化が社会問題として注目され、親が育児に不安や困難さを感じながらも、誰にも相談できず、悩み等を解消されないまま抱え込むケースが多くみられます。子育て家庭の孤立化が進み、親にとって子育てが負担になったり、親の生活そのものを大きく乱したりする場合には、子育てに拒否的になることも想定されます。

親が感じる育てにくさは、子どもの心身状態や発達の偏り（発達障がい等）、疾病などによるもの、親の子育て経験の不足や知識不足によるもの、親の心身の不調によるものなど多面的な要素を含みます。

そういった点を踏まえながら、支援する側は、親の発する育てにくさのサインに気づき、乳幼児健診などの事業を通じた的確な評価と福祉サービス等への橋渡しをしていくことが重要です。加えて、子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持ち、親としての役割を発揮できる社会を構築していく必要があります。

《 現状と課題 》

① ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合

ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合は増えていますが、子どもの年齢別で比較すると、4か月児健診時が95.6%、1歳6か月時健診時が92.7%、3歳児健診時が89.5%と、年齢が上がるごとに割合は低くなっています。

② 育児について相談相手のいる母親の割合

育児について相談相手のいる母親の割合は、4か月児健診時が99.7%、1歳6か月児健診時が100%、3歳児健診時が99.8%と高い割合になっています。

相談相手がおらず、自ら支援を求めていくことが困難な母親への切れ目のない支援が必要です。

③ 乳幼児発達相談

「コミュニケーションがうまくとれない」「衝動的な行動が多い」「理解力が低い」などの発達面の専門的な相談事業として、乳幼児発達相談・5歳児発達相談を実施しています。

親は、子どもの育てにくさを感じつつ、認めたくない思いとの間で葛藤が生じます。

子どもの発達の特徴を受容し、適切な支援体制を整えていくには、親の気持ちに寄り添った支援が必要になります。

④ペアレントトレーニング

発達障がいなど育てにくさを抱える保護者に対し、子どもとの接し方を学ぶ教室を開催しています。同じ悩みを持つ親同士の交流の場にもなっています。

⑤ 発達支援室

就学前から中学校3年生までの児童と保護者を対象に、発達に関する相談や療育事業を行っています。

⑥ 親子ふれあい教室

親子のかかわりを大切にし、子どもの力を伸ばすかかわり方の助言や相談の場として、親子ふれあい教室を開催しています。

《 目標 》

親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会の構築。

《 今後の取り組み 》

① 市民の取り組み

- 子どもの成長発達の確認と、育児不安解消のために乳幼児健康診査を受けましょう。
- 子育てで悩んだ時は、ひとりで抱えず家族や相談機関に相談しましょう。
- 発達障がいについての理解を深めましょう。

② 地域や行政の取り組み

- 乳幼児健診に各専門職を配置し、発達障がいをはじめとする育てにくさを感じる保護者への早期支援体制を整えます。
- 乳幼児健康診査や育児教室が、育児支援・不安解消の場となる体制を整えます。
- 専門スタッフによる発達相談を充実させ、早期発見・療育につなげます。
- 保健、福祉、教育機関が連携し、保育施設への入園、学校への就学に向けた切れ目のない支援体制を整えます。
- 各種療育機関と連携し、個々に合った支援につなげる体制を整えます。
- 発達障がい児の親の会と連携し、保護者間の交流を図ることで、安心して子育てができるように支援します。

重点課題2 妊娠期からの児童虐待防止対策

児童虐待への対応は、制度の見直しや関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきましたが、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

児童虐待の早期発見・早期対応のためには、妊娠期から保健分野と医療分野、福祉分野が連携して取り組むことが必要です。

《 現状と課題 》

① 児童虐待に関する相談件数

市町村が児童家庭相談体制の第一次的な相談窓口となったため、虐待に関する相談件数が増えています。しかし、虐待相談は泣き声通報など疑いを含めた件数であるため、相談件数が増えたからといって虐待件数が増えているとはいえませんが、地域での関心が高まっていることは明らかです。

今後も地域・保育・教育機関、保健・福祉・医療部門が連携し、切れ目のない相談・支援体制の更なる充実を図ることが不可欠です。

	平成17年度	平成21年度	平成24年度
児童虐待通告件数	6件	18件	50件

資料：子育て支援課調べ

② 子どもを虐待していると思う親の割合

子どもを虐待していると思う親の割合は、平成24年度の3歳児健診時の調査では10.7%と、平成21年度の10.3%より0.4ポイント増加しています。

そのため、母親への育児負担軽減策として、父親の育児参加の推進や子育てに疲れたときに気軽に相談できる体制づくり、母親が子育てをレスパイト（一時的な休息）できる支援サービスの情報提供が必要です。

《 目標 》

児童虐待のない社会の構築

《 今後の取り組み 》

① 市民の取り組み

- 子育てに悩んだり疲れたときは、ひとりで抱えず周りの家族や子育て支援機関に相談しましょう。
- 子育てに疲れたときは、家族に子どもを預けるか一時保育を利用し、リフレッシュしましょう。
- 子育ての不安を解消するために、乳幼児健康診査を受けましょう。
- 子育てサークルや子育て広場などに積極的に参加し、仲間づくりをしましょう。
- 父親も子育てや家事に積極的に参加しましょう。
- 各種行事（地域、保育所、幼稚園、学校）に積極的に参加しましょう。
- 困っている親子を見かけたときは、声をかけましょう。
- 子どもの激しい泣き声や親の怒鳴り声が聞こえてきたときは、相談しましょう。

② 地域や行政の取り組み

- 母子健康手帳交付時の相談体制を整え、支援を必要とする家庭の早期発見に努めます。
- 乳児養育家庭への全戸訪問を実施します。
- 乳幼児揺さぶられ症候群について啓発していきます。
- 乳幼児健診では、子育てについての不安や保護者の心身の悩みについての相談を行い、安心して育児が出来るように支援します。
- 支援が必要な家庭に、養育支援訪問事業を実施し、育児負担軽減に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会において、各関係機関が情報共有をし、的確な支援につなげます。
- 児童虐待に関する広報・啓発活動を行います。

第7章 計画の推進

1. 推進体制の整備と進行管理

（1）庁内連携の推進

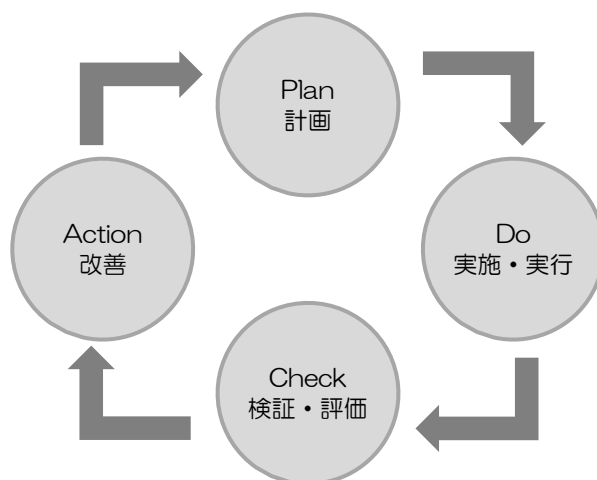
本計画に基づき、市の子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進していくため、子育て支援課と学校教育課が中心となり、庁内関係部局との連携を図り、全庁的に施策の推進に取り組んでいきます。

（2）計画の点検・評価

子育て支援課と学校教育課を担当事務局として、PDCA サイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」）のプロセスを踏まえたうえで計画の進行管理を行っていきます。

なお、Check（検証・評価）については、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業者や学識経験者、地域の関係者や関係団体の代表、市民等で構成する「子ども・子育て会議」により、計画進行状況の把握と点検・評価を行います。

【PDCA サイクル図】



本計画の体系に即し、基本目標や取り組みの方向、実施施策や事業について、子ども自身、親（保護者）、祖父母等の親族、教育・保育事業者や学校、市行政機関、地域の子育て支援者や地域活動団体及び企業等を分析軸として、社会環境の動静を踏まえつつ、取り組みの進捗度の検証を行います。

2. 市民及び関係団体等との連携

（1）地域の参加・参画の促進

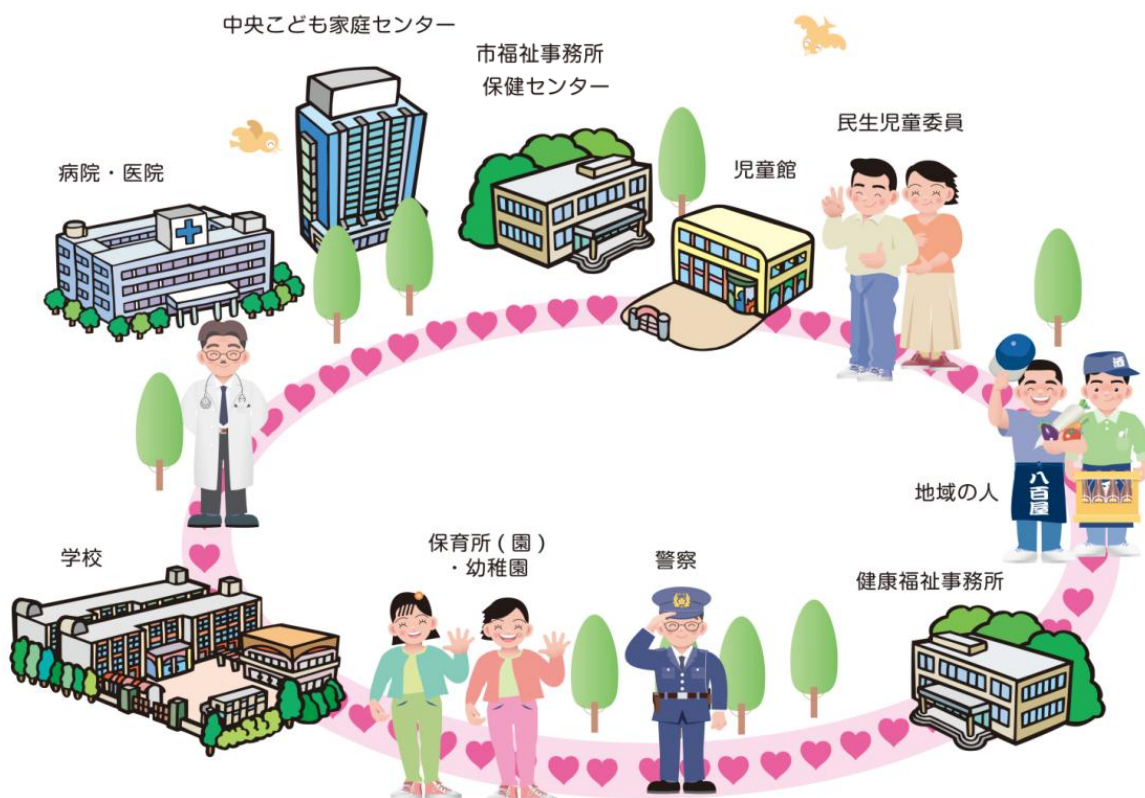
本計画の推進にあたっては市民や地域との共通理解と協力体制が不可欠です。市民や地域の企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子育て支援の意義について理解を深めるよう、広報紙やイベントなどさまざまな媒体や機会を活用し、計画の周知に努めます。また、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型サービスの充実など、市民等による地域ぐるみでの取り組みを支援していきます。

（2）関係機関・団体との連携

地域全体で子育て支援を推進するためには、保育所や幼稚園、学校、その他子育てにかかわる関係団体や関係機関が、行政とのパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進や子育てにかかわる問題の解決に向けて、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有を図るとともに、子育て支援ネットワークの体制の整備に努めていきます。

【子育て支援ネットワーク図】



資料編

1. 小野市公園遊々マップ(主要公園概要…A3版1葉、公園広場30か所位置図…A3版1葉)

平成25年9月30日 小野市条例第13号



小野市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び当該施策の実施状況を調査審議するため、小野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募により選出した市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徴取等)



第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例で定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

小野市子ども・子育て会議 委員名簿

(平成25年11月1日～平成27年3月31日)

全数 15名	選出区分	委員氏名		所属 及び 役職等
1	(1)子どもの保護者	よしだ みか 吉田 美香		小野市連合PTA 理事(平成26年5月18日～顧問)
2		かけい かずひと 寛 一人		小野市子ども会連絡協議会 会長(平成26年4月1日～顧問)
3	(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	きしもと まりこ 岸本 眞里子		公益社団法人 兵庫県保育協会小野支部長 (平成26年4月1日～支部選出) 来住保育所長
4		かわい のりこ 河合 典子		おの育児ファミリーサポートセンター 選出協力会員
5		ふじお じゅんこ 藤尾 淳子		小野市託児サークル このゆびと～まれ♪ 代表者
6	(3)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	よこがわ かずあき 横川 和章	会長	国立大学法人 兵庫教育大学大学院 教授
7	(4)公募により選出した市民	こばやし ゆき 小林 友希		市民委員
8		はしもと まゆみ 橋本 真由美		市民委員
9	(5)その他市長が必要と認める者	きんつ せいじ 近都 征二	副会長	小野市民生児童委員協議会 会長
10		ふじわら かよこ 藤原 加代子		小野市民生児童委員協議会 主任児童委員部会 選出
11		みやおか かずこ 宮岡 和子		小野市商工会議所 推薦選出 神戸合成株式会社 取締役
12		つぼた とおる 坪田 徹		一般社団法人 小野市加東市医師会 理事
13		なかむら かずこ 中村 和子		小野市小・特別支援学校長会 選出 来住小学校長
14		こひがし まさとし 小東 正敏		小野市立幼稚園2園 選出 わか松幼稚園長(～平成26年3月31日)
		ちば むつお 千葉 睦男		小野市立幼稚園2園 選出 小野東幼稚園長(平成26年4月1日～)
15	たはた しげみ 田畑 茂美		加東健康福祉事務所 地域保健専門員	

小野市子ども・子育て支援事業計画
新ひまわりプラン

平成27年3月

発行 小野市市民福祉部子育て支援課
〒675-1380
兵庫県小野市王子町 806 番地の 1
TEL 0794-63-1000 (代表)
FAX 0794-63-1990 (直通)
